

43021

教科書文庫

4
210
42-1943
20000
81616

Kodak Gray Scale

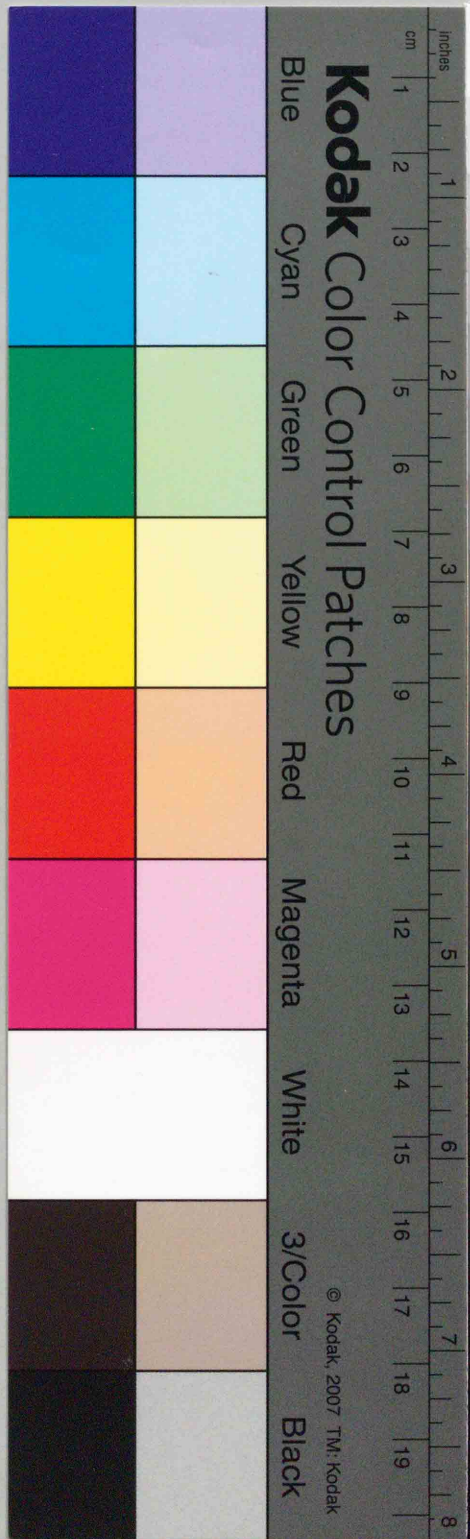
A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black



教科書
42-
20000

文學博士西田直二郎著

女子國史通記 上級用



資料室
濟定檢省部文

用科史歷校學女等高・日八十二月七年八十和昭
用科民國校學業實・日九月九年八十和昭

教科書文庫
4
210
42-1943
2000081616

女子
記通史國

用級上

授教學大國帝都京

著郎二直田西士博學文



像神姬仲

広島大学図書
2000081616


46
210
BB18



例言

一、本書は昭和十二年三月文部省制定の改正教授要目に準據して、高等女學校上級用の教科書として編纂し、主として

一、修學年限五箇年の高等女學校の第四、第五學年(文部省高等女學校
歴史教授要目改正
教材配當甲號表)の
國史教授に用ひられるものであるが、また

一、修業年限四箇年の高等女學校の第四學年(同
乙號表)

一、修業年限三箇年の高等女學校(高等小學校卒業者入
學ノ高等女學校等)の第三學年(同
丙號表)
並びにこれ等と同程度の國史教授にも用ひられるものである。

一、我が國に於ける古今の重要な歴史事象を知らしめるとともに、その裡にあつて、國史を通觀することに意を用ひたため、名づけて國史通記とした。

一、殊に本書は高等女學校の高學年の國史教授用として編纂したため、低學年に於いて學びたる國史の知識を通觀し更に一層これを進めて、人文の發達・社會の進展・文化の相互聯關等について、より深く考へしめるやうに圖つたのである。

二、從つて本書の編述にあつては、

一、國體の淵源とその本義とを歴史事實によつて知得せしめることにつとめたこと。

二、國民精神が一貫して歴史の諸事實に顯現せることに留意し、その發揚を歴史に鑑みて會得せしめることを圖つたこと。

三、國民文化が斷えざる進展をなし、外來文化を醇化しつゝ、連續として發展せしことの記述に意を用ひたこと。
を綱領とするとともに特に

一、女性に關する史實を記載し、女性が國家・社會等文化の諸方面に貢獻したことを知らしめるにつとめ、

二、上級の國史は最高學年の歴史教授であるがため、既に學びたる東洋史・西洋史の史實並びに其の精神を國史と聯關せしめて、これらを綜合・通觀して批判するの用意あらしめたこと。

等に意を用ひた。これ、日本婦人の思想・教養について深く思はしめ、日本國民たる自覺を進めることを驥ふがためである。

三、本書挿入の圖版挿圖は、なるべく郷土的史實との連繫をはかつたが、なほ最近學界の研究に副ふものを選んだ。これも斯界の進歩による清新な知識を與ふることを望むためである。

昭和十二年九月

著者しるす

子女
國史通記 高等女學校上級用 目次

序 說	
第一章 肇國と國體	三
第二章 社會組織と國民道德	八
第三章 大陸文物の攝取	一三
第四章 大化改新と奈良時代	一九
第五章 平安時代の文化	二九
第六章 武士の勃興	三六
第七章 建武中興と吉野時代	四四
第八章 室町時代と東山文化	五三
第九章 革新の氣運と安土桃山時代	六一

目次

第十章	文教の復興	九
第十一章	勤皇思想と王政復古	八四
第十二章	明治維新	九
第十三章	帝國憲法と教育に關する勅語	一〇六
第十四章	現代の大勢	一三三
第十五章	國史の綜覽 女性の覺悟	一三九

— 目次 終 —

子女 國史通記 高等女學校上級用

文學博士 西田直二郎著

序 說

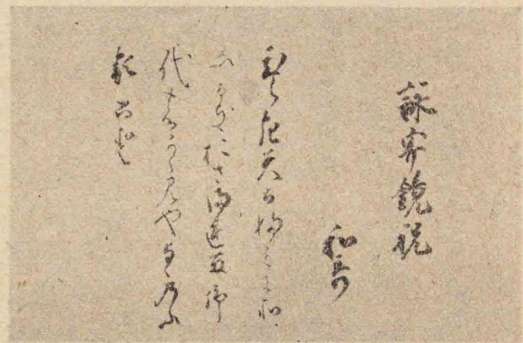
歴史の學問 歴史は過ぎ去つた事象を記載してゐるが、これはただ過去の煩はしい事例の暗誦をその學問の目的とするのではなく、また過ぎし時代に復へることを希ふものでもない。眞に歴史を學ぶことは過去の事象を知ると共にこれに由つて現在をよく理解し、また未來への行動が正しく判斷せられ、指導せられることを圖るためである。中古の歴史物語「大鏡」は歴史を鏡に譬へて、あきらけき鏡にあへば過ぎにしも

今ゆくすゑの事も見えけり。

との歌を載せてあるのも、歴史が過去を知るとともに今を見、行末の未來さへも考ふるに足ることを謂へるものである。

國體と歴史 日本國は萬世一系の天皇これを統治したまひ、つねに皇祖皇宗の遺訓に遵ひ、世をしらしめし給ふがゆゑに、萬民のこれに答へ奉るべき道もまた太古から定まり、國史は最もよくこれを現はしてゐる。

文化の發展 歴史はまた國民精神の發現と謂へる。我が國文化は太古以來、生成發展、眞に止むところないさまであるが、いづれか國民精神の發露でないものはない。歴史はまさしくこれをうつす眞澄鏡である。歴史を學ぶものはこれに鑑みて自らを知り、この精神の發揚につとめなければならぬ。



詠寄鏡記 和歌
ひらきみるふ
みにぞしるき
おさまれる御
代のかいみや
よよのふるご
と
第百八代、後水
尾天皇の宸筆の
和歌で、治まれ
る世々の古事
鏡によせて思し
合せられる御心
を歌にし給うた
のである。大鏡
の歌の意と同じ
く鏡と歴史とを
連想させせられ
た。

第一章 肇國と國體

●肇國

我が國の肇めは悠遠の古へにあり、明治天皇は教育に關する勅語に「皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と宣へるは、皇祖の國をはじめたまふ御事の、遠き古へにあらせ給ふを仰せられたのである。

古事記には、天地の初發の時にあたり、高天原に成りませる神の名は、天御中主神、次に高御產巢日神、次に神產巢日神の三柱が坐し、次に國はなほ稚くらかび漂うさまであつた

が、伊邪那岐、伊邪那美の二神出でまして、このたゞよへる國を修り固め成して、淡路、四國、隱岐、九州、壹岐、對馬、佐渡、本州の大八嶋國を作



●皇大神宮 御手洗
神路山御手洗よ
り神の宮居にも
近づく二の鳥居
を望めば絶えせ
ぬ清き流とも
に身も心も澄み
わたるやう覺え
る。

古事記、神代

し、さらにその他の嶋々をつくり給ひ、これを御子天照大神に傳へ給うたと傳へてゐる。

そのほかの尊い古傳にも、みなこの神のつくり給うた國土の崇高と歴史の悠遠と、その治しめす國にははやくも勝れた統一が存したことが明らかに仰ぎ窺はれる。

こゝに天照大神は高天原に在してこの國を治め給ひ、その君徳の高いことは宇宙を光被し、萬民がみなこれを仰ぎ奉つたゆゑ、一日神とも大日靈貴とも稱へ奉つた。

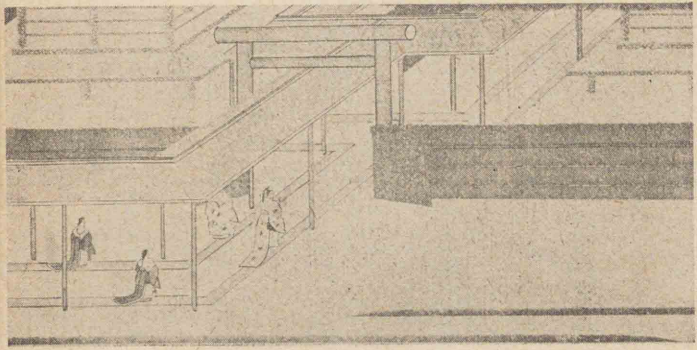
●天孫降臨 やがて大神は皇孫瓊杵尊をこの國に降し、國を治すべきことを詔り給うた。この時に當つて大神は、

豐葦原、千五百秋之瑞穂、國是吾子孫
可王之也。宜爾皇孫就而治焉。行矣
實祚之。隆當與天壤無窮者矣。

との神勅と、三種の神器とを尊に賜はつた。

この神勅は我が國民の永へに仰ぎ奉るべき皇國の大精神であつて、萬世一系にして天壤無窮の皇運は實にこの時に固くその基を定められたのである。

瓊瓊杵尊は諸神を隨へられ、日向の高千穂峯に降り給うたが、この時供奉し奉つた天兒屋根命、太玉命、天鈿女命、石凝姥命、玉祖命はこれを五部神と稱し、これら諸神の子孫は他の諸神の後裔ともにながく皇室に仕へまつた。

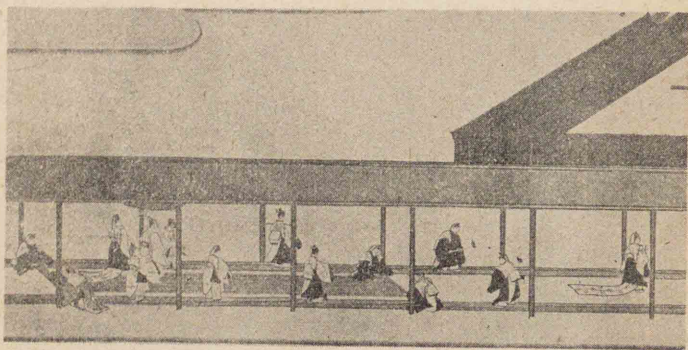


天照大神

天壤無窮の神勅
(日本書紀)

大嘗祭は天皇御親ら神を祭り給ひ、新穀をたてまつられ、また御親らも召し給ふ國家重大の御神事である。

御一代に一度、御即位の大禮の後に行はせられる。まことに祭政一致の古への御儀をしのびたてまつる悠遠の御儀式である。この圖は天皇が廻立殿より悠紀殿へ渡御あらせられるを書きまつる。



五部神

命(鏡作氏)玉祖命(玉作氏)はこれを五部神と稱し、これら諸神の子孫は他の諸神の後裔ともにながく皇室に仕へまつた。

神武天皇即位

瓊瓊杵尊より御三代の間は同じく九州の地に都せられてゐたが、神武天皇に至つて、その地は西に偏り、遠い東の國々の民には、未だ王澤に霑はないものゝあることを思召され、大

いに舟師を起して東征の途にのぼりたまうた。皇軍は内海を航し、従はぬ者どもを伐ち、大和に入り、國內平定の後、天皇は橿原の宮に即位の儀を行はせられた。

宮居を營みたまふ時、詔して「天下を掩ひて宇とせん」との政治の御理想を宣へ給ひ、弘く御代をしろしめされた。

神武天皇はさきに大和を平げ給ふ時、御親ら齋戒して天神地祇を祭られたが、即位の翌年また大孝を申へ給はんとために、靈時を鳥見の山中に立て、皇祖天神を祭り給うた。

かくて國家統治の上に神祭を重んぜられ、御親らせさせ給ふによつてこゝに祭政一致の御形が拜せられる。また諸功臣をそれぞれ地方に封じ、國內を巡幸して民を安んぜしめられた。

國體の精華

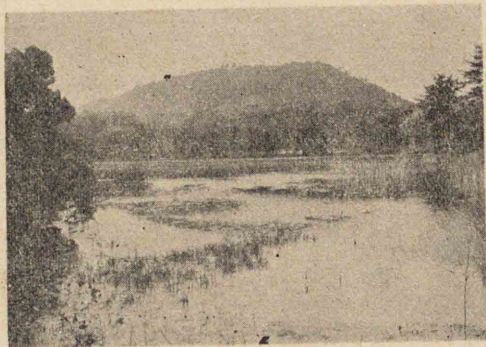
我が國の肇めはかくのごとく悠遠で、神武天皇は天神がこの國を授けたまうた御徳に答へられ世を治められたから、歴代の天皇も亦同じく皇祖天神の現身にましまして、現御神として、この國を治め民を愛み給うた。國民もまた衷心より天皇を敬ひ、皇運を扶翼し奉り、忠君愛國の誠を致し、一君萬民の間柄は「義は君臣にして情は父子を兼ぬる」ありさまで眞に比なき國體をなして今日に至つたのである。

これを諸外國について観るに、肇國の悠遠萬世一系の皇統は他に類のないことは言ふまでもなく、君臣の一體とその和合の光輝ある歴史も亦我が國のごときは遂にいづれにも求めることがで

御東征

圖 敵傍山

圖は南方より敵傍山を望む景で池の向ふ山の麓に橿原神宮があり、山の四周には、神武天皇を始め、綏靖天皇、安寧天皇、懿德天皇、宣化天皇の御陵がある。



雄略天皇詔「義乃君臣情兼父子」(日本書紀)

吉田松陰「士規七則」に君臣一體、忠孝一致は唯我國のみ然りとたすとあり。

きない。これこそ眞實に世界に比類を絶した尊い國體である。

第二章 社會組織と國民道德

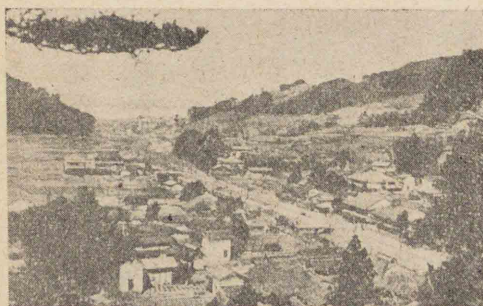
皇威伸張

圖 玉造の町

古代玉造部の住居した地で、出雲玉造部の祖、簡明玉命を祀る玉造の神社や、玉造の工人の住居など、玉造の神跡などは古代の地方には造られた諸種あり、遺せられた玉が蔵せられたり、未製品が出土する。

氏人、氏上、部曲

氏族制度



●天皇を中心とし奉る社會 神武天皇の後、崇神天皇は神祇を敬ひまた従はぬものを伐ちたまひ、垂仁天皇は天照大神を伊勢に齋きまつられ仁政を垂れたまひ、景行天皇は西國及び東國の諸族を征服し給うて、御稜威はいよいよ高く世に輝いた。

上代社會の狀態も天皇を御中心にし奉つて、太陽をめぐる諸群星にも例へられるやうに、諸氏族が仕へまつつてゐた。上代の社會は氏族制度の社會といはれる。各氏族には氏上があつて同族である氏人と、それらに屬する部曲の

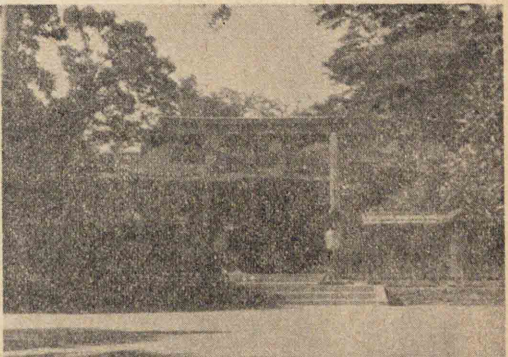
民とを率ゐて、皇室に仕へてゐた。各氏族にはそれらの職務があつた。中臣・齋部二氏が祭祀を掌り、物部氏・大伴氏は主として宮門警衛と軍事とにあたり、鏡作氏や玉造氏は鏡や珠玉の製作を職としたなどその例である。

皇別
神別
蕃別

●氏族の區別と姓 氏族の尊卑はその血統により自ら別けられてゐた。皇室に血縁のつゞく氏を皇別と唱へ、天孫降臨のときから隨ひ奉つた諸神の子孫は神別と稱し、海外との交渉が開けて、歸化した部族は蕃別といつた。

また姓というて朝廷から賜はり身分の高下を示すものに、公・臣・連・造・直・首などがあつた。公・臣は主として皇別の諸氏に賜はり、連は神別の諸氏に賜はるをつねとした。國造は地方にあつて土地を領有し、伴造は職業をもつ民を率ゐて朝廷に仕へるものであつた。

國 日前神宮
 地方には國造が居た。その家が今もついで傳つてゐる。出雲國造の千家氏・紀伊國造の紀氏などその例である。紀伊には神代の寶鏡を祀る日前・國懸神宮が坐す。天道根命の子孫世々紀の國造となり歴代奉仕して今日に至つた。和歌山市秋月



公君別・臣連・村主などの名稱はもと諸の氏族の内にて、それぞれ事情から自らに發生した美稱であつて一定の制度ではなかつた。後には政治上社會上の身分をあらはすやうになり、臣連のうちには朝廷の政に參與するものがあつて、大臣・大連の稱がおこり、官職の名のごとくになつた。

國民精神 天皇を御中心に諸の氏族が仕へまつる氏族制度の社會であるから、國民としては敬忠の念が敦く、また各自は相互の間に相依り相助ける共同の精神が特に強くある。皇室は太古悠遠の時からこの國土に君臨し給ひ、山河草木も王澤に沾はぬはなかつたので國民の間にはこの國土の尊嚴と秀麗の自然に、限りない敬親と愛好とを寄せてゐた。

倭は國のまほろばたゝなづく青垣山こもれる倭しうるはし (日本武尊)

國のまほろば
 國の中心
 たゝなづく
 より合ひ、疊ま
 る貌

加羅國の坊の上に立ちて大葉子は領巾振らすも日本へ向きて (日本書紀)

國民道德 かくて我が國の上代は氏族制度の行はれるところ、

必ず氏神の祀があり、その尊信は清明の心を以て神に仕へ、祖先を崇めるにあるを以て、やがて國民の大宗家に坐します皇室に對しての忠誠の精神となり、また祖先先人への孝養の情となつて、こゝに他國に類例のない忠孝一致の國民道德の淵源が發してゐる。而して相依り相助くる共同の精神は、祭祀政治軍務から經濟の上にも及び、和協寛裕の徳を貴び、氏人等の間には、一族の名譽を重んじ、勇武にして淡白・廉潔を愛する念が強く、一身を犠牲とするを惜まぬ氣風がはじめから勝れてゐた。

女性と思想道德の發達 我が國の男子の勇武果敢であるに對して、はやくから女子は柔和從順の美德が進み、家の内をよくおさめた。

敬神
 祖先尊崇
 孝養
 忠孝一致
 和協・寛裕
 勇武
 淡白・廉潔
 犠牲精神
 柔和・從順

欽明天皇のとき
 大葉子が夫の調
 伊金離に従ひて
 轉に行き日本を
 望みての歌

天照大神

手末の調

倭姫命

綾部の町

鐵道山陰線にある京都府下の綾部町は古代に漢織に巧みな部民の居住した所からその地名が起つたものである。今もこの地方一帯は養蠶が盛んで製絲の工場などがある。

神功皇后



子が狩獵等を主としたに對して、女子は農業・機織などの生産的な方面に主として携つてゐたことが知られる。女性の中には、倭姫命のごとく國家の祭祀に仕へまつられた方もあり、また神功皇后の親ら海を渡らせられて、國威を海外に輝かせられた尊い御事蹟も拜せられる。

大陸との交通によつて養蠶機織の業が改

草香幡校姫
皇后
吳織・漢織
兄媛・弟媛

善進歩して、雄略天皇の皇后草香幡校姫は御親ら桑をつみ、蠶をかはれ、民にその範を示し給うた。この他、支那方面から、吳織・漢織等の機織に巧みなるものや、兄媛・弟媛などの縫女が渡來して、一般産業の盛んになると共に、女子の業も多くなり、女子の社會的地位が次第に高まつた。

第三章 大陸文物の攝取

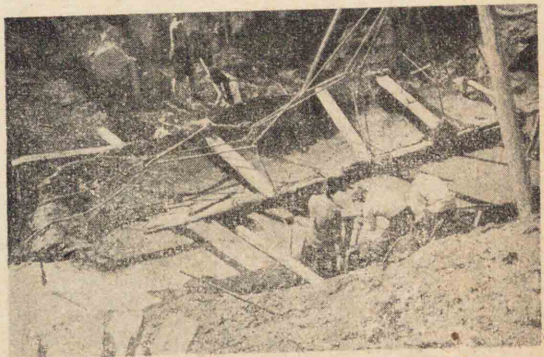
● 海外交通 我が國は東海の中に國を立てたが、太古の我が國民の性情は、孤立・封鎖的ではなく、明朝進取の氣象が勝つてゐた。従つて外國との交通もはやく開け、その交通には船舶が用ひられ、船は浮寶とさへいはれ、海を渡つて大陸に交通する者も少くなかつた。

神功皇后の三韓征伐の後は、朝貢や歸化によつて彼の國の文物

歸化人と産業・工藝の發達

古来の舟を發掘するところ

太古の淀河を航した船が、今の大阪市からよき發掘せられる。大阪市鷺洲第二小學校の敷地で發掘せられた古代船は、楳の一本を以て作られた全長四十一尺に及ぶ單材式列舟である。三木の横木と人の身長とを比べ、船の幅が推測せられる。圖は昭和十年四月發掘當時の様である。



が傳來し、我が國の文化は急速な發展を遂げた。

應神天皇の御代には秦の始皇帝の後といふ弓月君が百濟から百二十七縣の民を率ゐて來り、また漢人阿知使主は十七縣の民を伴つて歸化し、一は機織から秦氏といひ一は綾織に因んで倭漢直と稱し、その部族諸所にひろがり、また養蠶機織の術をひろめた。應神天皇はまた使を南方支那に遣はし縫女織工を召させ給ひ、百濟からは鞍部、畫部、綿織も來つて、手工工藝の技術が大いに進み、樓閣船舶の建造にもまた大陸の風を入れた。

かくて仁徳天皇の御代から雄略天皇の御時に亘つては、國內の産業並びに國外への發展も共に振興し、國勢強く國庫も充實し履中天皇の御代には從來の齋藏の外に内藏を設けられたが、さらに雄略天皇の御時には、また大藏が建てられた。

大陸文物とその影響 大陸の文物が傳來し、國勢が強大となる

とともに、精神的方面にも著しい發展が觀られた。それには一は漢字・儒教の傳來、二は佛教の傳來がこれを促進させたこと大であつた。

應神天皇の御代に百濟から阿直岐・王仁が來朝し、皇子菟道稚郎子はこれらを師とせられ、繼體天皇の御代には五經の博士が百濟から貢獻せられた。その後になつて醫學・曆學・天文・地理等諸々の學問が移入せられた。

佛教はまた繼體天皇の御代に司馬達等が歸化し、私に佛像を祀つたことがあつたが、欽明天皇の御代、百濟から金銅の釋迦佛像及び經論を獻じ、表を



圖 大秦廣隆寺彌勒像
京都太秦の廣隆寺は聖德太子の御發願によるもので、秦の川勝が太子御尊信の佛像を請ひ奉り安置した。此像はその頃のもので、飛鳥時代の様式を持つてゐる。

儒教・佛教の傳來

欽明天皇三十年百濟聖明王三十五年・支那梁元帝承聖元年西曆五百五十五年

上つて、この教は諸法の中最も勝れ、無量の福德果報を生ずることを説いた。蘇我氏は佛法を敬信し、物部中臣二氏はこれに反対したが、佛教は漸次世に弘まり、我が國の信仰思想の上に大なる影響を與へ、これらが次第に醇化せられる道を辿つた。

漢字が傳來し、記録の法が備はつたために、文化の進歩と普及とが著しくなつた。儒教は、忠孝人倫の道を明らかにして我が國古來の道徳を根據づけ、佛教は解脱の道を行ずるうちにも我が國の道であつた主親の恩をいよく深く思ふに至り、また共同和協の精神とも通ずる慈悲仁愛の徳を勧めたために、これらはいづれも國民精神の培養とその發展とに資することが多かつた。

●推古時代と文物醇化 聖徳太子は推古天皇の皇太子に立ち給ひ、政を攝し給ふこと三十年の久しきに及び、その間政治の上には冠位を制定し、曆法を施行し、憲法十七條を定め、國家として進歩せ

影響
儒教と固有道徳
佛教と主親の恩
共同精神

聖徳太子の御改
革

圖 十七條憲法

岩崎本日本書紀中の十七條憲法の部で、古寫本のうち十七條憲法に關しては最も舊いものである。

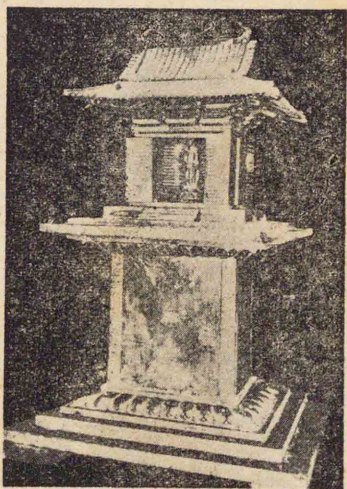
る政治の御理想を實現せられ、外交にあつては隋に使を遣はし支那と直接に交通を開き、學生・學問僧を遣はし彼の國の文物の攝取にとめられ、しかも自主的の外交をもつて彼の國に臨まれ、内にあつては國史を撰修せしめて、朝廷並びに諸氏の記録を整へさせられ、國家の自覺を進められた。かくて宗教信仰の上にも第一に神祇を禮すべきことを百官に示され、憲法十七條のうちにも三寶の敬ふべき事と共に和の貴ぶべきを教へられ、天皇の詔は必ず謹みて承くべき旨を諭された。

教學・藝術もまたこの時代に太子の獎勵により發達し、難波の四天王寺、大和の法隆寺、その他の大寺が太子の發願によつて創立せ

憲法七十條の撰・推古天皇二十二年隋文帝四年
西曆六百零四年・イギスルバロウ建つてハムツトメ教開せんとす。

憲法十七條一曰和親無作宗人皆
有實少者是以或不順君也
備置政上和下睦誼於諸事則事理自通
傳之則四夷之終歸萬國之極宗何世何人
非貴是法入鮮尤惡能敬從之其下
實何、真枉三日承詔必誥君則天之臣
則地之天覆地戴四時順行乃氣得通地
欲廣天則毀壞即是以君言詔承上下行
非故承詔安慎不謹自取四日章律百寮以
礼名本具治民之本、安在子礼上不礼而下
非廣下無礼以必有罪是以章臣有禮位、
不礼百姓有礼則、自治五日絶、
斷訟其百姓之訟一日千罰一日萬、
斷訟其百姓之訟一日千罰一日萬、

られ、高麗の僧慧慈は佛學に達し、博士覺智は儒學に精通し、その他高麗僧曇徴は佛・儒の二學を兼ね紙・墨・彩色の法を傳へ、百濟僧觀勒は曆本・天文・地理書を貢し、これを教へた。太子は内外の典籍を博く覽られ、親ら經文を講じ給ひ、法華經・維摩經・勝鬘經の註疏をも作られた。美術工藝は佛教の興隆とともに榮え、建築・彫刻・繪畫・漆工・刺繡が著しく進歩した。



法隆寺の伽藍に見る建築様式、その金堂内に安置せられてある金銅釋迦如來金銅藥師如來像の手法はこの時代を代表し、また玉蟲厨子に描かれた密陀繪また金具玉蟲の羽を用ひた精密な裝飾法は驚嘆に値するところであり、中宮寺所藏の天壽國曼荼羅は色絲の刺繡にて淨土のさまを描き、その華麗崇高はこの時代の敬虔な信仰をよく表はしてゐる。

圖 玉虫厨子
現今法隆寺の金堂にあるが、もとは橘寺にあり推古天皇の御厨子であつたといはれてゐる。今も多少残つてゐるが、初め、その外側面の金銅の透金物の下に玉蟲の羽を伏せてあつたからその名が起つた。高さ七尺四寸餘檜材で造られ、表面は黒漆塗、上に朱・緑・黄の色を以て密陀繪が畫かれてあり内部には、金銅押出千佛像が張られてゐる。



法隆寺壁畫

大和法隆寺の金堂の内側、合はせて十二面の壁にはそれ／＼佛菩薩等が畫かれてある。そのうち西の大壁には西方彌陀の淨土の圖がある。この畫はそこに畫かれてある彌陀三尊のうち、左脇侍の觀世音菩薩の立像の上部である。微妙の相好には、印度アジャンター壁畫等の人物に見るところに似たものがあつて、印度・西域地方の影響が十分に窺はれるものである。

かく太子は我が國古來の傳統を失ふことなく大陸文化の攝取を大に行はせられ、醇化の道を啓かれ、國家の興隆と政治社會の革新の御理想を示させられたが、これはやがて大化改新への道程であつた。

第四章 大化の改新と奈良時代

文化の攝取と醇化の第一段階

①由來

●改新の由來と其の進展 上古からの氏族制度の社會も、その弊害の一面として、豪族が跋扈し、強弱の差が甚しくなり、また大陸では隋から唐にうつつて、文化が進み統一ある國家が成立しつゝあつたので、内外の形勢は一大改新を要する時となつた。

國家政治革新の御理想は聖德太子がすでに示し給うたが、舒明天皇の皇子中大兄皇子これをうけつぎ給ひ、皇極天皇の四年に權勢の絶大な蘇我氏を滅ぼされてから、孝德天皇の大化二年正月に

大化二年二月廿一日
西曆六百四十六年
貞觀十二年

改新は斷行せられた。中大兄皇子は時に皇太子としてあらせられた。

新政はその大綱として、一には皇室の御料の民をはじめ臣連以下の有てる土地人民を収めて、公地公民とし、二には京師を修め八省百官を置き、諸國には、國司郡司を任命し、三には戸籍を造り、班田收授の法を行ひ、四には田租を定め、調庸の制を立てられ、これを行はしめられた。こゝに於てこれまでの豪族が權を恣にしてゐた政治の状態と、土地人民が豪族に屬してゐた社會の組織とは一新せられ、統一國家と中央集權組織と人材登用の制度とは實現せられたのである。

中大兄皇子は齊明天皇の後位に即かせ給ひ、天智天皇と申し奉る。天皇は法制の完備によつて、統一政治の徹底を期せられ、近江令二十二卷を定めしめられた。天武天皇の御代には近江令に修

② 新政の大要

◎ 進展

近江令

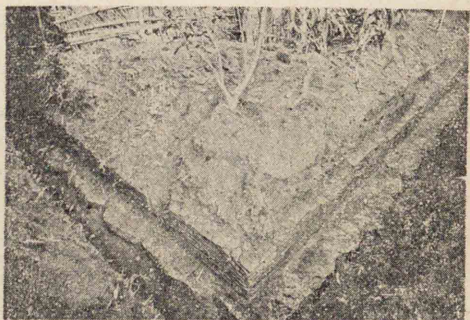
圖 近江大津

京遺跡地
大津の京は今の
大津市北部にあ
たること確であ
る。
岡は近年發掘せ
られた基壇の一
部で大津市の
北部南滋賀にあ
る。遺跡として
注意に上つてゐ
るところである

大寶律令

養老律令

④ 醇化の過程



正を加へられ、律をも制定せられ、その後、文武天皇は従來の律令を更に修正し、大寶元年に律六卷令十一卷を撰定せられた。これを大寶律令といふ。まさに大化改新から五十六年を経て

大寶律令はさらに元正天皇の御代に補修せられて律令

各十卷として養老年間に完成したので、これを養老律令と

する。

かくて大化改新の精神は律令の制定によつて、政治運用の方法が定まつたと観るべく、ながく我が朝廷の制度の根本となつたので、度々の修正も、もとは範を唐の制度にとつたのを我が國風に適合するやうに圖られたためである。

◎ 國力の充實と國家觀念 大化の新政からつゞいて諸制度が完

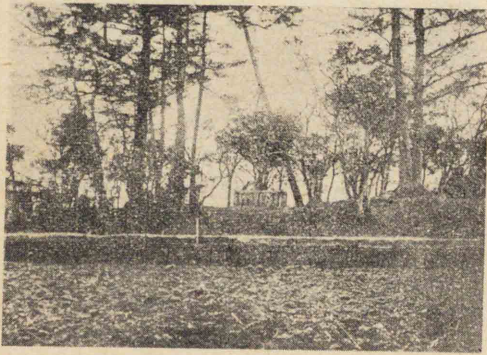
① 雙日二王なしの觀念

② 帝都繁榮國力充實

藤原京址

奈良縣高市郡鴨公村にあり、耳成山の南に當る。西に畝傍山東に香具山を望み、舊くは近く東に埴安池に臨み、更に風光佳麗なるものがあつたと想はれる。近ごろ發掘を行ひその規模の大なることが明らかにせられた。

③ 文化の反省



備して我が國の統一政治は、よく行はれ、強固な國家形體を整へて來た。大化改新の時にあたり皇太子中大兄皇子は天皇の詔に答へ給うて「天に雙日無く、國に二王無し」と申されたのも、我が國體を明らかにし給へるところであり、新政によつて、一君萬民、上下和協の國家の觀念はますます高まつて來たのである。

帝都は飛鳥・難波・大津・藤原などに營まれ、また奈良時代になつては、元明天皇の御代に平城京の造營があり、こゝに七代の帝都の基が固められその威容をも加へ、國力も内に充實して國家形體の上に大いなる發展を見るに至つた。當時支那は盛唐の時代であつて、日唐の交通も繁くなり、文化の攝取も熾んとなり、外に異なる文化を觀るにつけ、反つて自ら

④ 國分寺と國家觀念

隱岐國分寺

日本海にある隱岐の孤島にも國分寺は建てられ、今も古い礎石が歴然と遺り、その昔を語つてゐる。

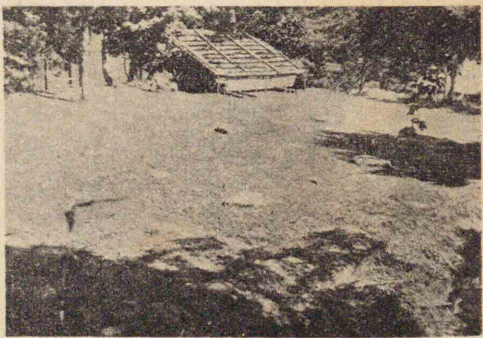
南都六宗

三論、成實、法相、俱舍、華嚴、律。

① 佛教の國民化行基

を省み、國家意識の興隆や、政治の振興が促された。

聖武天皇は光明皇后と共に深く佛教に歸依し給ひ、國毎に國分寺・國分尼寺を建てしめ給ひ、大和には東大寺を建て、毘盧遮那佛の大像を安置し給ひ、この教法によつて國土を安穩にし、萬民の福祉を増進せんことを願ひ給うたので國分寺はまたこの時代の我が國家思想の象徴といへる。



● 文教の興隆と醇化の段階

かくして佛寺には東大寺を初めとして、興福寺・元興寺・藥師寺等の諸大寺が建てられ、宗派には六宗が並び行はれた。これに伴なつて傑出した僧侶も多く、その中にも藥師寺の僧行基のごときは、都鄙を周遊して衆民に教を説いたか

ら、佛敎もしだいに國民的となつてきた。

⑨學問
大學
國學
吉備眞備
阿倍仲麻呂

この時代にあつては學校は京師に大學、諸國に國學があり、學問には倫理(明經)・政治・歴史(紀傳)・法律(明法)・數學(算)などあつたが、奈良時代に入つていよいよ盛んとなり、吉備眞備・阿倍仲麻呂など名聲を異國に謳はるゝものもあつた。

國史
地誌

かくて國家意識は強くなり、文教も進んで奈良時代には古事記・日本書紀・風土記が編纂せられ、日本の國體を深く考へるやうになつた。

⑩文藝
白鳳時代
藥師寺
奈良縣生駒郡

藝術の方面では、天智天皇・天武天皇のころを特に白鳳時代ともいふ。建築には藥師寺の三重の塔が今も遺つてゐる。また聖武天皇の御代は、奈良時代の中に於ても文化の最も華やかな時期であつたから、特に天平時代といはれてゐる。この時代のものには建築に唐招提寺金堂・東大寺の法華堂(世に三月堂といふ)が現存し、彫刻にはこ

天平時代
唐招提寺金堂
奈良縣生駒郡

◎文藝
白鳳時代
藥師寺
奈良縣生駒郡

天平時代
唐招提寺金堂
奈良縣生駒郡

古代藝術の精粹

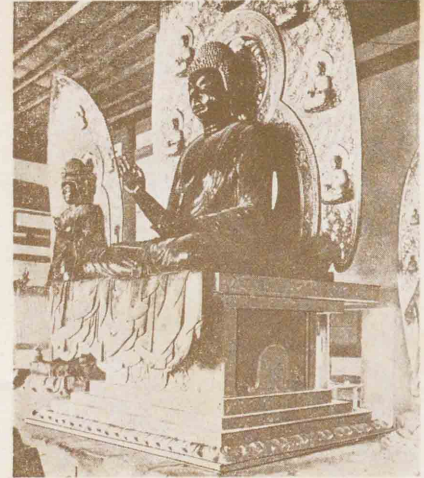
藝術の方面では、天智天皇・天武天皇のころを特に白鳳時代ともいふ。建築には藥師寺の三重の塔が今も遺つてゐる。また聖武天皇の御代は、奈良時代の中に於ても文化の最も華やかな時期であつたから、特に天平時代といはれてゐる。この時代のものには建築に唐招提寺金堂、東大寺の法華堂（世に三月堂といふ）が現存し、彫刻にはこ



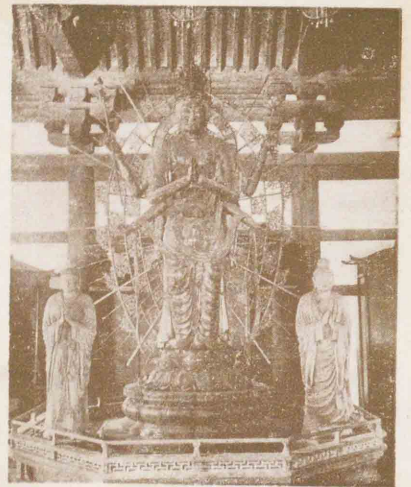
日



三



四



四



四

日 中宮寺彌勒菩薩 木彫にして思惟の相を示し、飛鳥時代の様式を持つが、すでに圓熟し、大いに日本化が見られる女性的な優しさを持つ傑作である。

三 橋夫人念持佛彌陀三尊 光明皇后の御母橋三千代夫人の念持佛で、厨子に納められ、法隆寺金堂に安置せられてゐる。小像ながら光背と共に精巧なる製作で白鳳期から奈良時代初期への過渡的の様式が著しく窺はれる。

四 藥師寺金堂藥師三尊佛 本尊は丈六の金銅坐像にて、白大理石の須彌壇の上に安置せられ、圓満雄偉の相好は白鳳期の最も偉大なる作品として知られてゐる。

四 東大寺法華堂不空羅索觀世音菩薩 法華堂（三月堂）の本尊にして三・六米の大作出で、珠玉を鏤めた寶冠をいたゞき、背には透彫の放射光の光背を負ふ。左右には日光・月光二菩薩がある。

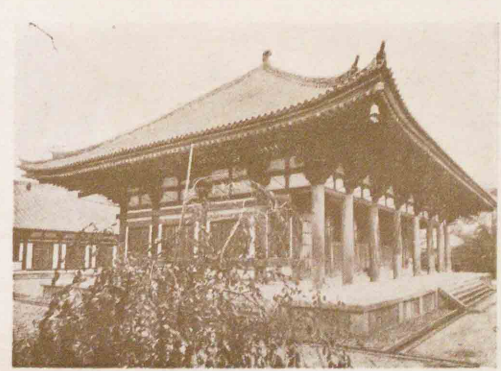
四 聖林寺十一面觀世音菩薩 乾漆像で天平時代盛時の傑作といはれ雄渾にして威嚴を持つ。

四 藥師寺東塔 藥師寺は天武天皇の御草創で、今この塔のみが残つてゐる。總高約三三米三重の塔であるが各層に裳層があるから一見六層かと思はれる。水煙は美はしくして、高く、軒に出入があつて輕快で安定の感がある。

四 唐招提寺金堂 唐僧鑑真の創建にかゝるもの、堂の正面一間通りを吹き放しにして、柱ばかりを列べてあり、やゝそりのある屋根は石壇と對して力強い美しさが見られる。

四 新藥師寺本堂 新藥師寺は光明皇后が天平十九年に建立せられた。この本堂は低い石壇の上に立ち、入母屋造りで輕快な美しさがある。

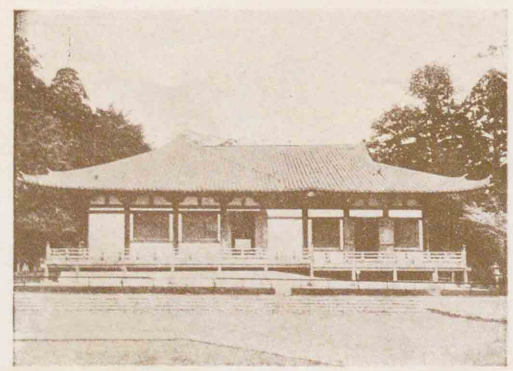
五



四



四



四

文學

懷風藻

萬葉集

れら堂内安置の諸佛像、工藝には奈良の正倉院に納められてある御物があつて、いづれも時代の藝術の精華を誇るものである。

また文學には大陸の風を學ぶ漢文學と、我が國古來の和歌とが相並んで盛觀を呈し、前者には詩集懷風藻があり、後者には萬葉集がある。萬葉集の歌は支那の文字を用ひ、またその詩賦の影響なども見られるが、これには日本の精神が強く盛られてゐる。

懷風藻は天平勝寶三年に編纂せられ、これからつゞいて平安時代に撰集せられた詩文集の先驅をなすものである。萬葉集は大作家持の撰するところといはれ、柿本人麻呂、山部赤人、山上憶良をはじめとして、その作者にはあらゆる階級の人々があつて、歌數凡そ四千五百に上つてゐる。文字はみな漢字の音訓などによつて日本の詞をあらはす所謂萬葉假名によつて書かれてゐる。

④大化改新奈良時代に於ける女性 大化の新政は民をすべて天皇の公民オホキミとせられるのであつたから、女子も六才に達すれば公民と

して男子の三分の二の口分田を班ち授けらるゝこととなり、また男子と同様一定の租を上ることが定められた。

皇極天皇は女帝にましましたましたが後に重祚せられ、齊明天皇と申し奉り、新政の前後にわたらせられ多端なる内治に力を致され、外

法華寺本堂
十一面觀世音菩薩
當時平城京の内
現今は奈良市の
西郊にある法華
寺は、光明皇后
の御發願にかゝ
り、本尊は優れ
た木彫で光明皇
后をうつし奉
つたとの傳があ
る。



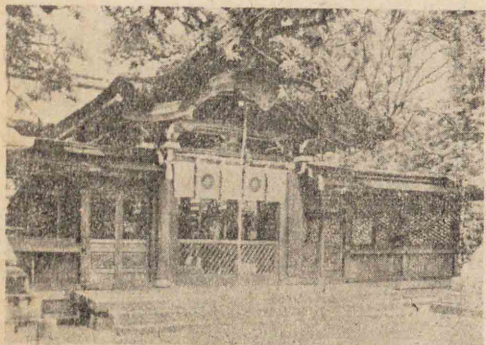
には蝦夷を征討せしめられ、蝦夷・肅慎人を移して大和に置き給ふことがあり、更に百濟の請を容れて新羅征討の軍を發せられ、御親ら筑紫の朝倉宮に到り給うた。

また奈良時代には、光明皇后は、篤く佛法を敬ひて、平城京に法華寺を創建し給ひ、慈悲の御心深くましまして悲田院(老病孤兒を收養する所)・施藥院を設け、救濟の事業に力を竭された。諸國の國分尼寺もこれに倣つて社會の教化に貢獻するところがあつた。殊に和氣清麻呂の

姉の法均尼は棄子を憐れみ、これを養育すること八十餘人にのぼつた。このほか女子にして歌に秀でたものも多く、萬葉集に收められた女子の歌も多數にのぼり、鏡女王・大伴大郎女等はこの時代の歌人として著はれてゐた。

法均尼

護王神社
別格官幣社。和氣清麻呂、和氣廣蟲を祀つてある。初め高雄神社寺にあつたが後、京都御所の西、蛤御門の前に移された。



法均尼は名を廣蟲といひ、初め葛井戸主カヅノに嫁し、貞淑にして慈悲の心に富み、孝謙天皇の御信任が篤かつた。天皇が出家せられた時に廣蟲

も天皇の御弟子となつて、法均と稱した。藤原仲麻呂の亂があつて斬罪に處せられんとする者の數が三百七十五人にもものぼつた時、法均尼は刑を軽くせられんことを天皇に申し上げた。天皇これを納れられ、これらを流刑に處せられた。またこの亂の後、人民が飢えるもの多く、子供を野に棄てるものがあつたので、法均尼は之を收容した。天皇はこれらには一様に葛木首カヅノの姓を賜はつた。

國家

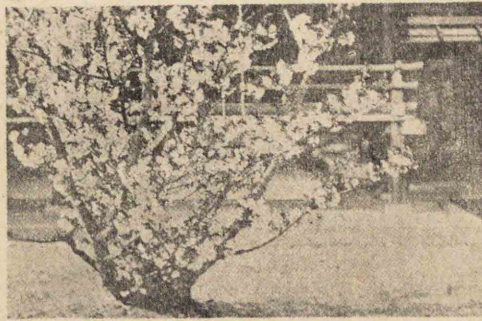
遣唐使廢止

てない、所謂令外の官が新設せられ、政治の上にも、法制にも我が國の實情に基いて、變改があつた。

その間にも遣唐使、留學生、留學僧は唐の文物の學ぶべきは學び、採るべきは採つて、我が國運と文化の隆昌に盡した。宇多天皇の御代、遣唐使は廢せられ、國風の文化はいよゝゝあざやかな發展を

なすに至つた。

菅原道眞が藤原氏のために讒せられて筑紫に貶せられた後は、ただ藤原氏の一門が太政大臣となり、また攝政關白として、天皇を輔弼し奉る任を專にする政治の形態が生じて來た。かくて藤原氏は榮華をきはめ、道長に至つてその頂上に達した。この藤原氏全盛の時期を通じて藤原時代といふ。



藤原時代

眞言宗大本山にあり、宇多天皇は御落飾の後御室を營ませられ、こゝに入られた。境内は御室樓の名所である。

眞言宗大本山にあり、宇多天皇は御落飾の後御室を營ませられ、こゝに入られた。境内は御室樓の名所である。

刀伊の賊來寇

かゝる間にも刀伊の賊の來寇を撃退する事あり、國力は衰へることなく、文化は日本的なものを現しつゝ、發展したのである。

教學

●教學興隆の方向

平安時代に入つては、佛教は前の時代に見られたその國民化する傾向をいよゝゝ進め

高野山に藏するもので源信の畫く所と傳へられる。淨土教美術として重要な藤原時代の優れた作品である。圖は來迎の阿彌佛の脇土の上體の一部を示したものである。



本地垂迹説

は發展して長い間神祇と佛菩薩とを併せ信ずる風をなした。

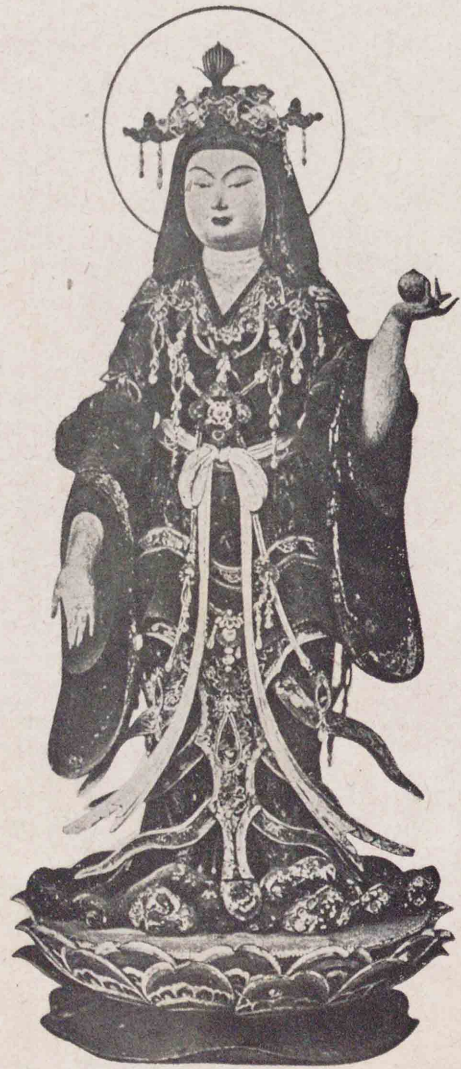
年三禧天宗眞宋年三仁寛皇天條一後 *□

。つ立祖太遠び亡唐年三十後。るたあに年元寧乾宗昭唐年六平寛は止廢使唐遣□年四十九百八曆西

また、天台宗の源信(恵心 僧都)は往生要集を著して浄土思想を説いた。この書は特有の著作として我が國から支那にまで傳へられた。浄土思想はこのほか光勝(空也 上人)や稍後になつて良忍によつて唱へられ、西方彌陀の浄土を欣求する教は一般民衆に向つてひろげられた。

學問には從來の大學國學がある外、藤原氏の勸學院、和氣氏の弘文院、橘氏の學館院などの私學が興り、空海は綜藝種智院(シユヱチ)を設けて庶民のために儒學佛學を教へた。

歴史の編纂は續日本紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄がつゞいて撰修せられ、奈良時代の編纂せられた日本書紀と合せ六國史(リツコクシ)といふ。また、菅原道眞は類聚國史を著した。この書は政務を行ふ上に實際の参考となるものであつた。その後大鏡、榮花物語などの歴史物語が出て、歴史書は廣く讀まれる風潮をな



浄瑠璃寺吉祥天立像

淨瑠璃寺吉祥天立像

奈良縣藥師寺の吉祥天女畫像と並び稱せらるゝものに、京都府相樂郡淨瑠璃寺所藏のこの木彫極彩色の吉祥天像がある。これは藤原時代のもので、もと華麗なる板繪が畫かれた厨子（東京美術學校藏）の中に安置せられてゐる。その高さは臺共に三尺四寸、自由な寄木の法を以て製作せられてゐる。厨子には正面の扉を初めとして内側の壁に梵天・帝釋天・辨財天等の諸天部を畫き花紋の裝飾があるが、その華麗にも劣らず、此の像も亦顔容をはじめとし、髮飾・瓔珞・天衣等の細部に至るまでよく意が用ひられ華美な彩色が施されてゐる。藥師寺の吉祥天が奈良時代女子の風俗を示すとともにこの像も、佛像であるとともに人間的な表現に富み、藤原時代貴族女人の風を想はしめるものを多分に有つてゐる。

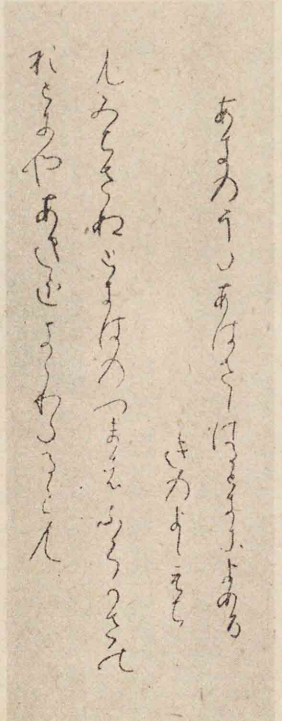
文學
漢文學
假名文學

圖 草假名
古今集の古寫本
で、紀貫之の筆
と傳へらるゝも
の、世に高野切
といはれてゐる

和歌
散文

した。

文學にあつては、初期には、漢文學が隆盛で、リョウウン凌雲集、ブンクワシユウレイ文華秀麗集、ケイ經國集等の詩集が世にあらはれた。しかしこれとともにサカガ草假名や



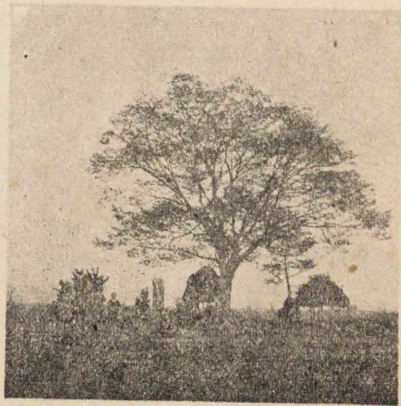
片假名が案出せられ、これらを用ひて日本文を書きあらはす方法が發達しつゝあつた。醍醐天皇の御代、

紀貫之等が勅を奉じて古今和歌集を撰するときにはこの草假名を用ひた。散文もまた竹取物語、土佐日記などを先驅として、思想感情をより自由にあらはす假名文はしだに行はれ、藤原氏が榮華をきはめるころには、女流の文學が興り、國文學の全盛を見るまでに至つた。

紀貫之居

高知市の近郊にあり、佐國の地にして、佐の國に下りて、彼に任滿ちて、四年に歸つた。土佐に記はつた。土佐の日記にあり。旅行日記である。

寺院邸宅の結合
日本趣味



藝術は、初期には建築彫刻繪畫にも大陸の影響が存してゐたが、中ごろからは淨土思想にも因り、一般に優美・平明の風が來た。法成寺・平等院などは從來の寺院の形式に日本的な個人邸宅の趣味が採り入れられてゐる。

に學ぶものであつたが、小野道風・藤原行成に至つては獨立して和様の高雅な風致が見られ、上代様の書風の範をなした。

●平安時代の女性 平安時代の文化の日本化する傾向を多く助けたものはこの時代の女性であつた。嵯峨天皇の皇后は篤く佛法に歸依し給ひ、京都嵯峨に檀林寺を創めさせられ檀林皇后とも申し上げたが、また學問を好ませられ、學館院を建てられ、これより

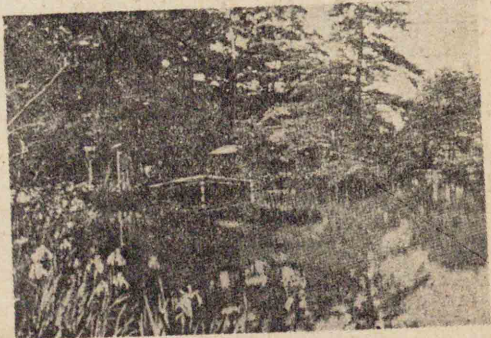
檀林皇后
檀林寺

淳和天皇皇后
大覺寺

酒解神等を祀り相殿に嵯峨天皇、仁明天皇を奉祀する。橘氏の祀る所である。ことに檀林皇后の御尊信篤く、仁明天皇の御宇今の地に遷し給はつた。かきつばたの名所として高い。京都市梅津。

女流文學

次第に私立の學校も起り、文教が大いに興るのをもとを開かれた。また淳和天皇の皇后も嵯峨に大覺寺を建立せしめ給ひ、慈悲の御心深く、側に濟治院を建て僧尼の病むものを濟ひ治せしめられた。このほか、詩歌にすぐれた女子も多く、初期には漢詩に有智子・内親王があらせられ、和歌では小野小町が著はれてゐた。



殊に藤原時代となりては、宮廷の裡に多くの才媛を出だし、文藝の華が競うて開くありさまで、和歌には和泉式部・伊勢大輔・赤染衛門・小式部内侍等が著はれ、小説には紫式部の源氏物語が構想の大きいこと、古今東西に、たぐひ少なく、清少納言の枕草子は輕妙の筆致と警拔な觀察とに追従を許さぬものがあつて、この時代の文學の誇りである。このほ

か和泉式部日記紫式部日記蜻蛉日記更級日記等みな女流文學のすぐれた優しさをあらはしてゐる。

④ 風俗一般

大陸の文物が移し植ゑられた上流貴族の生活もこの時代になつては、しだいに日本的趣味が強くあらはれてきた。衣服は、男子には正装に束帯ツクタイがあり、常の服としては直衣ナホシ狩衣カカリギヌなどがあるに對して、女子の貴人には正装に十二単衣ヒトナがあり、唐衣カラキヌの下に裳モをつけたが、この略装としては唐衣と裳を省いた袴ワヂキがあつた。これらにも優美な姿に改まりゆくさまが見られる。髪は女子の最も意を用ひた所で、結ばずに長く後に垂れるのを常とし、中にはその髪の長さが身の丈タケに餘るものもあつて、その



延喜樂
この曲は、遣唐使や歸化人によつて移入せられた外來の樂ではなくて、我が國に於て作曲せられたもので、宇多天皇の年號を以て曲名とせられ、慶賀の節に奏せられるのを常とした。



春風の子 女族 貴

貴族女子の風俗

この圖は藤原時代の末に在世した大和繪の大家、藤原隆能の筆と認められてゐる源氏物語繪卷の一部である。貴族の邸宅内に於ける女子の風俗がよく窺はれる畫で、花の咲いた中庭に面した所に坐して花を眺めてゐるもの、話をしてゐるもの、碁を打つてゐるもの等が見られ、藤原時代春の日の悠暢な貴族の生活をよくあらはしてゐる。

—名古屋・徳川侯爵家蔵—

美しさがめでられた。また黛・白粉が用ひられ、齒は染められてゐた。當時これを化粧ケツウと言つた。

邸宅は貴人の間には寢殿造シヅメゾウが行はれ、大陸風の建築の様式から離れて、檜皮葺ヒノカフキの屋根も輕快になり、前栽サキザイ・築山ツキヤマ・池水など、林泉の麗しい姿をよろこぶやうになつた。

外來の雅樂
唐樂
林邑樂
高麗樂等
日本雅樂
延喜樂等
東遊
舞踊
田樂

文化の特質

音樂舞踊にも日本のものが發達した。舞樂にも支那・印度の樂の外に我が國で作られた秀れた曲が奏せられた。かくのごとく、平安時代の文化はすべてに於いて一の時期をなすもので、さきの奈良時代の生活ではなほ多く大陸の風がとり入れられ、醇化が漸く進んだに對して、この時代になつては日本の自覺がいよゝゝ進み、國風の文化があざやかに伸びて來たことを知るのである。

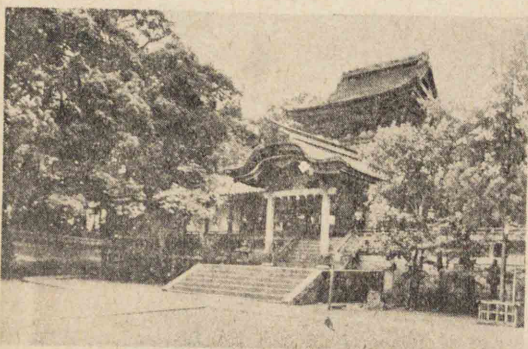
第六章 武士の勃興

國司制度の弛廢
貴族の地方土著

莊園發生

●石清水八幡宮

豊前の宇佐より勸請したもので、京都に近い男山に鎮坐する。源氏の頼信、頼義、義家等の尊信があり、以來武人が軍の神としてあがめた。



●武士の興起 藤原氏が政權を獨占するやうになつてから中央で榮官の途を絶たれた貴族の中には、國司となつて地方に下りその勢力を扶植し、任期が満ちても都に歸らず、遂にはその地に永住して廣大な土地を收め、地方豪族となるものが多くあつた。

また他方には紀綱が弛むにつれて、大化改新のとき定められた班田收授の制はすてに行はれなくなり、公田は次第に私有地のごとくなり、權勢のある貴族や有力な社寺は莊園とてかゝる私有地を地方に多くもつに至つた。

これらの地方の豪族にしても、また貴族・社寺の莊園にしても、自らの土地を護る必要上、武勇の士を多く集めたので、遂にはこれら武士の統率者たる家門が發生した。このうち最もあらはれたのは源平二氏であつた。

この二氏は京都に於ての騷亂、僧兵の横暴や地方の兵亂の時毎に功を立て平氏は清盛に至つて、政權を専らにしたが、幾ばくもななく東國に根據をもつ源氏が起り、平氏を亡すに至つた。

●武家政治國家思想の高騰 源頼朝は

平氏を伐ち、幕府を鎌倉に開き、藤原氏や平氏の失敗の跡に深く鑑み、健實簡素を尙び、幕府には侍所クモシヨ、公文所クモンシヨ（後に改む）問注所を置いて一切の事務を處理せしめた。侍所は武士を總管し、公文所



●源頼朝肖像
頼朝と同時代の肖像畫の名手藤原隆信の筆と傳へられ、よくその風貌を傳へるものと思はれる。京都高雄神護寺所藏。

は庶政を行ひ、問注所は訴訟裁判を司る所であつた。

次いで頼朝は地方には、新に守護地頭を置き、悉く家人を以てこれに任じた。

かくて建久三年には頼朝は征夷大將軍に補せられ、全國の守護地頭を總管したので、こゝに武家政治の基は確立した。

守護は諸國の軍事警察の任務にあたり、謀叛殺害人の召捕りと禁裏並に京都警護の大番の催促とを主なる職務とした。地頭は公領莊園を問はず配置せられ、土地を管理し、租税の徴收、盜賊の逮捕に當つた。

幕府開設の後、源氏は僅かに三代で亡んだけれども、執權北條氏が權を執り、武家政治はなほつゞいた。そのうちにも泰時は幕府に評定衆を置いて合議の制を採り、また貞永式目を制定して幕府政治の基準を明らかにした。また執權時頼は質素儉約を奨め、士風を興し、時宗に至つては建國以來の大難、元寇にあたり、よく果斷

守護・地頭
家人とは家に隸屬せる者の意、この時代、頼朝に從屬した武士をいふ。自らは鎌倉殿御家人などと呼ばれてゐた。

北條氏

泰時

時頼

時宗

元寇

國家思想旺盛

の處置をとり、將士等もまた勇戦して敵艦を撃攘し國威を輝かした。

かゝる時代であつたから、國民上下みな國を愛するの念は熾烈となり、國家的思想は澎湃として高まり來つたのである。

これに反して、その後の幕府は内部に紛糾がつゞき、しかも高時に至つては暗愚にして失政多く、幕府は國民の心をつなぐことができなかつた。かくて英邁にましました後醍醐天皇は政道を古に復させられんことを圖り給ひ、勤皇の將士これによつて多く起り、元弘三年には北條氏が滅ぶるに至つた。

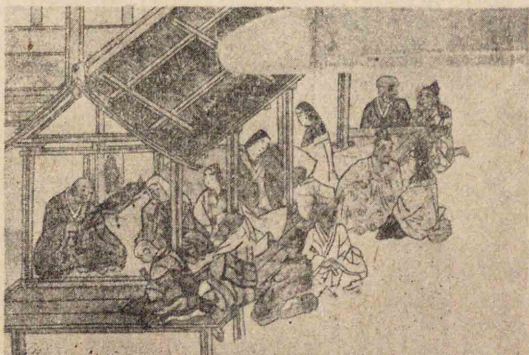
●時代の環境と女子の生活 武家政治の興るにつけて文化も特色のあるものを發展させ、女子の生活もこの環境のうちに前時代と異なるものをもたせられた。

宗教には淨土宗が源空によつて開かれ、その門弟に親鸞が出て

北條氏滅亡

【圖】女人布教
 の圖
 法然上人が高砂の浦で集つた女人に説法をしてゐる様を描いてある。

て淨土眞宗(一向)を立て、智眞(上人)は諸國を遊行して廣く念佛の功德を説いた。法華宗は日蓮によつて開立せられ、禪宗はまた榮西が入宋して臨濟宗を傳へ、その門弟からは道元が曹洞宗を傳へた。これらの新宗派はいづれにも男子、女子のひとしく救はるべきを説いてゐるので、女人の歸依はいよゝゝ多くなり、佛教もまた社會並に家庭の教化の上に新たな力を増進したのであつた。

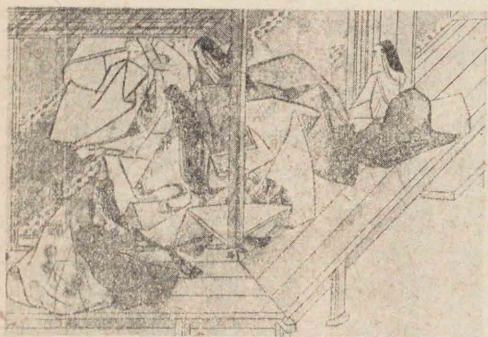


學問文學は、京都の公卿のほかには、武士の間にもひろまり、女子の間にも修められること多くなり、殊に漢文は衰へて假名交り文これに代る風生じて、女子教養の上にも進みを見せた。文學には一般に力強いものがよこばれ、和歌には勅撰集に新古今和歌集があり、新鮮な格調とともに

に氣魄のある歌が多く見られ、時代の女流歌人には、式子内親王、建禮門院右京大夫宮内卿俊成女等のすぐれた人々が輩出した。

源頼朝が兵を擧げたとき、乳母の子山内經俊は平家に味方し、しかも頼朝に矢を射つてその鎧にあてた。後、捕へられたが頼朝は乳母の心をくみ遂に經俊の命を助けた。

【圖】鎌倉時代の女子の風俗
 上流の婦人が侍女を従へて他の家を訪れるところのさまである。



かゝる環境にあつて女子の一般の生活を見れば、平安時代の貴族とは異なり、この時代の武士は戦場に馳驅し勇武で、死を恐れぬ風があつたから、女子もこれに順應して、優雅典麗のみ尙ばず、強固な志操を養ひ凛然たる氣概をもつてゐた。それゆゑ戦亂の間にあつて、女子にして節義のために死し、烈女にかぞへられるものが少なくなかつた。また武士の家に乳人として仕へ、幼き主君に至大の感化を與へたものも多かつた。

源頼朝の妻政子は、頼朝が幕府を創始することを助け、その薨後、將軍家内外の事にあ

たり、世に尼將軍と稱せられた。また京都にては藤原爲家(定家の子)の妻阿佛尼は夫の死後、自ら京都から鎌倉に下向して、家のために訴訟をなしたことがあり、またよく子弟の教育に心を用ひた。

④武士道と女性 武士の間には特色ある道徳がしだいに發達してきた。これを武士道というてゐる。その淵源は古代の氏族團結の精神の中にも見られるが、平安時代の中頃から武士の勃興につれて著しく鮮明となり、この時代の氣風となつた。その上、これは今日も我が國民道徳のうちに強く流れてゐるものである。

武士道には第一に君臣・主従の間に恩義の強い念がある。これは主君は従者に對して慈愛・恩恵を以てし、従者は主に仕へて忠誠・報恩の義を盡すことである。また親子の間には子の親に對する孝養・服従が重んぜられ、そのほか利害得失を超えた犠牲的精神、祖先・家門の名を汚さぬ名譽の觀念が強くなり、なほ勇武・節義・克己・堅

忍質素の徳が尊ばれ、同時に風雅の嗜を忘れないことが讃えられた。

かゝる武人の精神に應じて、家にあつて子弟の養育にたづさはる女子もまた、同じくこの心をもつてその平素の覺悟としてゐた。執權北條時頼の母松下禪尼は日常の用意として自らの儉約を以てその子を誨へたのは、最もよい例證である。

また元寇の時、肥後の尼眞阿が、寡婦の身を以て、その子息と女婿とを激勵して、異國征伐の擧に加はらしめたときは、非常の時に際しての女子の壯烈な意氣を見るべきである。

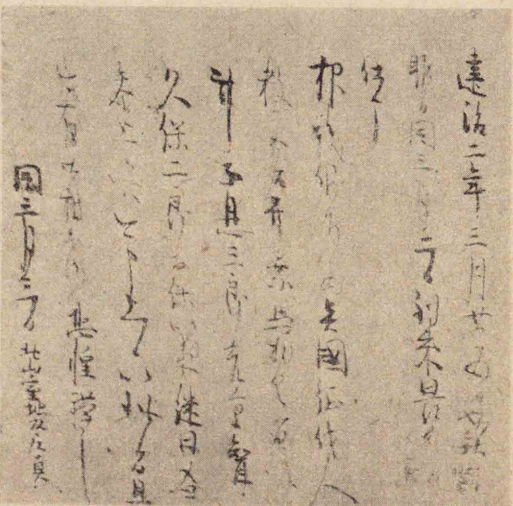
尼眞阿は、肥後の國(熊本縣)北山室きたやまむろの地頭であつたが、文永十一年の第一回の蒙古軍

圖説 尼眞阿請

文 建治二年三月廿五日御書下
昨日問三月二日到來、畏拜見仕候了
抑被下候、爲異國征伐一人數交名并乘馬物具員數事、子息三郎光重、俸久保二郎公保、以續日、令參上候へ、可申上候以、此旨、且可有御披露候、恐惶謹言
問三月三日
北山室地頭
尼眞阿

尼眞阿

異國征伐

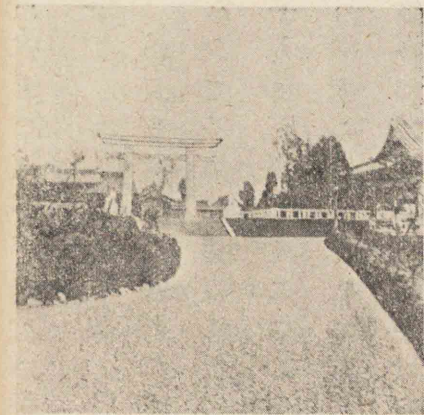


を撃退の後、幕府はその翌年の建治二年十二月我が國より進んで敵國を征伐する計畫を立て明春を以て決行せんとしたとき眞阿は唯一人の息子三郎光重と女婿久保二郎公保とを晝夜兼行にて馳せ參せしめてゐる。

第七章 建武中興と吉野時代

●中興政治の精神

後醍醐天皇は文保二年、即位せられ、はじめは御父後宇多法皇院にあつて政を聽かせ給うたが三年にして法皇御親らこれを罷め給うたので、こののちは天皇親政あらせられた。天皇は天資英邁にして和漢の學に通ぜさせ給ひ、こゝに諸政革新の御理想をいだかせられ、朝臣にも御志を彌け奉るもの多く集つた。



●吉野神宮
奈良縣吉野山にあり、後醍醐天皇を奉祀する。

かくて天皇は第一に ㊶記録所を再興せさせられ、次には ㊷米穀を點檢しその價格を定めて賣らしめ、㊸關所を設けることを停止して交通を便にせしめられ、更に ㊹かしこくも日用の供御を節約せさせられて窮民に施し給ふ等の御事があつて、上下みな御仁政を仰ぎ奉つた。

かゝるうちにも、關東北條氏の不臣は甚しく、天皇は討幕の御計畫を立てられたが、正中元年には御謀が中途にして漏れ、ついで元弘元年の御再舉となり、勤皇の義軍諸國に起り、遂に北條氏は滅亡して中興の新政が行はるゝ事となつた。

元弘三年六月天皇は隱岐より京都に還御し給ひ、直ちに護良親王を征夷大將軍に任じ給ひ、第一に兵馬の權を朝廷に納め給うた。次いで有功の將を賞し、陸奥守北畠顯家をして義良親王を奉じて東北を鎮撫せしめ給ひ、新田義貞には上野播磨を、楠木正成は攝津

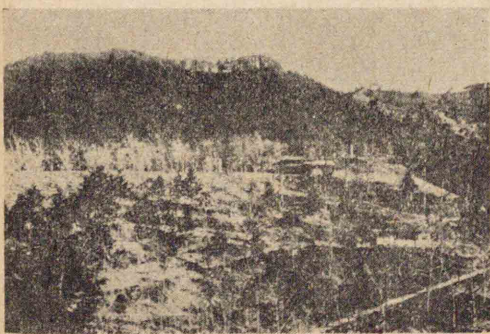
新政實現

口 後醍醐天皇建武元年・元順宗統二年・後三十五年元亡ぶ。
口 西曆一千三百四十年・このころの文藝復興の兆あり。

河内・和泉を、名和長年には伯耆・因幡を治めしめられ、その他國司を任じて地方政治に力を致さしめられた。

次いで翌年、建武と改元し、紙幣を新たに造り、また貨幣を鑄造して並び行ひ、天皇は記録所に臨んで萬機を親裁し給ひ、なほ雜訴決斷所、武者所を置き所司を任じ給うた。天皇は「今の例は昔の新儀なり、朕が新儀は未來の先例たるべし」とのたまひ、新たなる政治の御理想は次第に實現しつゝあつた。

●吉野朝廷 かやうにして中興政治の進むうちにあつて、公家と武家との間に和協が調はず、爲に滯滞があり、加ふるに足利尊氏は、源氏の一族たるの故を以て、幕府政治を再興せんとの野心を抱き、中興政治の基礎が未だな



建武の改元
元弘四年正月
新錢乾坤通寶
紙幣(紙幣)

圖 賀名生
奈良縣吉野郡に
あり。

圖 古寫本神
皇正統記
宮内省藏本

ほ固まらないとき、鎌倉に在つて、叛するに至つた。こゝに於て兵亂再び起り、天皇は神器を奉じて吉野に遷幸し給うた。かくて朝廷は、その後、時には大和の賀名生、河内の天野等にも遷らせられたことあつても、後醍醐天皇より後村上天皇、長慶天皇、後龜山天皇の御四代の間は吉野に多く在しまして、日夜朝威の御回復をはかり給うた。後醍醐天皇の吉野の遷幸からは朝廷のこの地にあらせられたこと五十七年に亘つてゐた。諸國に於ても、後醍醐天皇の崩御の後も、御遺詔の御旨を奉じて勤皇の軍を起すものたえなかつた。

●國體と地方勤皇の諸氏 この時代は國體の觀念が熾烈となる時であつた。北畠親房は神皇正統記を著はして皇位の永へなるを説き、我

神皇正統記

大日本者神國也天祖の御孫を以て
天子神分久統を傳給我國の
この事あり異朝より其の御孫
は(一)神國の御孫は、豊葦原
系乃千五百秋の瑞穂此國と云天地
開闢の初より此石あり天祖國の常
立此尊傷神後神は(二)御孫

が國體が他國に比ぶるものないことをそれに述べてゐる。諸國の勤皇の諸氏には一族を相率ゐ、または代々つゞいて忠誠を盡し奉るものも多くあつた。これらはみな皇室を尊崇し、國體の尊嚴を知るものであつた。

近畿には楠木氏一族があり、正成戦死の後には正行は吉野の朝廷を守護し奉り、東海地方には伊勢に北畠氏があつた。後醍醐天皇の皇子宗良親王は遠江井伊谷イイノに在し、駿河信濃等の勤皇の諸氏が忠勤をいたし、新田義興、義宗、脇屋義治は親王を奉じて關東に義兵を擧げ、親王亦美濃越中、越後にも往來し給うた。常陸には北畠親房が小田氏の援を得て、關茨城縣の城などを守つてゐた。陸奥にあつてはまた北畠顯家、顯信が活動し、結城宗廣これ

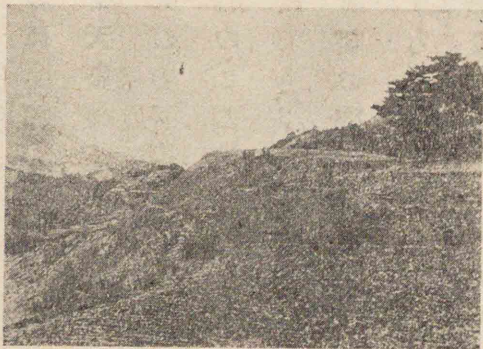


圖 愛蔵寺城

肥後阿蘇氏が愛蔵寺迹に築いた城址で、南方尖部地方の要害地であつた。熊本縣上益城郡白糸にある。

井伊氏（遠江）
狩野氏（駿河）
高坂氏（信濃）

關東

東北

北越

四國

九州

を援けた。越前には新田義貞が、瓜生氏とともに尊良親王、恒良親王を奉じて北國を經營し、四國には脇屋義助があり、河野土居得能の諸氏と相應じて忠誠を盡した。九州には征西將軍懷良親王が在して、肥後の菊池、阿蘇の諸氏また親王を奉戴してゐた。

これ等勤皇の軍の將士は逆境にても屈せずよく節義を重んじて、遂には多く義に死したが、後代永くその義烈は讃へられ、國民精神を興起せしめた。

④時代と女性 この時代には、一般には戦亂がつゞくときであつたが、その間には吉野の寂しき皇居にあらせられても、後醍醐天皇は我が國風の和歌の道には心をとゞめさせられて、和歌の御會を催させられ、後村上天皇も公卿とともに歌道につとめられた。かくて宗良親王は吉野朝廷の歌を集め、新葉和歌集を撰し給うた。學問の上にも正平年中には論語が和泉國大阪府堺で出版せられ

新葉和歌集

正平版論語

たのをはじめとし、佛書の版行がまた屢見られた。

また戦亂のうちに奢侈の風が却つて起る傾があつたので、後醍醐天皇は建武元年に武士の服制を定め

られ、諸人が金襴を身に着け、金銀づくりの太刀を帯びるのを禁制せられた。

女子の風俗もまたかやうな時代にあつては、かなり變動しやすいためであつたが、忠誠義烈な志操毅然たる精神が、

かゝるうちにもよく發揮せられた。公卿の間には、後醍醐天皇の北條氏討伐の

御謀に與りまつた日野俊基の室は、夫が幕府のため害せられた

後は佛門に入つてあつくその菩提をとむらひ、武人の間にあつて

は、楠木正行の母瓜生保の母のごとき子弟を誡めるに勤皇の事を

以てし身を滅して父祖の志をつがしめ、忠孝兩全の道を全からし

め、後世日本婦人の範となつたときがある。

新葉和歌集の歌

忘れめやよるべも浪のあら磯をみ舟のうへにとめし心は

鳥のねに驚かされて曉の寢覺しづかに世を思ふかな

集めねど寝ぬ夜の窓に飛ぶ螢心をてらす心ともがな

後醍醐天皇

後村上天皇

祥子内親王

後醍醐天皇

皇御懷紙

詠七夕契久和歌
いくあきとへに
けるとしはしら
ねともなをす
とをしほしあひ
のそら

詠七夕契久和歌

いへあきとへに
けるとしはしら
ねともなをす
とをしほしあひ
のそら

元弘三年天皇隠岐よりいでさせ給ひし時名和長年むかへにまゐりしを詠み給ふ。

後醍醐天皇皇女

京都還幸

三管領

斯波・細川・畠山の三家かはるがはる任せられ

四職

山名・赤松・一色・京極の四家がこれにあたる。

第八章 室町時代と東山文化

●室町幕府 足利尊氏はすでに順逆を誤まり、その部下の將士も

向背が常でなく、紛亂の兆は早くからあつた。義満に至つて吉野

に坐した後龜山天皇の京都御還幸を仰ぎ奉り、ついで征夷大將軍

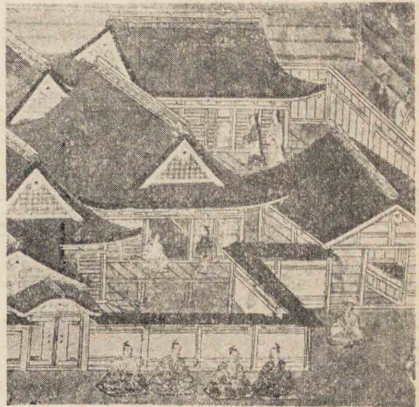
になつたので、幕府がこゝにはじめて開かれた。

室町幕府の職制は鎌倉幕府に倣ふところあつたが、一般政務を

掌るものに三管領があり、これに次いで四職があり、そのほか地方

足利將軍

三條公母家所藏にかゝる、洛中洛外の屏風繪の一部で、室町時代の京都の有様が窺はれる。こゝには侍數人が警護に當つてをり、右には四脚門左には唐門があり、奥には主殿が畫かれてゐる。



に關東管領・九州探題・奥羽探題があつてこれらには權力が強、將軍に従はぬものが生じ、そのため屢、叛亂があつた。また諸侯も家臣等が權を弄し、主君を蔑にするものが多く、室町時代は、下の者が上を凌ぐ下剋上カクシヤウの風がさかんであつた。

幕府はかく内部に統制の力が弱く、ま

永樂錢

徳政令

室町邸
花の御所

東山時代

た財政の窮乏を來たしたので、或は明と交通し、永樂錢を輸入して國威を墜し、或は債務を破棄する徳政令を屢、行ひ、また重税を課したので、窮民の一揆が諸方に起つた。

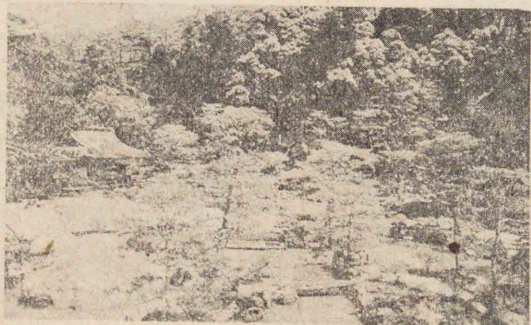
●東山文化 足利義滿は邸を京都の室町に營み、花木を多く植ゑた。世にこれを花の御所ハナノミヤというた。後には政治に倦み、さらに土木を起し、別業を京都の北山に建てて金閣を造り、豪華の生活を送

東山の翠
巒と銀閣寺

東山文化の特色

つた。義政は應仁の大亂のあつたのにも省みず、奢侈に耽り、義滿に倣つて東山に幽邃な別業を起し、銀閣を建て、日々風流を事とした。従つて一般にもこの風ひろがり、風雅を愛する時代となり、大陸の文物もとり入れられ、美術・工藝の發達を促した。世にこの時代を東山時代といふ。

東山時代の文化は、室町時代一般の風潮によつて、一にはしだいに貴族的な風を脱して庶民的な性質を帯びて來たこと、二には禪宗の影響を強く受けたことにその特色が見られる。



宗教學問

佛教はこの時代は廣く普及した時で、そのうちにも淨土宗・眞宗(一向)・法華宗は民衆の間にひろがつた。禪宗ではさきに妙超(大燈)・

④ 足利學校
栃木縣足利市にあり、今も聖堂があり、古書を保存してゐる。



基を固めた。

學問はこの時代は一般に僧侶のほかでは振はなかつたが、京都にはひとり一條兼良があつて和漢の學をかね一代の巨匠と仰がれ、關東には武士の間に却つて學を好むものがあつて、關東管領の上杉憲實のごときは金澤文庫・足利學校を保護した。

國文學では和歌は衰へ、連歌がこれに代つて公家や武士の間に

一條兼良

金澤文庫
足利學校

④ 國文學

⑤ 古今傳授の笈と切紙
今京都帝國大學所管にして、もと中ノ院家に傳はりたるもの。笈は古今傳授の秘傳の書類を収め、非常のときは肩にかけ持出すやうにしてゐる。切紙には秘傳を書いてある。

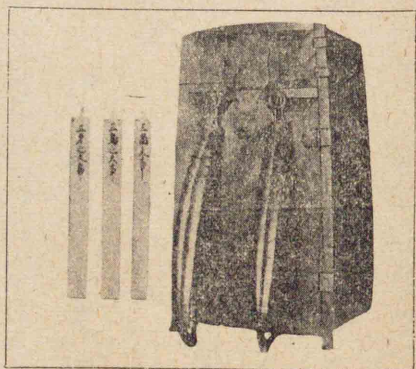
謡曲
建築

繪畫

行はれるやうになつた。歌學も新らしいものが望まれず古今傳授として古今集を教へるのに秘事ありとしたのもこの時代である。文學の作品には謡曲がある。能樂の隆盛とともに多く作られ古文・古歌・漢語・佛語を巧に織り交へ、文學の新形體として發達した。

美術は建築に、金閣・銀閣が今も遺つてゐるが、金閣は三層の樓閣造で上層に禪宗風、中層下層に寢殿造が見られ、銀閣は上層に禪風、下層に書院造りといふ新しい様式をもつてをり、この時代の建築の様式をよくのこしてゐる。

繪畫には宋・元から傳つた水墨畫が流行し、義政のころには、雪舟によつて絶妙の域にまで達した。その後狩野元信は、この畫風に



從來の大和繪を調和融合させて新たな手法を創造し、狩野派を起した。兆殿司(明兆)はまた別に佛畫をよくし、大作をのこした。

●藝能の發達と趣味生活

この時代の風流趣味の生活によつて

藝能に秀でたものが輩出し、趣味の生活が豊かとなり、一般民庶の間にもしだいに廣く及んだから、現代の國民の生活のうちにも多くとり入れられてゐるのを見る。殊に今日の家庭の内に於ける趣味生活、女子の藝事として存してゐるものが多い。



藝能には、能樂、謠曲があり、義滿に仕へた觀阿彌、世阿彌、義政に仕へた音阿彌はその名手で、その流にも觀世、實生、金剛、金春の四座があつた。

趣味の生活では、特色あるものに茶道があつた。茶道は義政が

園庭 龍安寺の庭

岩石と白沙とを配し、庭としては特種な構造を持つてゐる。虎の子渡と言つてゐる。

能樂 謠曲

茶道

花道

專慶(池ノ坊)は相阿彌の弟子といはれる。六角堂は京都市中京區六角通烏丸東

陶磁器

金屬彫刻

書院造

東山に閑居し、相阿彌・僧珠・光などと茶の會を催したことから盛んとなつた。この茶道とともに花道も京都の六角堂の專慶が花を立てる技術を工夫し、それからしだいに花を生けることが一般の家庭でも愛せられるに至つた。作庭の術もこのころ特に發達し、香道や書畫名器の愛玩もこの東山時代に流行し、陶磁器の製作も茶の湯の流行に伴つて發達を遂げた。金銀細工も進歩して刀劍具の彫刻には後藤祐乘があり、精妙な技術を以て世に賞美せられた。

●家庭の生活と女子の風俗 東山時代から、かやうに趣味が多方面にわたつて豊かさを増したから、家庭の内は趣をしだいに變へて來た。邸宅居室の裝飾も瀟洒な風が好まれ、書院造りが喜ばれ、玄關を設け、室内には疊を敷きつめ、襖障子を以て部屋を仕切り、客室には床の間、違棚をつくり、床の間に書畫の幅をかけることもこの

時代の風尚であつた。なほ作庭の術がすゝみ、小さな庭園を巧みにつくり、庭をながめて喜ぶことも時代の好みであつた。

また、客を饗應する儀式にも定式がしだいにでき、食物調理等にも四條大草などの流派が生じた。

これ等はまた今日我が國民の住宅の構造、居室の裝飾、家庭の趣味となつて多く残り、また國民の教養ともなつて存するものである。女子の服装には衣の上に小袖をうちかけた打掛が始まり、服飾は一般に簡略となつたが、地質には綾羅錦繡を用ひることが多かつた。祭禮物見には都會にも地方にも士女が多く集る風があつた。

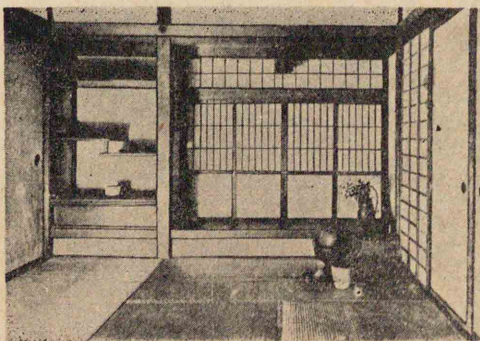


圖 違棚
義政の建てた東
求堂（銀閣寺の
内）内の茶室

女子の風俗

室町時代の繪畫と庭園

㊦ 雪舟筆夏景山水圖

京都曼殊院舊藏の夏冬山水雙幅の内夏景を示すもので雄勁潤達な筆致で、雪舟の代表作である。

㊧ 元信筆溪畔圍棋圖

狩野元信は土佐光信の女婿として土佐派の大和繪風を自家漢畫の風に加味したが、この圖には、この二者の調和がよく見られる。溪畔に春色を描き、圍棋に日月の永きを知らしめる。

京都花園妙心寺頭塔靈雲院藏

㊨ 周文筆山水圖

周文は如拙を師として宋代の諸大家を學んだ。この圖は東京帝室博物館に藏する周文の代表作にして、幽遠閑雅の筆致を見るべきである。竺雲等連の詩題また畫趣を扶けてゐる。

㊩ 明兆筆五百羅漢畫像

明兆には大作が多く、運筆著色の妙、意匠の雄大、古今に絶してゐると云はれる。この圖も五十幅中一幅の部分で着色せられてゐる。明兆はこの圖を藏する京都東福寺の殿司役を帯びてゐたから、兆殿司と云はれる。

㊪ 金閣

金閣は義滿が應永五年建造した別業であつたが、後寺となり鹿苑寺と言つた。この三層の金閣と庭園は當時のもので、高さ四十二尺、下層を法水院といふ。屋上に銅製の鳳凰があり、閣前の池を鏡池といふ。

㊫ 天龍寺庭園

京都天龍寺方丈の西、龜山の麓にある。夢窓國師の所作と傳へらるもの。圖は曹源池と云ひ、國師が「月落波心」と吟じた池である。

㊬ 西芳寺庭園

京都西郊松尾にあり寺は舊く西方寺と云つたが、夢窓國師入つて禪院となる。庭園全く蘚苔を以て覆はれ、俗に苔寺の名がある。誠に深遠幽雅な寺境で、園内西來堂・指東庵・黄金池等國師當時の遺址は舊態を有してゐる。

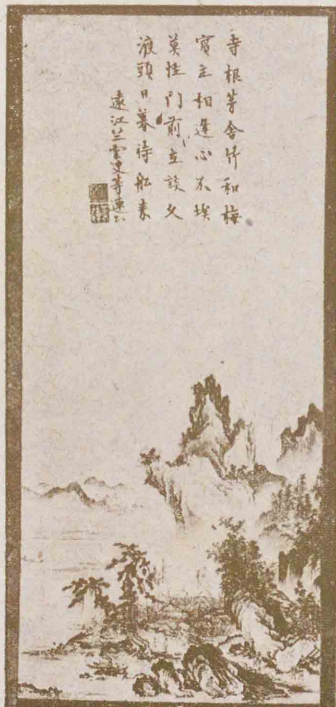
㊭ 美濃國虎溪山永保寺庭園

土岐郡豊岡村にあり、もこ夢窓國師が庵を結んだ所にして庭は瀧より落つる水を湛へて臥龍池を作り池には橋を架してある。圖は、この橋、無際橋を示す。

室町時代の繪畫と庭園



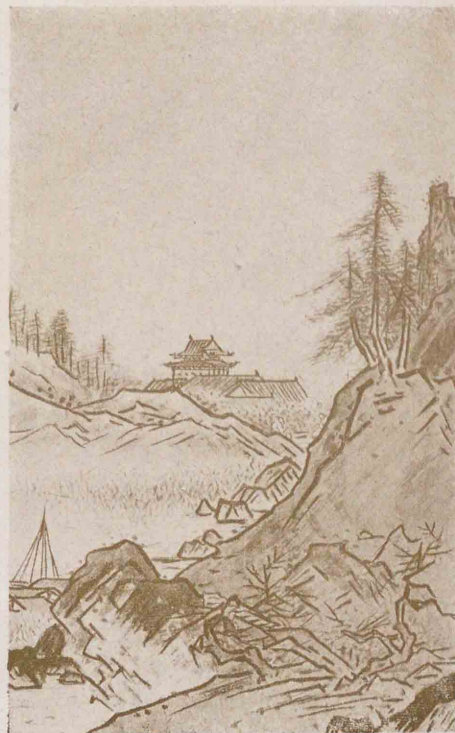
四



三



三



三



八



七



六

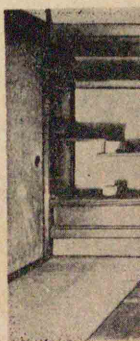


五

女子の風俗

女子の服装には衣の上に小袖をうちかけた打掛が始まり、服飾は一般に簡略となつたが、地質には綾羅錦繡を用ひることが多かつた。會にも地方にも士女が多く集る風があつた。

祭禮物見には都



室町時代の繪畫と庭園

日 雪舟筆夏景山水圖

京都曼殊院舊藏の夏山水雙幅の内夏景を示すもので雄勁瀟灑な筆致で、雪舟の代表作である。

日 元信筆溪畔圍棋圖

狩野元信は土佐光信の女婿として土佐派の大和繪風を自家漢畫の風に加味したがこの圖には、この二者の調和がよく見られる。溪畔に春色を描き、圍棋に日月の永きを知らしめる。

京都花園妙心寺頭塔靈雲院藏

日 周文筆山水圖

周文は如拙を師として宋代の諸大家を學んだ。この圖は東京帝室博物館に藏する周文の代表作にして、幽遠閑雅の筆致を見るべきである。笠雲等連の詩題また畫趣を扶けてゐる。

日 明兆筆五百羅漢畫像

明兆には大作が、多く、運筆著色の妙、意匠の雄大、古今に絶してゐると云はれる。この圖も五十幅中一幅の部分で着色せられてゐる。明兆はこの圖を藏する京都東福寺の殿司役を帯びてゐたから、兆殿司と云はれる。

日 金 閣

金閣は義満が應永五年建造した別業であつたが、後寺となり鹿苑寺と言つた。この三層の金閣と庭園は當時のもので、高さ四十二尺、下層を法水院といふ。屋上に銅製の鳳凰があり、閣前の池を鏡池といふ。

日 天 龍 寺 庭 園

京都天龍寺方丈の西、龜山の麓にある。夢窓國師の所作と傳へらるもの。圖は曹源池と云ひ、國師が「月落波心」と吟じた池である。

日 西 芳 寺 庭 園

京都西郊松尾にあり寺は舊く西方寺と云つたが、夢窓國師入つて禪院となる。庭園全く藪苔を以て覆はれ、俗に苔寺の名がある。誠に深邃幽雅な寺境で、園内西來堂・指東庵・黄金池等國師當時の遺址は舊態を有してゐる。

日 美 濃 國 虎 溪 山 永 保 寺 庭 園

土岐郡豊岡村にあり、もと夢窓國師が庵を結んだ所にして庭は瀧より落つる水を湛へて臥龍池を作り池には橋を架してある。圖は、この橋、無際橋を示す。

第九章 革新の氣運と安土桃山時代

●政治社會の革新と國家的活動 室町幕府の勢力は、應仁の大亂の

後には全く地に墜ち、地方には紛亂絶えず、豪族割據の世となつた。

これを戰國時代といふ。

第九章 革新の氣運と安土桃山時代

●政治社會の革新と國家的活動 室町幕府の勢力は、應仁の大亂の後には全く地に墜ち、地方には紛亂絶えず、豪族割據の世となつた。これを戰國時代といふ。

これら地方諸豪族のうち、北陸には上杉氏、中部には武田氏、關東には北條氏、東海には今川氏、織田氏、奥羽には伊達氏、中國には毛利氏、四國には長曾我部氏、九州には大友・龍造寺・島津の諸氏が最もあらはれてゐた。これらの諸豪は割據して領内の富強をはかり、民政に心を用ひ、その間に、時代の新文化發展の氣運が見られた。この氣運を増進し、天下の統一を企てたものが織田信長・豊臣秀吉であり、それによつて實現せられたものが安土桃山時代の新文化である。而して何よりもまづこれによつて高まり、且つ強くなつ

諸大名の各地割據

統一的氣運

① 皇室の御式微と御聖徳

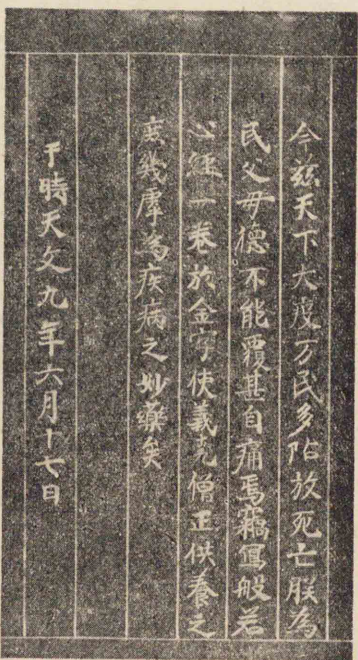
後奈良天皇
皇御寫經與書

今茲天下大疫萬民多隕於死亡朕爲民父母德不能覆甚自痛焉竊寫心經一卷於金字使義堯僧正供養之庶幾瘳爲疾病之妙藥矣。
于時天文九年六月十七日

たものは皇室の尊崇國家的活動であつた。

● 皇室の尊崇 室町幕府の衰頽は、皇室を守護し奉るの大任にも

事足らずして、後土御門天皇、後柏原天皇、後奈良天皇、正親町天皇の御代は恐れ多くも、朝廷は御式微にわたらせられ、内裏の御築地は破れ、恒例の御儀式も闕かせられ、申すも畏きことながら即位大葬



の御儀にも滞らせ給ふことが拜せられた。かゝる時世にも代々の天皇は、戦亂にあへぐ民草の上に御心を注がせ給うたので、國民は天恩に感泣して尊皇の精神鬱然として興り、類なき國體の精華が却つてこゝに發揚した。

後奈良天皇の御代は、皇室いとも御式微にわたらせられた御時にも係らず、天文年中には疫病が流行したのを憂へ給ひ、御親ら紺紙金泥の般若心經を書寫せられ、その奥に、朕爲民父母德不能覆甚自痛焉と書き記されたごときは、まことに畏き極みである。

◎ 國民の勤皇精神

かくて近江の六角高頼は後土御門天皇の大葬の費を獻じ、周防の大内義隆・相模の北條氏綱・越前の朝倉孝景・安藝の毛利元就・尾張の織田信秀・攝津の石山本願寺等、或は即位大禮の御費・禁裏御修理の料、或は伊勢神宮造營の費用を獻納し、伊勢慶光院の清願尼は諸國に勸化して外宮を造營し奉つた。そのほか公卿のうちには三條西實隆等は地方にいたり、豪族の間に説いて忠誠を勵むべきを勧めた。かくて皇室と國民とは相接近して公卿・武人より一平民に至るまで、國民のあらゆる階級に勤皇精神が盛んになり、革新の氣風とともに、織田・豊臣二氏によつて、皇室を中心として天下の統

⑨ 織田・豐臣二氏の勤皇

圖 聚樂第行幸の圖

天正十六年四月後陽成天皇が聚樂第に行幸せられた時の様を寫したもので、公家奉迎の様、善美を盡した聚樂第の結構がうかがはれる。佐野伯爵家藏



一を見たことは、眞に我が國體の精華の發現といふべきである。

尾張の織田信長は父信秀の志を繼ぎ勤皇の念厚く、正親町天皇

より朝儀の再興、御料所の回復の命を蒙り、感激措く能はず、足利義昭を擁して入京し、まづ禁裏の御修理を行ひ奉り、供御の料を獻じ、京都の秩序を整へ、また久しく絶えてゐた伊勢神宮の正遷宮式を復舊し、尊皇敬神の誠を表した。

豊臣秀吉は信長の遺業を繼ぎ、皇室を尊崇し、天下統一の策を進め、天正十三年には關白に任ぜられ豊臣の姓を賜つた。秀吉はまた天正十六年莊麗なる聚樂第に後陽成天皇の行幸を仰ぎ叡慮を

座の發達

慰め奉つて、部將等に皇室を敬ひ奉るべきことを誓はしめた。

● 國家的活動の旺盛 室町時代の末期の政治的不安のうちにあつても經濟生活の發達は見のがすことができない。國內では座といふものが盛んとなり、商人等が勢力のある社寺權門にたよつて營業の保護をうけ、綿・酒・油など各種の商工業を獨占する風があつた。また國外では四國九州・瀬戸内海諸島などの海邊の民が國を出て、通商交易を目的として朝鮮支那の沿海から暹羅南洋諸島にまで渡航し活動した。さらに室町幕府の末つ方には歐羅巴人が來航して、キリスト教を傳へたとともに、火器・藥種・織物・其の他珍奇なる商品を我國に輸入した。

通商貿易

歐羅巴來航

暹羅は今の泰國

これら海外との關係は、我が國家的な活動としては積極的とはいへないが、之に對して、信長は國內では、帝都を修理し、安土の町を盛んにし、商工業を奨励し、新來の西洋の文物についてもこれを

□ 後奈良天皇天文二十年(西曆一千四百五十二年)葡國人來航
明世宗二十二年(西曆一千五百四十二年)天文學考者ルベコス死す

圖 安土セミナリオ

安土の修學院は天正九年に創められ神學・文學を教へた。セミナリオは、Seminariumの略。

利用することをはかり、キリスト教の布教をゆるし、安土には修學院をつくり、宣教師を置いて海外に關しての智識を大いに進め、革新的な氣運を興した。

秀吉に至つては、大阪・伏見に城を築き、都市の繁榮をはかり、外に對しては、國威を伸ばさうとして、印度・臺灣・フィリッピン諸島に書を送つて入貢を促し、更に明と國交の修復を欲して、朝鮮王をして事を計らしめたが、遂に明を伐つために文祿慶長の役を起すに至つた。

秀吉はまた文祿元年、京都・堺・長崎の富商を選んで朱印狀を授け、外國貿易を特許し、これを朱印船といつた。朱印船はその後、年を逐うて増加し、阿媽港・臺灣・呂宋・東京・安南・交趾・暹羅・マラッカ・ボルネオ・ジャワ方面にまで到り、貿易の利を得るとともに國勢の伸張をよく示した。

室町時代の諸將の跋扈、ついでまた諸豪族割據の後をうけて、安土・桃山時代は國家の統一・國家活動の旺盛と内外の諸文物の綜合の新氣運がまさに横溢し來つた時であつた。この新精神は信長から秀吉に至つて大いに發揚せられ、鮮明にあらはれた。かゝる精神は一般文化の上に反映し、政治の上では強力な統制が來たり、藝術の上には、雄大にして綜合的な氣風となつてあらはれた。この時代豪壯な居城の築造に



突

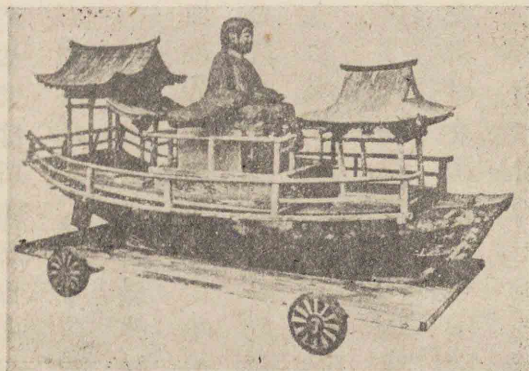
文祿慶長の役

朱印船

暹羅は今の泰國

圖 豊臣棄丸の木像とその遊船

秀吉の子棄丸は夭折したが、その死後棄丸の持物は全部京都妙心寺に納めた、これはその木像と生前の玩具船で桃山時代の風俗や建築の風などがうかがはれる。



四 新精神の興起と女性

は安土城・桃山城・大阪城があり、その城下には士民聚り住んで商業が發達し、城下町の發展が見られた。この時代の武士の好尚は雄

健豪快を旨とし繪畫には、廣壯な城廓・殿館を飾る壁障畫彫刻には丹青の彩色鮮かな欄間の裝飾彫刻などが進歩した。就中繪畫にあつては單純なる構圖に雄渾の氣魄を盛る所に、多く時代の特色が窺はれる。また西歐人の渡來によりて世界の廣大を知り、異境の風物に對する感興高まり、後には南蠻屏風・世界圖及び日本圖屏風の作製が少なくなかつた。こゝにも文物を世界に求める一種の自由な精神・日本人本來の氣象の發動がある。

この時代は一般に戰亂の世で、男子は多く朝夕戰場に馳驅するを常としたので、女子は専ら家庭に在つて子弟の教育に當つたが、また凜然たる氣象を養ひ、事に當つて動ぜず、婦徳を發揮したのも多かつた。武田勝頼の妻

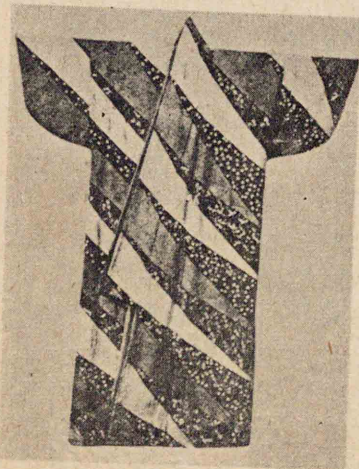


圖 桃山時代
小袖

女子風俗

は相模小田原の北條氏政の妹であつたが、武田氏の滅ぶるや夫と共に自刃した。その他細川忠興や、山内一豊の夫人等は、後世までその徳を謳はれてゐる。

女子の風俗には一般に小袖が發達して華美・鮮麗な女子服裝が起り來り、羽織を着る風もこの時代から行はれてきた。織物には秀吉の頃には京都の西陣が諸種の絹を織り出し染織も進歩し、金欄・綸子・緞子・縮緬の類が生産せられるやうになつた。

第十章 文教の復興

●江戸幕府の創業と文教復興の氣運 徳川家康は秀吉が海外進出の雄大な國策をとつたのと異つて、専ら内治の上に力を注ぎ、慎重・周到な政治方針を立てた。

家康は諸侯の統制に意を用ひ、親藩・譜第・外様の大名の領地を錯

○林羅山畫像



綜させて排置し、天領をそれらの間に介在せしめ、互に牽制せしめるやうにし、また參勤交代の制を立て、これを嚴守せしめた。しかし他方には文治主義を採つたので文教興隆の氣運が強くあらはれた。

家康は大阪の陣の前から古書古記録の蒐集につとめ、また印刷を興して古典の普及をはかり、藤原惺窩・林羅山をして書を講じ、學問興隆に力を致さしめた。

惺窩・羅山は宋の朱子の學を信奉し、羅山の子孫は學問を以て幕府に仕へたので、朱子學がやがて幕府の官學となり、江戸時代儒學の本流となつた。

三代將軍家光は内には幕府の權力を確立し、また外には鎖國を斷行し、ながく外憂の因を絶つたが、學問の上には江戸忍ヶ岡に文

家光と教學

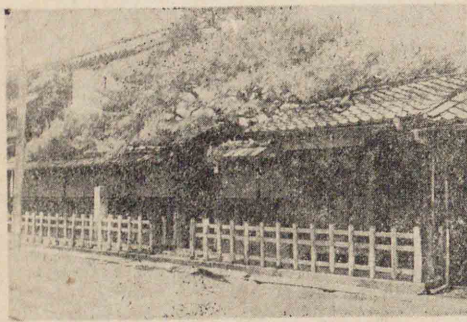
朱子學

陽明學

○藤樹書院
中江藤樹の舊宅にして、この附近に藤樹神社がある。滋賀縣高島郡青柳村小川。

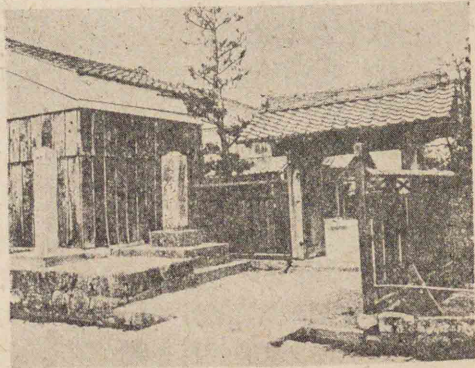
綱吉と文教

○堀河塾
仁齋を初め伊藤氏代々の塾で、今もその子孫に傳はり、建物のこつてある。京都市堀川通下立賣。



庫を建てた。またこの頃に中江藤樹が近江にあつて陽明學を唱道した。陽明學は明の王守仁の唱へたところで、知行合一を説き、躬行實踐を重んじた。その門弟に熊澤蕃山が出て、岡山の池田光政に仕へて學問を藩政の上に用ひた。

次の將軍家綱の頃



からは文治の政策がいよゝゝ進み、この時黄檗宗の傳來があり、五代綱吉は殊に學問を好み、佛教を篤く信じ、大名・旗本を集めて自ら書を講じたから、文教鬱然として興り、藝術もまた榮えたので、この時代を元祿時代といふ。

○白正天皇永寛六十一年外國貿易の禁止(支那・蘭を除く)西暦一千三百九十九年のその前にアソホ・ツクシ・明毅宗・二十二年・清興に於て太皇太后・崇徳四年にあつた。

古學

學問は、この時代には、朱子學派では木下順庵・新井白石・室鳩巢・原益軒・山崎闇齋等ついで出てその外京都に伊藤仁齋、江戸に山鹿素行が出て、古學を唱へ、朱子學が後代の思想を交へたのを難じ、孔子の説いたその古道を學ぶべきことを主張した。江戸の荻生徂徠も古學を究め、その門には逸材が多くあつた。

かく儒學が興隆したばかりでなく、他の學問もこれと並んで振

興した。



圖 僧契沖畫像

我が國の古典の研究も今までのごとく公卿の間ばかりでなく、元祿時代には北村季吟キギンが出て、源氏物語湖月抄などの註釋書を作つて功績があり、僧契沖は大阪にあつて萬葉代匠記を著し萬葉集の研究を開拓した。かくて荷田春滿が京都に出て、國學を唱道する氣運が醸かまされた。

國學

文學

文學の方面では俳諧には、江戸時代の初期には松永貞徳が出て興隆の先驅をなしたが、これも元祿の頃になつては、西山宗因・井原西鶴の出現によつて檀林風の俳諧が大に行はれ活氣を呈してきた。松尾芭蕉はその枯淡閑寂な生活から、深く自然の景趣を



圖 近松門左衛門畫像

愛し、吟詠の上に新たな天地を見出し、俳諧の正風と仰がれた。物語小説は元祿時代には花の開くがごとくに榮え、西鶴は浮世草子に筆を染め、人間の自然の姿を描き、近松門左衛門は淨瑠璃の作者として流麗な文章を以て義理人情と世上の浮沈とを描寫し、その頃の複雑となつた世態の現實に鋭い觀察を投げた。

これとともに演劇の隆盛があつた。この時代の初めには出雲の阿國アキが歌舞伎踊をはじめたと傳へられるが、元祿の頃になれば、

演劇

狩野探幽
筆澤亭雅會
圖

名古屋城内 横繪
竪九尺九寸
横一丈五尺九寸
探幽前半生の大
作にして遒勁な
る筆致である。



淨瑠璃が盛んとなつて、或は操人形をとり入れ、或は俳優の演技とともに語るなど、工夫せられ、歌舞伎はしだいに發達し來り、江戸には市川團十郎が荒事を以て名をなし、京都では坂田藤十郎が寫實的な演技によつて世にうたはれるに至り、その他の名優もつゞいて多く出た。

文學や演劇の隆盛はこの時代にあつては、各地に大小の都市が發生し、都市の内には一般に商工業が榮え、それにつれて町人が擡頭し、上下の生活に余裕が生じ來ることが因をなしてゐる。社會生活の上に一大發展のあつたことをそれが物語つてゐる。

また藝術の方面を見るに繪畫が特に發達し、狩野派・土佐派は前時代からつゞいて榮え、

繪畫

江戸時代初期には狩野探幽(守信)土佐光起が有名であり、土佐派から分れた住吉如慶があつた。また本阿彌光悦(俵屋宗達)は新しい畫風を開いたが、元祿時代に至つては傳統的な畫風には住吉具慶があるとともに、尾形光琳は卓抜な意匠と大膽な手法で豊麗な裝飾的の畫を描いて、日本人の好尚に合ふ新藝術を發展させた。その他英一蝶の風俗畫、菱川師宣、鳥居清信の浮世繪は元祿時代を飾るものであつた。

書道亦進歩し、初期には近衛信尹(三藐院)本阿彌光悦、松花堂昭乗が、書道復古の三筆といはれたが、元祿時代からやゝ後れて、近衛家熙(豫樂院)が上代様の書をよくし、その外漢様の書風がひろく行はれ、細井廣澤など有名である。

● 肅正から爛熟へ 元祿時代の華美の風潮は、その反面に、幕府紀綱の弛緩、財政の困難をもたらし、一般の人心もまた緊張を缺いて

書道

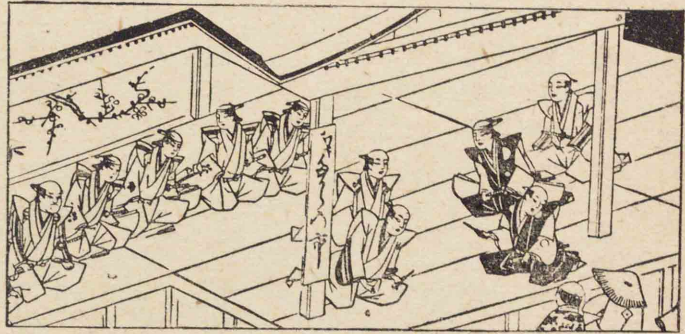
白石

○圖 京都顔見世芝居の圖

芝居が華美になり、顔見世芝居などの多人数の演劇が流行した。中期以後の顔見世の舞臺と風俗を示す。

吉宗

享保の治



文化文政時代

謂文化文政の時代となつた。しかもこの風愈進んで、こゝに革新的氣風がまた興り、外交の紛糾、幕府の失政によつて尊皇攘夷の論

が唱へられ、遂には王政復古の大業となつた。

昌平黌

諸藩學校

私塾

寺子屋

心學

その間、儒學はいよゝ盛大をいたし、幕府の建てた昌平黌にならひ、諸藩にも學校が設けられ、武士を教育する所となつた。これに對して平民には私塾、寺子屋が各地に開かれ、教育は普及した。そのうちに心學は享保の頃、京都で石田梅岩がこれを唱へ、極めて平易に人倫の道を説いたので、庶民の間にひろがり、手島堵庵から柴田鳩翁に至り、殆んど全國に普及した。

國學は荷田春滿によつて唱道せられてからは、その門下の賀茂真淵がこれを進め、本居宣長に至つて大成した觀がある。宣長は古事記傳その他の著作によつてたゞ古典の註釋を精緻にしたばかりでなく、我が國の古き精神を究明し、國體の淵源をたづねたところ、國學大成の功勞がある。平田篤胤はその後に出で、國學を

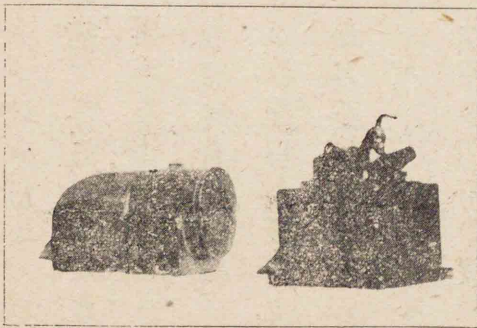
國學
國學の四大人

強い信仰にまで高め、國體の萬國無比なることを説いて、幕末に於

ける尊皇論に多くの貢献をした。

かやうな日本の道を明らかにしようとする勢は、また別に信仰としての神道が唱へられ、幕末のころ黒住宗忠、井上正鏡、金光、大陣（文次郎）等出でて神道の諸教派が興つた。

かゝるうちに、西洋の學問もまた研究せられ、はやく新井白石は西洋の學術を吸取するにつとめ、吉宗將軍は洋學を奨励したので、青木昆陽の蘭學の習得、杉田玄白の解剖學の翻譯、平賀源内の電氣の研究などつゞいておこり、伊能忠敬に至つてはその學術を利用して、驚くべき精密の實測を成し、遂げ、島津齊彬、佐久間象山、高野長英、渡邊崋山等は洋學の知識を以て我が國家發展の大策を攻究したのである。



教派神道
黒住教
金光教

西洋學術の利用

佐久間象山大砲模型

共に長さ四寸五分位で左は、象山が鑄造して信州松代の在で、試演を行つた衛天砲の模型。右は寸龍と稱して外國の大砲を模して作つたもの。長野縣松代町羽田氏所藏。

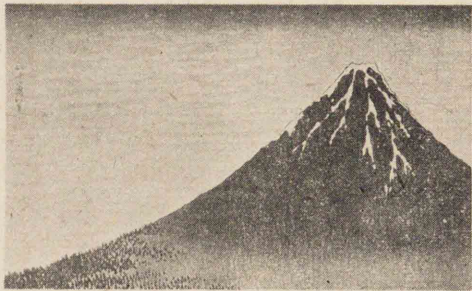
文化文政時代の文藝

北齋畫富士山の圖

北齋の富嶽三十六景の一で、凱風快晴の景観を寫せるものである。

文化文政の繪畫

司馬江漢摹西洋風俗



文學は文化文政時代にかけて榮え、小説には柳亭種彦の田舎源氏、瀧澤馬琴の南總里見八犬傳、十返舎一九の東海道中膝栗毛、式亭三馬の浮世風呂などが出て、世に愛好せられた。繪畫にあつては、享保以後には文人畫が支那より傳來し、この畫風は池大雅、與謝蕪村によつて發達し、また圓山應舉、伊藤若冲は京都に出て、寫生的手法に於てすぐれ、いづれも大作を多く遺し、文化文

政の頃には松村吳春、岸駒谷文晁、酒井抱一、渡邊崋山、岡田爲恭等それら、その作風を以て畫壇を賑はし、司馬江漢は西洋畫



法をとり入れて畫名を擧げた。浮世繪はこの頃喜多川歌麿に至つて錦繪の精華をつくした。同じく版畫には葛飾北齋・安藤廣重が風景畫に於て新生面を開いてそれぞれ一派をなした。

●江戸時代の女子と女子の教育 江戸時代の初めは一般にまだ、戦國時代の餘風を受け、勇壯剛毅の精神にみち、平和の時が來つても武士道はしだいに嚴格となる時代であつたから、女子も忠節を第一と考へ、武藝を練り、氣象も剛いことを尙とんだ。平素から質實、儉素を旨とし、艱難に堪える風が養はれてゐた。將軍家光の輔育に當つた春日局、仙臺藩主伊達綱宗の乳人淺岡等のごとき女丈夫が多く出た。

綱吉の生母桂昌院は綱吉を幼時から輔導してその好學の精神を養つたが、文教次第に興隆するにつれて學者が輩出した中に、上流の家庭の子女には深く學問・修養につとめたものがある。學問

圖説 女大學

女大學には種々の版本があり、繪を挿入し、百人一首や其他常識一般のことが多く記されたものもあつた。最後に「古語に人よく百萬錢を出して女子を嫁せしむるを知つて、十萬錢を出して子をおしゆることを知らずといへり。誠なるかな、女子の親たる人此理を知らずんばあるべからず」と結んである。

〔註〕往來物には「江戸往來」「諸職往來」などあつたが、女子には「女子庭訓往來」「女實語教」などあつた。



では野中兼山の女婉子、貝原益軒の妻初子、讃岐の井上通女等は有名であり、文筆を以て現はれたものには漢詩に梁川星巖の妻紅蘭、俳諧に千代女、和歌に蓮月尼、繪畫に池大雅の妻玉瀾等があり、文教・興隆・文化發展に貢獻する所大であつた。

また後には、幕末維新の頃勤皇の志士の運動を援け精忠を盡した女性も少くなかつた。

この時代庶民の間には寺小屋が教育の機關であり、民間各種の往來物はその教科書として用ひられ、男子・女子ともに學んだが、女子には小倉百人一首などが教へられた。京都に起つた石田梅岩の心學はことに庶民男女の耳に入り易く説かれてあつて梅岩の

弟子には慈恩尼菴ケンカのごとき婦人もあつてその教を弘めた。女子の教育書としては、中村惕齋テキサイの比賣鑑、井澤長秀の大和女訓などがあり、また貝原益軒の著といはれる女大學のごとき女子の修身教本として廣く江戸時代を通じて女子道德の規範となつた。

④女子の生活と風俗 この時代は室

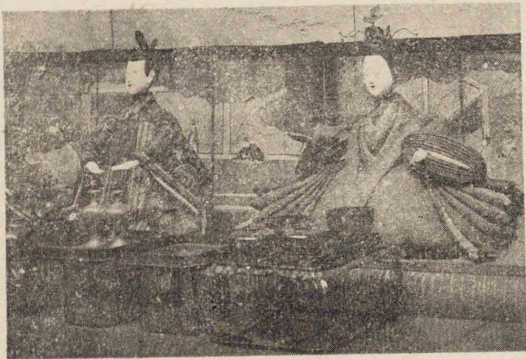
町時代の後をうけて、茶道、插花、香道等一般に行はれ、殊に女子の間には一つの教養としてこれを修める風があつた。

服装は、武家には、儀式の種類、身分の高下によつて衣冠、直衣、直垂、大紋、素袍などを正装としたが、袴カシメが通常の禮装として廣く用ひられて、女子にも身分によつて服装に制限があつた。しかし太平がつゞき、文



圖 女子風俗
打掛が次第に今日の羽織となり行く様が見られる。

圖 雛祭り
江戸時代中期ごろの内裏雛である。



化が發達して、華美の風は一般上下に浸潤し、元祿時代の華麗な服装を好む時代が來たり、女子には友禪染、鹿子模様などの艷美なもの、がよろこばれ、髪カミの結ムスビひ方にも技巧を用ひ、伽羅カハラの油アブラの使用が普くなつて物見遊山モノミユウサンが好まれた。女子の服装のうちにも、袖と帯との發達があり、初めは幅のせまい帯が用ひられたが、中期頃からは、幅ひろくなり袖は大きく振袖となり、帯も前で結ぶものもあつたが、後には、丈も長くなり、結びを後にまわすを普通とするやうになつた。
年中の行事も略定まり、正月の門松カドマツ・注連ツルネ飾り、羽子遊ウツコトびからはじまつて、五日には寺子屋の書初めがあり、二月の初午ハツヌ（午の日）、三月の雛祭りヒナマツリ（三日）、四月の灌佛會カンブツカイ（八日）、五月の端

午節句(五日)・六月の夏祭七月の七夕祭(七日)・盂蘭盆・精靈棚(十三日)・八月の八朔の祝儀(二日)・十五夜の月見九月の重陽の節句(九日)・十月の夷子講(誓文拂)(廿日)十一月酉の市(酉の日)十二月煤拂(十三日)餅搗はその重なるもので都も鄙も女子たちが、こゝろごゝろに待つ喜びであつた。

第十一章 勤皇思想と王政復古

朱子學と大義名分

●文教の興隆と勤皇思想の勃興 江戸幕府は家康の時から文教を奨励したので、これによつて一にはまづ儒學が大に興り、二にはついで神道・國學が盛んとなり、三には國史の攻究が進み、これらはいづれも勤皇思想の淵源となつて思想上、王政復古の基礎となつた。

●儒學と勤皇思想 江戸時代學問の興隆につけまづ本流となつたものは、儒學のうちの朱子學であつた。この學派はもと朱子が

山崎闇齋
淺見綱齋

王道を尊び覇道を卑しむ學風によつて、我が國でも、大義名分の思想を大いに高めたが、朱子學者のうちにも山崎闇齋は、強く尊皇斥覇の論を唱へ、またその門から淺見綱齋が出て、靖獻遺言を著して大に勤皇の精神を勵ましたから、儒學ははやくも江戸時代勤皇思想發展の因となつた。

山鹿素行
畫像



朱子學派以外に於ても、山鹿素行は晩年中朝事實を著して我が國こそ萬邦の中心、文華の榮ゆる地であることを述べ、皇室の尊嚴と國體の精華を論じ、幕府の存立を思想的に動

かすものがあつた。

垂加神道
竹内式部

●神道國學と勤皇思想 山崎闇齋は、はじめは儒學を講じたが後には神道に志して晩年には垂加神道といふ教義を立てた。この流を汲むものに竹内式部が出て、京都で公卿の間に尊皇の大義を

鼓舞したので、寶曆九年、幕府のため捕へられて罪せられ、ついで同じく闇齋の學問を奉ずる山縣大貳が江戸に於て兵學を講じ、柳子新論を著して尊皇論を唱へ、同志の藤井右門とともに、明和四年、刑に處せられた。

山縣大貳
藤井右門

國學

契沖
荷田春滿

賀茂真淵

本居宣長

詠草

雪中遠情
京だに木毎にさ
けは花ならぬ雪
もよし野のやま
ぞゆかしき
本居宣長



神道とともに勤皇思想の興起に深い關係のあつたのは國學である。元祿に出た契沖の古語の研究に出發し、荷田春滿によつて提唱せられた國學は、賀茂真淵に至り一段の發展を見、皇國上代の道、即ちこの「古道」こそ國の根本精神であることを力説し、上代への復歸を理想として説くに至つた。その弟子の本居宣長は、さらに古典の精緻な研究によつて古代の精神をたづね、儒教

平田篤胤

大日本史
水戸學

よりもすぐれた我が國固有の道のあることを明らかにした。宣長の學統をうけ平田篤胤は國學の主張を進めて、古道に基く神道説を立て、萬國に比類なき皇室を上戴く我が皇國こそ、世界に冠絶する秀れた國であることを強く唱へた。これらの思想は幕末の民心に多大の感化を與へ、維新の改革をひき起す有力な思想的原動力となつた。

◎歴史學と勤皇思想 歴史の研究、編纂の事業は幕府の初期から行はれたが、水戸の藩主徳川光圀は大日本史の撰修を企て、國史に徴して大義名分を明かにせんとした。水戸學は實にこの精神によつて發達したもので、幕末の藩主齊昭、烈公、藩士の藤田幽谷、同東湖、會澤安（正志齋）等はよく水戸學の精華を發揮した。

歴史の編纂は他の諸藩にも行はれ、史書の刊行も多くなつた。それとともにこの時代の初めの頃から太平記が人々の間に讀ま

太平記讀

太平記讀が街を讀みながら行くところ、元祿ごろの圖である。

楠公崇拜

れ、太平記讀として、この書を民衆に語り聞かせるものが出現し、建武中興・吉野朝廷の忠臣の義烈がひろく世に知られるやうになつた。高山彦九郎(正之)・蒲生君平(秀實)等の志士も若くして太平記に感激した人々であつた。また楠公崇拜の思想がこの時代に於て高まり、水戸藩主徳川光圀が湊川に忠臣楠子の墓碑を建てたのもこの時代であつて、勤皇忠誠の情を振起せしめた。

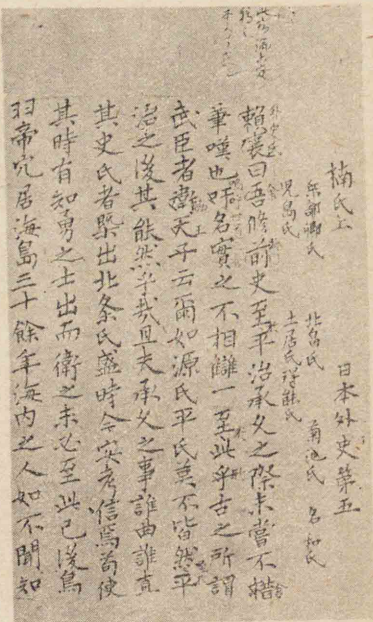


日本外史

かゝる間に幕府の末つ方頼山陽(襄)が出て、二十年の心血を注いだ日本外史を著して、楠木・新田諸氏の忠烈の事蹟を述べることに詳細で、文章もまた朗讀すべきであつたから、世人を強く感奮せし

山陽日本

楠氏論の一部で、ところどころに修正の書き入れがある。



かくて歴史の研究はひろく國民の間にわが國體を知らしめ、勤皇の思想を興起せしめたので、儒學・神道・國學等と相俟つて、やがて來るべき

王政復古の思想的根據を固めたのである。

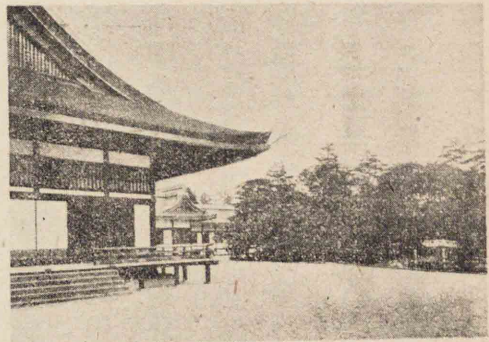
●幕府の衰運と對外關係の紛糾 かやうにして、尊皇思想の勃興は、則ち思想上から武家政治の存立を危からしめるものであるが、幕府自らも家齊將軍の末年からは弊害が甚しく、實力の上にも衰亡の運が來てゐた。

それにも増して幕府は家康以來朝廷を尊崇し奉つたとはいへ、勸慮にそむきまつること少くなく、かゝる幕府の存在は我が國

朝廷

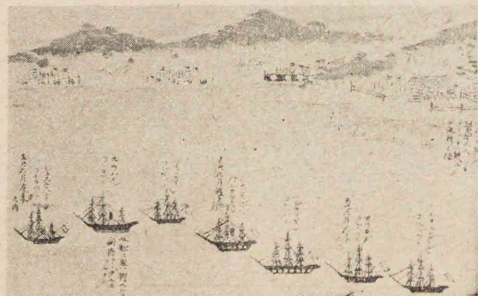
京都御所 御學問所

京都御所の内、小御所の北にある。天皇の御講學の御殿である。幕府が天皇に學問を勧め奉つたことがかゝるところにも窺はれる。やがて小御所が王政復古の大號令の發せられる御ところとなつた。



體の上からは當然否定せられねばならなかつた。かゝる情勢に加へて外交上の諸事件は益時局を紛糾せしめ、幕府の衰亡を早からしめた。嘉永六年六月、北米合衆國の提督ペリーは、大統領ペイルモアの命をうけて軍艦四艘を率ゐて浦賀に來り、強硬に修好通商を求めた。その翌月には、露西亞の使節プーチヤチンも軍艦を率ゐて長崎に入港し、國書を呈して修交を修め通商を開かんことを請ひ、かつ樺太の境界を定めんことを要求したが幕府

神奈川沖に碇泊の米艦
安政元年二月その情況を見たるものゝ寫したるによる。
プーチヤチン來朝



は處置に窮し徒に因循姑息の策を講ずるのみであつた。

こゝに於て攘夷開國の論が天下に喧しく、國民はひとしくこの危機にあたつて、日本國家の本然に省みて皇室を奉じ舉國一致して艱難の時局に處すべきを思ふたのであつた。

和親條約
條約勅許を仰ぐ

かゝるうちにも安政元年及び二年には幕府は米英露及びその他の諸國と和親條約を結び、ついで安政四年北米合衆國と通商條約を議定し、その調印をしようとし、翌五年正月老中堀田正睦を京都に上らせ特許を仰がせたが孝明天皇は國家の重大事にあたり

いたく宸襟を悩ませ給ひ、幕府の希望は直ちに達せらるべくもなかつた。

この頃將軍家定に嗣子がなかつたため繼嗣の問題起り、時局をますます紛糾させ



徳川慶喜 像
將軍繼嗣問題

直弼の専斷
通商條約

この難局に處するため彦根藩主井伊直弼が大老職に擧げられたが、直弼は時の勢已むべからざるを思ひ、安政五年六月遂に勅許を待ち奉らずして通商條約に調印し、ついで衆議を排して將軍の

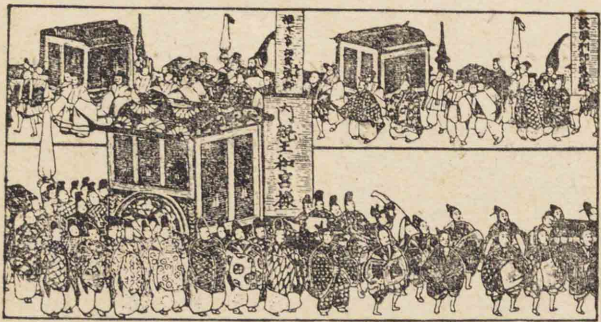
安政大獄

櫻田門外の變

公武合體と御降嫁

和宮御降嫁

文久元年十月に發行された和宮御降参向御行列附と稱する摺物の一部である。



世嗣に紀伊の慶福を迎へた。これ後の將軍家茂である。こゝに於て世論が囂々として止まず、直弼もまた非常の決心を以てこれを強壓せんとし、所謂安政の大獄をおこし吉田松陰、橋本左内、頼三樹三郎等の志士を死罪とした。しかし人心はますます激し、直弼は翌萬延元年三月櫻田門外にて殺され、幕府の前途はすでに暗くなつてゐた。

直弼の後をうけた老中安藤信正は公武合體の策を立て、孝明天皇の御妹和宮親子内親王

を將軍家茂に降嫁し給はんことを奏請し、文久元年には和宮は江戸に下り給うたが、この事はまた志士の憤激を招き、信正は江戸城の坂下門外で要撃せられて傷つき、幕府の威信はもはや回復すべくもなかつた。

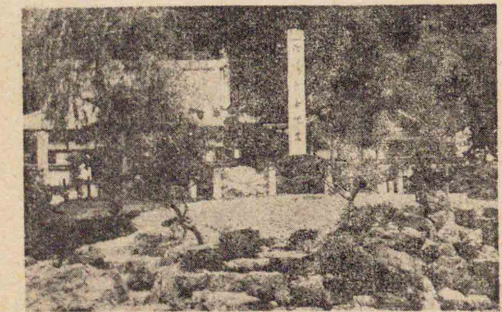
薩・長の活動

大和行幸の議

天誅組紀念碑

文久三年八月中、山前侍從忠光の下に大和五條にて兵を擧ぐ。事ならず吉村實太郎等これに死す。奈良縣吉野郡篤家にある。

この頃から薩長二藩の活動は著しく、長州藩は過激な攘夷の説を唱へ京都を動かし、文久三年將軍家茂が上洛した頃には三條實美等の尊攘派の朝臣と謀つて攘夷御親征と號し大和に行幸を請ひ奉り一舉に討幕を行はんと企てさへ立てたほどであつた。



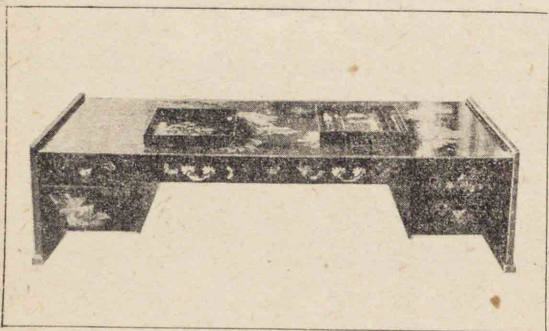
元治の變

らなかつた。この時尊攘の志士は所在に兵を擧げ、討幕を唱へたが、いづれも時未だ到らず、長藩の老臣等も兵を率ゐて強ひて入京したけれども、元治元年、蛤御門で會津・桑名・薩摩等の兵と衝突して敗走した。

長州征伐

孝明天皇御机・御硯箱

孝明天皇は崩御の後、京都泉涌寺に葬り奉つた。御調度は泉涌寺に御施入せられたもの多く、これは國事御多端の御一代に御愛用の御机・御硯箱と承る。



こゝに於て幕府は長州征伐の軍を起すこと二回に及んだが、慶應二年七月に將軍家茂は大阪に薨じ、またこの時すでに薩長兩藩の連合がなつてゐたので翌年には征討の軍を解いた。

大政の奉還 この年、慶應二年十二月、孝明

天皇崩ぜられ、翌年正月、明治天皇踐祚あらせられた。この頃岩倉具視は三條實美と謀を通じ、薩摩の西郷隆盛・大久保利通、長州の木戸

大政奉還

孝允等とともに討幕を計畫し、慶應三年十月、薩長二藩は討幕の密勅を拜するに至つた。この形勢を見て土佐の前藩主山内豊信(容堂)は家臣後藤象二郎等を京都に上らしめ、慶喜に書を呈して大政の奉還を勧めた。慶喜も深く時勢を察して、十月十四日を以て、政權を朝廷に還し奉ることを奏請し、翌日聽許の御沙汰を蒙つた。かくて王政復古、明治維新となつたのである。

幕末維新時代の女性 幕末維新の時代は、内憂・外患交起り、我が

國の歴史の上に於ては、未曾有の變革の行はれた時代であつた。この時に當つて男子はもとより身命を顧みず、國事に奔走したが、女子もまたよく時勢を知り、夫や子を勵まし慰めて、其の目的の達成をはかつたが、更に志士の間の連絡をはかり、或はこれを庇護し、または親ら志士と交はり折衝する所あり、中には、戰場に臨むものさへあつた。

靜寛院宮 御書展圖

御自筆日記

明治元年三月七日の條。田安より、錦を以、時變等の節ハ立退候哉否、天御方(天璋院)ハ尾州や敷のつもり乍、予ハいかいと尋ニ付、可成丈は、當城立退ぬ心得乍、萬一御開城と申様成節ハ、是非無事。しかし右様の節ハ其場所も官軍より御指圖可有やと存候間御さた次第只今より何方と決著致し難と答置。ここに官軍江戸に入らんとし、て徳川家討滅の聲の盛んなる頃の事が想見出来る。



孝明天皇の御妹和宮親子内親王は、天下歸一の御叡慮に副ひ奉らん爲め、御一身を顧みず、皇族の御身を以て將軍家茂に御降嫁あらせられたが、一旦御降嫁の上は、よく貞淑の御徳を示された。いくばくもなく將軍家茂が薨じた後は靜寛院宮と申され、江戸に留まらせられ、悲運の徳川氏を護られ、將軍慶喜の助命にも盡させられた。まこ

とに日本婦徳の典型と仰ぎまつるべき御方であらせられる。

また、さきに大老井伊直弼が勅許

を待たずして假條約に調印し、ついで安政の大獄をおこすとき、勤皇の志士の處刑せらるゝものが多かつたが、この時女子の身を以

七日
① 徳川氏を護るに盡したる御徳は、
天下に傳へられ、婦徳の典型と仰ぎまつるべき御方であらせられる。

村岡畫像

て獄に投ぜられ、つぶさに辛酸を嘗めた梁川星巖の妻紅蘭、近衛家の老女村岡のごときがあつた。後、攘夷論がしきりに起つた頃、平田篤胤の門人松尾多勢子は、信州より京都に上り、攘夷派の志士と交はり、種々奔走するところがあつた。また文久三年、七卿並びに長州藩士が京都を退く頃、西國に於ける志士は福岡の野村望東尼の許に庇護せられ、また志士相互の連絡に助けられたことあつて、爲めに望東尼は豊後姫島に流された。この外山岡鐵舟の妻英子、坂本龍馬の妻龍子等の如くよく夫を助け、其の功業をなさしめた女性、は少なくなかつた。



惜しまじな君と民との爲めなれば、身は武藏野の露ときゆとも、このたびはえこそかへらじ行く水の清き心は汲みて知りてよ

和宮

五十三路の海山川の關よりも、白洲の上のこゝろ安さよ

村岡

武夫のあかき心にあらそひて、大内山も紅葉てるらし

野村望東尼

夜半に吹く嵐に花はちりぬとも、やまと櫻のねはかれめやも

松尾多勢子

太刀とらぬ身にはあれども事しあらば、國の御爲とならざらめやも

原須賀子*

*信濃伊那郡の人
平田篤胤門人

第十二章 明治維新

●明治新政の御精神

明治天皇は慶應三年十二月九日、公武の諸臣を召して王政復古の大號令を發せさせ給ひ、從來の攝政・關白・征夷大將軍等の官職を廢して、總裁・議定・參與の三職を設け、諸事神武創業の始にもとづき、上下の別なく至當の公議を竭し、天下と休戚を同じくせよとの旨を仰せ出さ

圖 宸筆の新元號

元號定まるとき
天皇まづ親しく
筆を執りたまふ
古例によつて、
明治天皇が御宸
筆を染められた
ものである。

明治

れた。ついで翌年の三月十四日、天皇は紫宸殿に出御し給ひ、天神地祇を祭られ、五事を誓はれ、後これを國民に示し給うた。その文は左のごとくである。

御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

五箇條の御誓文

天皇はまたこの日億兆安撫國威宣布の宸翰を下し給ひて「朝政一新の時にあたり、一身の艱難辛苦を問はず汝億兆を安撫し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置ん事を欲す」との御旨を宣べ給うて、御聖旨をひろく世に知らしめ給うた。

●新政の發現 ①慶應四年八月天皇は即位の大禮を行はせられ、翌月年號を明治と改め、一世一元の制を定められ、②この年の十月には車駕御東幸あらせられ、新政の御精神をしるくも顯はさせ給うた。

③また明治元年には官制の改革が行はれた。即ち立法・行政・司法の三權の區分を明らかにし、立法のために議政官司法には刑法官・行政には行政・神祇・會計・軍務・外國の官があつて、合せて七官が設けられた。

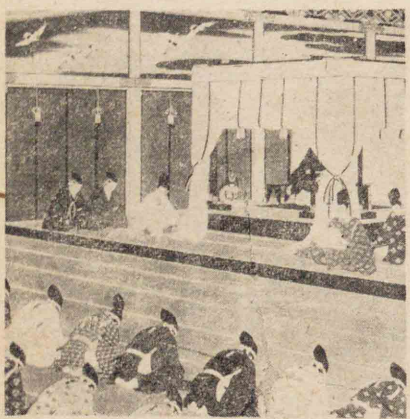
版籍奉還

④しかるに地方では諸大名はなほその領土に據つてゐたから、

官制の改革

即位・改元

明治二年薩摩・長門・土佐肥前の四藩は新政の精神を實現するため、「臣等居ル所ハ即チ天子ノ土、臣等牧スル所ハ即チ天子ノ民ナリ。安ゾ私ニ有スベケンヤ。今謹デ其版籍ヲ收メテ之レヲ上ツル。」との趣旨を以て上奏をし、朝廷の御許しを得、諸藩もまたこれに倣うたので、こゝにはじめて土地人民は古の如く朝廷に歸した。これを版籍奉還といふ。



廢藩置縣の圖

廢藩置縣

⑤しかしなほ舊藩主は知藩事として各舊領の政務を司つてゐたので主従の舊慣は、にはかに改まらない事情にあつた。こゝに於て木戸孝允・大久保利通等は藩を廢し、統一の政治をなほも進め、新政の精神を明らかにせんとした。また知藩事のうちにも辭職を願うものもあ

つたので、明治四年七月、天皇は廢藩置縣の詔を下し給うた。こゝに於て全國を三府七十二縣に分ち知藩事を廢めて新たに縣令が任命せられ、これによつて、中央集權の政治組織は全く確立するに至つた。

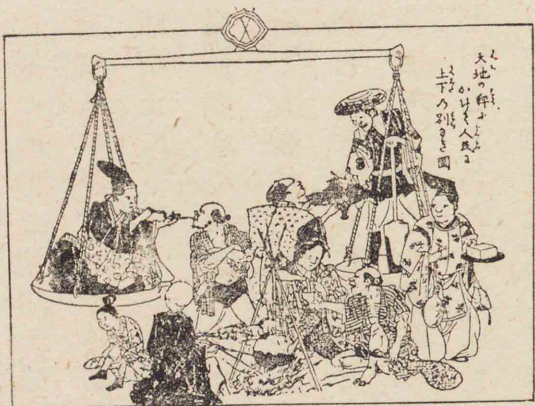
徴兵令

④また版籍奉還によつて弓馬の權は朝廷に歸したが、なほ封建の遺風は武士と農民との區別が截然としてあり、四民平等の實が擧らなかつた。こゝに於て明治五年十一月には全國募兵の制が設けられ、翌六年一月にはまた徴兵令が發布せられて、兵農の別は全く跡を絶つに至つた。後明治十五年一月には特に軍人に勅諭を下し賜はつた。

⑤社會制度の革新 江戸時代にあつては階級制度が嚴格であつて公家と武家、武士と農工商の民との間には明らかに差別を立て、社會の諸生活はこれによつて規定せられてゐた。これに對して

天地の秤の圖

人臣を天地の秤にかけた時、上下の別がなくなり平等となるの意を寓したる圖（明治初年刊行）階級差別の撤廢



明治維新には官武一途、上下協同の精神が高まり、諸般の社會施設はこの理想の下に進められて來た。明治二年には公卿諸侯の稱を廢し華族とし、ついで士族平民の稱をさだめ、士族の祿制を改めた。かくて士分は或は農に歸し、或は商人となりてその業を營むに至つた。

⑥諸般文物の發展 王政復古の新氣運にあたり、神道は新らしく國民の間に喚

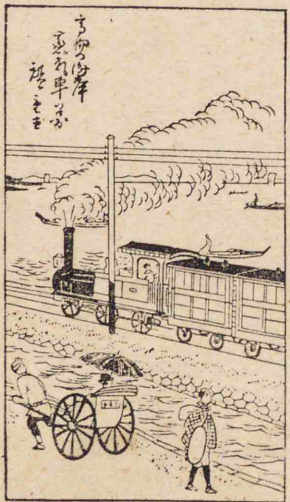
宗教

び起され、神佛分離、排佛毀釋の運動となつてあらはれ、佛教も一時苦境に陥つたが、後には更新して忠君愛國を強調し、却つて社會に活動する機會に遭ふこととなり、キリスト教は明治初年から西洋文教の傳來につれ、また憲法に信教の自由が認められて傳道の發

經濟

展を見、國民教化に資するところ大であつた。従來の士農工商の區分、職業の世襲が原則的に定まつてゐた社會の状態がかはり、また機械の輸入、その利用による生産の方法が一新せられて、經濟界は非常な勢で發展した。そのうちにも、蒸氣電氣の動力の利用や、分業方法の採用、その進歩は、製絲・紡績等に於て殊に著しい發達となり、絹・綿・毛・麻織等の生産の激増は、家庭生活の上にも種々の變化を齎さずにはおかなかつた。貿易はまた従前の如く制限せられず、東西兩洋の諸國を對手とし活潑となつた。金融は明治四年に各地に國立銀行が設けられ、ついで日本銀行が設立せられ、この業務の發達また著しいものがあつた。

交通の發達は、すでに明治二年に



東京横濱間の汽車
品川の海岸を汽車の走るところ、當時の新聞紙挿圖。

交通

鐵道國有

海運

日本郵船會社

文學

明治初年の文學著作
西洋の文學の翻譯或はその影響をうけたもので當時有名であつたものの例。



電信線が東京横濱の間に通じ、四年には郵便の制度を採用し、更に明治十年萬國郵便條約に加入して外國郵便を取扱ふに至つた。また陸上運輸に於ては明治五年に東京横濱間十七哩の鐵道を敷設したのをはじめとし、七年には神戸・大阪間、二十二年には東海道線が全通した。海運に於ては、幕末には、大船建造の禁が解かれ、明治八年に至つて政府は岩崎彌太郎の三菱會社を援助して横濱・上海の間に航路を開かせた。十八年には日本郵船會社を設立せしめ、外國との交通運輸がいよゝ盛んとなつた。

明治の新政とともに英吉利佛蘭西獨逸の諸外國語並びにその文學の研究が端緒となつて明治時代の文學はその刺戟をうけ、西南の役か

小説

ら二十年頃に至るまでは、歐羅巴文明に傾倒するものが多く、西洋の詩を翻譯した新體詩が出て、また翻譯小説が相次いで出た。小説は、政治小説や、理科學に關する小説が流行したが、坪内逍遙の「小説神髓」當世書生氣質カキギが世に出て、從來の文學に於ける勸善懲惡主義が後退して新たな寫實主義が興り、長谷川二葉亭はこの氣運にあつて小説「うき雲」を發表した。

西洋畫

明治初期の洋畫
五姓田芳柳の畫いた孟母斷機の圖



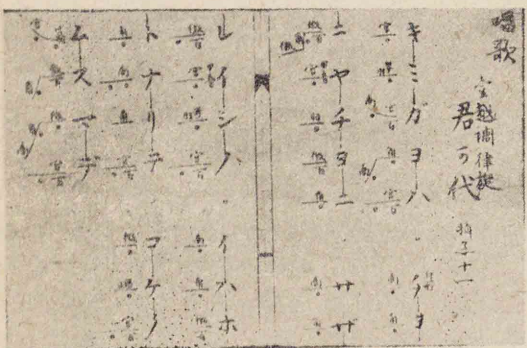
美術もまた舊物打破の思潮によつて舊來の傳統を護る日本畫よりは、西洋畫が時代のこゝろを惹き、幕末洋畫研究を繼承するものに川上冬崖があつて和蘭畫學書や來朝の米人等によつて西洋畫法を會得し門下に教授した、また英人ワーグマンWagmanは水彩畫をよ

くしたので、ついで學ぶものもあり、五姓田芳柳・山本芳翠・國澤新九郎等の如く、海外最新の畫風を學んでこれを我畫壇へ傳へるものもあつた。明治九年に工部大學が設けらるゝや、その中に美術學校が設けられて伊太利人Portinariフォンタネジイが聘せられて洋畫の指導に任じ、これより洋畫指導の爲め來朝する外人も相繼いだ。彫刻も洋風彫刻を尊重する傾があつて、明治九年美術學校に伊太利人Rakusaラグーザが聘せられ門下に多數の彫刻家を

彫刻

國歌若が代作曲
國歌の作曲がなほいまだ純粹の西洋の音譜によらず、昔時の節をあらはすものを用ひてゐる。

建築



導に任じ、これより洋畫指導の爲め來朝する外人も相繼いだ。彫刻も洋風彫刻を尊重する傾があつて、明治九年美術學校に伊太利人Rakusaラグーザが聘せられ門下に多數の彫刻家を
出し、銅石膏を以てすることが流行した。この外建築には社寺建築に於て古代風が復興するとともに、西洋の様式も輸入せられて木造の他に石造煉瓦造のものもあり、ゴシックGothic式ルネサンス式等應用せらるゝもの多きを

音樂

音樂はまた洋樂が入り來つて樂器が目新らしく、外人の教師が招聘せられ、文明開化の音を聴くごとくによろこばれ、西洋舞踏も一時盛んに行はれた。明治十二年に文部省内に音樂取調所が設けられ、十五年には初めて演奏會が開かれた。この音樂取調所は後、明治二十年に改稱せられて東京音樂學校となつたのである。かゝる間にも日本歌詞の作曲が工夫せられて、國歌、小學校唱歌などの樂譜が作られた。

第十三章 帝國憲法と教育に關する勅語

貢士の制
慶應四年二月
公議所
明治二年

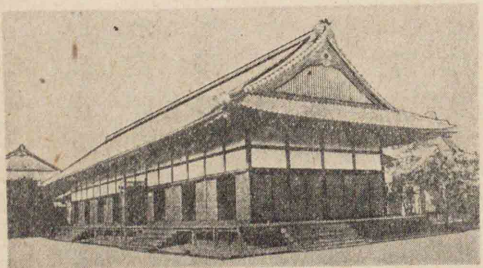
●憲法制定の由來 明治天皇は御誓文の「廣々會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」の御聖旨を充し給はんとして、貢士の制を立て、公議所を設け給ふなど、廣く公議をきこしめし給ふ畏き御叡慮を御示

明治七年
副島種臣・後藤
象二郎・板垣退
助・江藤新平等
の献白書。

憲法紀念館

皇室典範・帝國憲法等を議事制定せられた所で、明治天皇も屢々御臨幸になり、御前會議も度々開かれた。明治四十一年明治天皇より伊藤公に御下賜になり當時荏原郡大井町の公の邸宅に移されたが、今は明治神宮に奉獻せられて神宮外苑にある。

憲法起草準備



しになつた。民間にあつても明治七年には民選議院の開設を請願するものもあり、明治十年の西南の役の後にはこれを唱ふるものが多きを加へた。

天皇は明治八年に元老院・大審院を設けられ、地方官會議を開かしめられ、新政の御聖旨をいよいよ進められたが、なほも明治十四年には國會開設の期についての詔を下し給うて、將ニ明治二十三年ヲ期シ議員ヲ召シ國會ヲ開キ以テ朕カ初志ヲ成サントスと宣べ給うた。こゝに於て翌年伊藤博文は憲法取調の天命を拜して歐洲諸國を巡歴し、歸朝するや、専心憲法の起草のことに當つた。

かくて憲法の草案が成り、天皇は明治二十一年最高の諮詢府たる樞密院を創設し給ひ、これに附議し、天皇親臨あらせられ、その審議

を聞こし召し給うた。かくて帝國憲法は欽定せられて明治二十二年紀元節の佳辰を卜して發布せしめ給うた。

憲法發布

●帝國憲法と國會開設

我が國の憲法は、天皇の御睿慮により、起草にあたりても特に、國體に基いて海外諸國の成法を斟酌せよとの御仰を蒙り、天皇御親ら皇祖皇宗の御遺訓を顯彰せさせられた不磨の法典で、かしくも御發布の朝、賢所に於て御告文をさしげられ、それにも「皇祖皇宗ノ後裔ニ貽タマヘル統治ノ洪範ヲ紹述スルニ外ナラス」と仰せられてゐる。

我が國の憲法は即ち、欽定憲法であつて、外國の憲法制定と全くその事情を異にし、これによつて萬邦無雙の我が國體を明らかにし、萬世一系の天皇の御統治、萬民奉公の義務が定められた永世の寶典である。

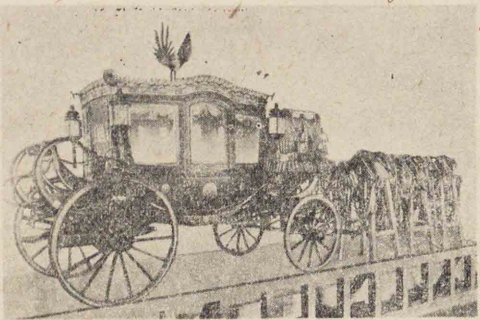
皇室典範制定

憲法發布と同時に皇室典範を制定せられ、皇位繼承、立后、立太子

帝國議會開設

など皇室に關する典章を定め給うた。これによつて皇室の御基はいよいよ固く寶祚の御榮えは天地とともに窮り無きことを明らかにせさせ給うた。

帝國憲法發布式御乘用儀裝車



かくて明治二十三年十一月には帝國憲法の規定によつて始めて帝國議會を東京に召集し、天皇親しくこれに臨み給ひ、開院の式を舉行せられた。かくのごとくにして立憲の政體はその實を備へ、萬機公論の御誓文の聖旨を實現あらせられた。

それとともに地方にありては、舊時代封建の遺風に代つて地方自治の精神を重んじ給ふ聖旨によつて、明治二十一年には市制、町村制が實施せらるゝに至り、同二十三年の府縣制發布と共に、國民はますます、皇國の民たる福祉が増進せられ

市制・町村制・府縣制發布

ることゝなつた。

① 由來

● 教育に關する勅語 天皇の御誓文の御聖旨は教化の上にも實現せさせ給うた。はやく明治元年には京都に皇學所漢學所が置



かれ、明治二年には幕府の昌平黌を大學校と改稱し、後文部省を置いて教育の事を統轄せしめられた。五年には學制を發布し給ひ、邑ニ不學ノ戸ナク家ニ不學ノ人ナカラシム」と仰せられたとともに、各地に小學校が設けられ、義務教育の制は立てられ、男女の別なく就學せしめられたことは國民教化の上の一大進展であつた。

明治十年には開成所(大學南校)と醫學所(大學東校)とを合併して、東京大學とし、法・文・理・醫の四科が設けられ、明治十九年にはさらに



皇后宮華族女學校行啓

圖本 小學校讀

明治天皇皇后宮華族女學校行啓の圖

皇后宮は夙に御心を女子教育に注がせられ、令旨を賜ふて、華族女學校を東京四谷尾張町に創設せしめ給ふた。明治十八年十一月十三日、經營成るを以て、皇后宮臨御せられ、開校の典を擧げさせられた。この圖は其の時の御様を寫し奉つたもので、壇上に立たせらるゝ皇后宮の御前に進んで、校長谷干城が祝詞を讀むところで皇后宮の御右側柱の下に立つは幹事下田歌子である。後明治二十年三月に至つて、「金剛石」・「水は器」の御歌二首を此の校に賜はつた。

この圖は今明治神宮壁繪館に納められてゐる。

筆者 跡 見 泰

大學校・中學校・小學校・師範學校の諸施設を改善し、東京大學は東京帝國大學となり、高等師範學校がまた設けられて、教育の制度は漸次に整備して來た。

その外民間には福澤諭吉創立の慶應義塾、中村正直の同人社がはやく育英の事にあたり、ついで大隈重信の東京專門學校が起り、京都には新島襄ニジマの同志社が人材を養ふた。

かやうにして教育の振興がめざましくなつた時、天皇は明治二十三年十月三十日を以て教育に關する勅語を下し給うた。教育に關する勅語は、まづ國體の精華を示し給ひ、皇祖皇宗の國を肇め給ひしことの宏遠なると歴代天皇の御聖徳の深厚にましますことを宣へ給ひ、ついで國民が

明治天皇の御座の間より勅語を奉戴して大臣の退下するところである。



日常遵守すべきの道を擧げ示され、忠孝一致の基くところ、君民徳を一にするの義を畏くも明かにし給うた尊い御教諭であつた。

かやうにして、忠良の民が天壤無窮の皇運を扶翼し奉るべき道は動くことなく定まり、我が國教育の根本精神はこゝに明らかとなつた。

かくて其の後は各種の學校も増設せられ、女子教育も普及するに至つた。

女子の教育は舊幕の時代には男子に後れるものがあつたが、明治天皇は特に御心をこゝに注がせられ、學制の頒布に際しては、婦女教育を度外に置くことを戒められ、昭憲皇太后は侍臣に命じて、婦女鑑を編せしめ給うた。斯くて小學教育に女子が男子と同様に就學するの實を擧ぐるこゝが出来た。次に

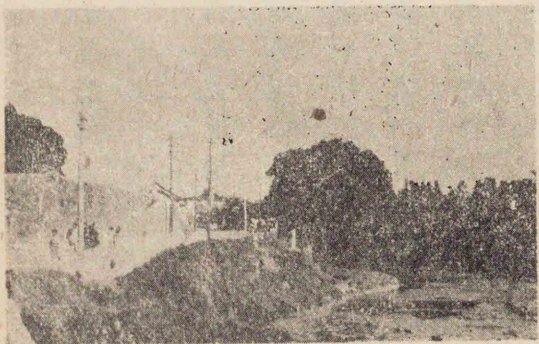


女子留學生の圖
女子最初の留學生とその教師米國婦人、留學生のつちには後の六山元帥夫人拾松子、最年少の津田梅子女史等がある。

琉球國王部の景
琉球首里市の尙侯爵(舊王家)邸を、前にある池の邊より望むところ。

明治十八年昭憲皇太后の令旨に基いて華族女學校の設立を見たが、諸縣にも女學校の開設せられるものが出来、後三十二年には、高等女學校令發布せられ、全國各府縣に女學校一校以上設立せられる事となつた。また私立の女學校も起り、日露戦争の頃には全國官公私立の女學校一百校を計へるに至つた。かくて女子の高等教育も進むに至り、女子専門學校、女子大學の設けられるもの相次いだ。

④國力の伸張 明治の新政府はその成立の時から、幕末以來の國際間の諸懸案の解決を急ぎ、明治四年には琉球の所屬を決定し、明治七年には臺灣を征伐し、その翌年には北の方露國との國境問題を處理し、北邊紛争の因を絶つた。



而して朝鮮に對しては、明治の新政にあつて、王政の復古を告げ、隣好を修めんとしたが、このことから征韓の議が起り、これが西南役の起る原因となつた。

その後清國は朝鮮を見ること屬國のごとく我が國が朝鮮に對して好誼を以て交るをよろこばず、爲めに朝鮮に於て屢事變を起し、清國の暴狀堪え難いものあつたので、我が國は清國に宣戰を布告し、遂に二十七八年の戰役となつた。この戰役は我が國威を宣揚し、長い間懸案となつてゐた條約改正はこれによつて進捗を見、三十二年には遂に列國をして條約の改正を承認せしめた。

この頃、歐洲では帝國主義がまさに興盛で、諸強國は東洋の廣大な土地に着目し、東洋に進出し來つた。この時にあつて、我が國



圖 朝鮮京城府
京城はたびたび清國との交渉、事端發生の地となつたところである。圖は京城府南大門及びその附近。

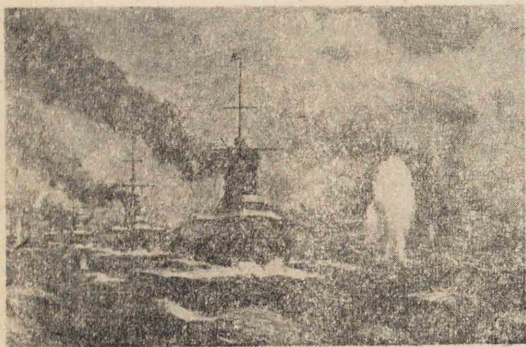
明治二十七八年戰役

條約改正

北清事變

は清國を助け、朝鮮を保育して、東亞の和平に盡しつゝあつたが、明治三十三年には清國に排外的な義和團匪の事變あり、半年に亘つて北清一帯が亂れた。これを鎮定のため、我が國は英、米、獨、露佛の諸國とともに聯合軍を起したが、その公正な行動は、列國中に重きをなすに至つた。

しかるにこの紛亂せる形勢の間に、露國は年來の南下の勢をあらはし、遂には鴨綠江を渡つて朝鮮に入り、侵略の野望が顯著となつた。これ實に我が國が多年努めてゐた清韓の國土保全を冒し、東洋の平和を破るものであつたから、我が國は起つて露國と戰はざるを得なくなつた。かくて明治三十七八年の戰役はおこり、陸軍は滿洲の野に連戰連勝し、



明治三十七八年戰役

露國の不誠意

圖 日本海海戰
明治三十八年五月廿七日午後二時四十分頃の狀況である。

ポーツマス條約
皇紀二五六五年

旅順の要塞を降し、奉天の會戰に大捷し、海軍は日本海の海戰にバ
ルチック大艦隊を撃滅し、武功赫かしく、ポーツマスの講和條約を
結んだ。

この戰役によつて、我が國勢はいよゝゝ伸張し、世界諸強國の間
に伍し、堂々として國策を行ひ世界の平和に貢獻するところま
す大となつた。こゝに於て、我が國の實力を見て明治三十八年
十一月英國が大使館を東京に置いたのはじめとし、列國も大使
を駐劄せしめることとなつた。我國もまた大使を英、米、獨佛等に
駐劄せしめた。

⑤ 文藝の興隆 明治二十年頃までは一般に西洋の文物を喜ぶ風
があつたに對して、それから後は、漸次國粹論が起り、國風の文化が
また興るに至つた。

文學に於ては、憲法發布の前後から尾崎紅葉、川上眉山、巖谷小波

文學

樋口一葉



江見水蔭等の硯友社の人々、並びに幸田露伴が出て、純粹文學の
起る氣運が生じ、女流作家には樋口一葉を出した。日清戰爭の頃

よりは哲學に大西操山、文明批評に高山樗
牛、俳句に正岡子規、創作に國木田獨步、徳富
蘆花等が出た。日露戰爭の頃には創作に
夏目漱石、歌壇に與謝野鐵幹、同晶子、若山牧
水、石川啄木等があり、文學は一般に自然主

義の傾向を強く持つてゐた。

美術では、ことに日本畫の保護獎勵が行はれ、外國人も頻りに日
本畫の尊重を説くものあり、岡倉覺三、狩野芳崖、橋本雅邦等日本美
術の發展に力を致し、明治二十二年の東京美術學校の開設からは、
繪畫、彫刻の新進がこれから出て、明治後半期並びにその以後の美
術を進めた。

美術

圖 下村觀山
筆 弱法師の圖



かくて日清戦争のころを一の時期として美術は東洋藝術の妙趣を發揮するもの、純粹の西洋美術の精髓に徹せんとするもの、これらを調和綜合せんと試みるもの等それぞれ發展期に入り、東京には繪畫に横山大觀、下村觀山、寺崎廣業、洋畫には黒田清輝、小山正太郎、彫刻に高村光雲等出て、京都には日本畫に竹内栖鳳、山元春舉等名高く、また京都には繪畫専門學校が設けられ、文部省も美術展覽會を開催してその健全なる發達を指導せんことを期し、國民の美術鑑賞亦大に進み來つた。

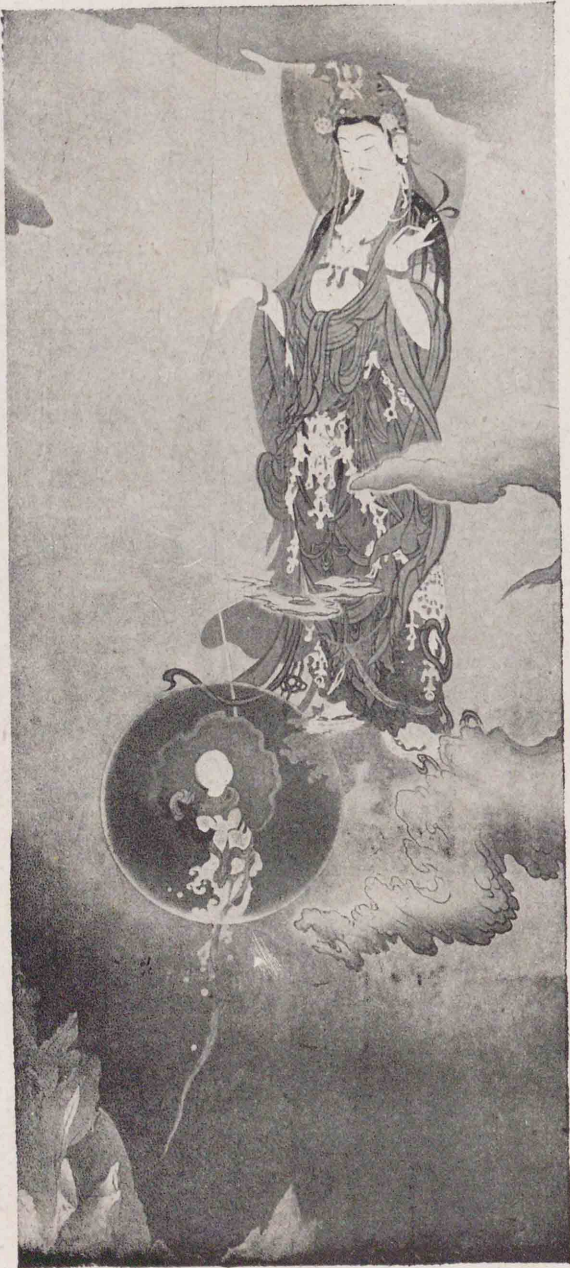


圖 悲母觀音

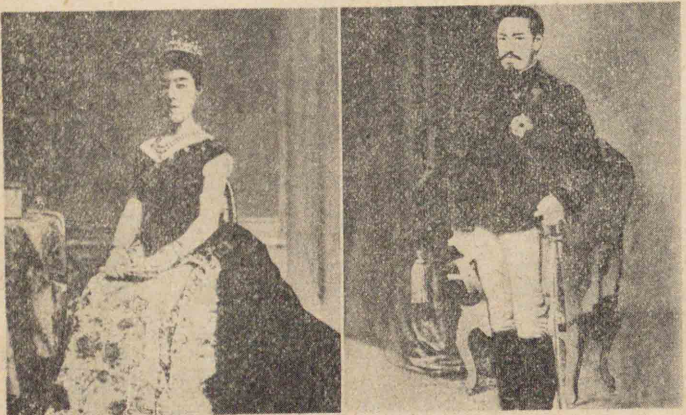
悲母觀音圖

狩野芳崖筆

この圖は芳崖が明治二十一年十一月六十一歳を以て病歿する五日前に成つたと
言はれる其の畢世の傑作で、今東京美術學校に藏せられてゐる。
圖様は虚空高き雲中に觀世音菩薩をあらはし、一嬰兒が佛の功德水の淨化を受
けつつ慈眼に守られつゝ下界に下る所を示すものであり、筆者の意圖は廣大無
遍の佛菩薩の慈悲を描くことによつて、人間母性の愛を表現するにありと考へ
られる。芳崖は明治時代の初期に於て、日本畫に彩色を施すことに苦心して、
独自の領域を拓き、また米人フェノロサ、橋本雅邦等と協力して日本美術を振
興し、國粹保存を強調して、東京美術學校を開設する等日本美術の發達に盡力
する所大であつた。

第十四章 現代の大勢

明治天皇
昭憲皇太后
御宸影



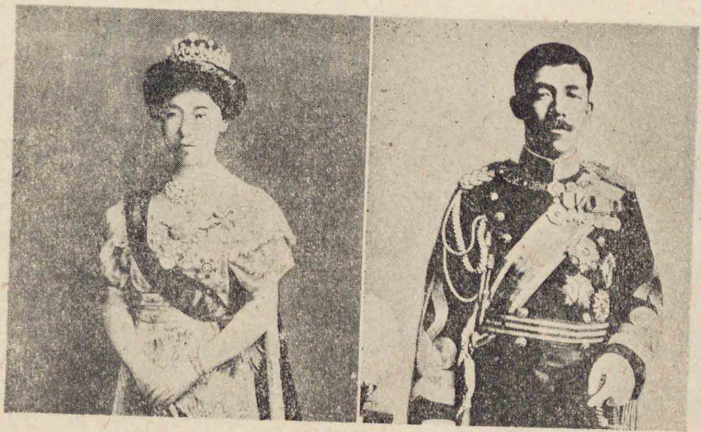
●大正昭和の御代 明治四十五年七月

三十日明治天皇は崩御あらせられ、皇太子嘉仁親王直ちに踐祚し給ひ、年號を大正と改められた。天皇は踐祚の翌日を以て勅語を下し賜ひ、祖宗の宏謨に遵ひ、憲法の條章により、皇考の遺業を紹述し給はんことを宣はせられた。

大正三年四月、明治天皇の皇后崩御せられ、御追號を昭憲皇太后と申し奉る。御坤徳の高くあらせられしは、國民の永く仰ぎ奉るところである。

大正四年十一月、天皇は即位の大典を京都に擧げさせられた。

大正天皇
皇太后陛下
御宸影



大正の御代は我が國が世界の中に力強く進出し、文化もまた世界とともに呼吸する時であつた。即ち大正三年七月に世界大戦が勃發し、我が國の參加となり、大正十年には東宮殿下の海外御巡遊があり、同年にはWashingtonの列國會議が開かれたときはその主なる事蹟である。それとともに内には大正十二年九月、關東の大震災があり、未曾有の大災害を起した。

大正天皇は仁慈正大にましまし、かく内外多端の御時にあたらせられ、明治天皇の御遺業を紹ぎ給ひ、外

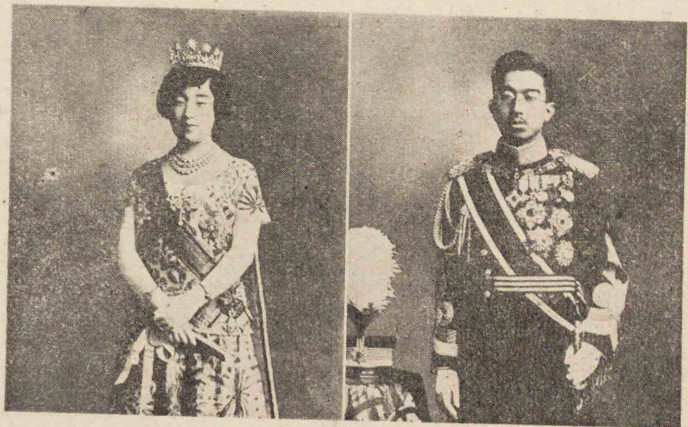
は國威を大いに宣べ、内は民庶を慈しみ給うだが、大正十五年十二月二十五日、御病のため葉山に於て崩御あらせられた。

今上陛下は直ちに踐祚せられ昭和と元號を改められ、ついで昭和三年十一月即位の大禮を京都に擧げさせられた。また昭和十五年十一月には輝かしき紀元二千六百年慶祝の式典にあたり勅語を賜はりて肇國精神の昂揚を嘉尙したまうた。

● 國內國勢の一般 大正の御代から、國家百般の施設また大いに進み、今や我が國の領土は維新前に比すればそのほゞ二倍となり、人口もまた一億を超え、眞に世界の大国としていよく隆昌を増しつゝある。國內には文教すゝみ、且つよく普及し、國民一般の經濟生活は明治の時代に比してもまた隔世の感があるを覺えしめる。交通機關の發達は鐵道が全國に敷設せられ、電信、電話は海邊山間を問はずに通じ、海運は近年の船舶噸數六百萬噸を超え、英・米

貿易

今上陛下
皇后陛下
御宸影



に次ぎ第三位に立つに至つた。更に航空路は内外に開かれて、歐洲との間の快速飛行も我が國人によつて實現せられてゐる。貿易は世界大戦の當時急激なる伸張を見、戦前は輸出入總額十億圓に過ぎなかつたのが戦後四十億圓となつた。殊に最近、我が國の優秀なる技術と施設とにより、商品の海外市場に迎へらるゝもの多く、貿易は大いに活氣を呈してゐる。

國內政治

國內の政治は、長い間の懸案であつた普通選舉法が大正十四年に至つて公布せられ、國民一般が國政に參與すること、また昭和六年の滿洲事變を機として、舉

世界情勢の推移

國一致が見られ、昭和十二年、支那事變勃發し、十四年には歐洲の大動亂となつた。國民は今や内外の時艱に全力を以て當つてゐる。

ワシントン會議

ロンドン會議

●世界の動向と日本 大正三年の世界大戦が起るや、我が國はこれに参加し、同七年パリ講和會議の開かるるや、我が國は世界の五大強國の一として、英米佛伊とともに戦後の問題を處理し、翌年成立した國際聯盟には常任理事國となり、世界の平和に盡すこととなつた。ついで大正十年アメリカ合衆國の主唱によつてワシントンに軍備縮小會議が開かれ、我が國は世界に於ける三大海軍國として英米と共に、會議の中心となり、世界平和のため、主力艦以下二百二十艘の艦艇を減少し、陸軍にても四箇師團を縮小した。その後も軍備縮小に關する會議が屢々開かれたが、我が國は世界の情勢に鑑み、昭和九年十二月、ワシントン條約の廢棄を通告し、翌十年からのロンドン軍縮會議には遂に脱退するに至つた。

かかる事態のうちに、その翌年、昭和十二年七月に支那事變の起るあり、我が國が東亞新秩序の建設に力を盡してゐる時、歐洲にては、また昭和十四年九月、獨逸の對英佛開戦があり、伊太利は獨逸に協力し、波蘭、丁抹諾威、和蘭、白耳義、ユーゴ、希臘等忽ちにして動亂の地となる。さらに昭和十六年六月には獨伊はソヴィエト聯邦に宣戦し、進撃を斷行した。またアメリカ合衆國は大西太平洋の兩洋を越えてその勢力を伸張せんとしてゐる。この世界の動向の下に、東洋平和の保持はまさに我が國の重大使命である。

④東洋の平和保持 明治三十七八年の戦役には、我が國は多大の犠牲を拂つて露西亞を滿蒙の地より逐うたが、これ一に東洋永遠の平和のためであつた。その後、我が國はその地の開發に貢獻し、二十億圓に上る投資をなし來つたが、中華民國には外國に與へた利權の回收運動がつき、滿洲に於てもまた我が既得權益が無視

①滿洲事變

滿洲國の獨立

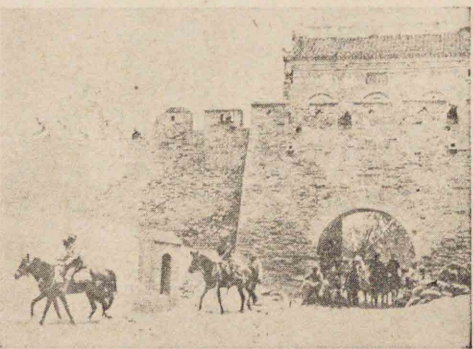
圖四 滿洲國皇帝



せられ、邦人の迫害せられることが甚しく、昭和六年九月には、南滿鐵道破壊の事件となつたので、我が駐屯軍は決然立つて應戦し、兵匪を討伐した。この間久しく租政に苦しんだ滿洲人士の間に滿洲の獨立を議するものがあり、翌年三月一日には、滿洲と蒙古の一部との獨立となり、國を建てて滿洲と號した。かくて日滿兩國は永久に相提携する友邦たるを誓ふに至り、日滿議定書をつくつて調印した。これより滿洲國の基礎いよく鞏固となり、昭和九年三月一日には帝政を宣布し、溥儀執政は即位の大典を挙げられた。しかるに國際聯盟は東洋の平和維持に關して、我が國と見解を異にしたため、我が國は斷然國際聯盟を脱退するのやむなきに至つた。我が國の國策は東洋永遠の平和を

確立せんとするに渝るところなく、特に隣接の國々とは善隣の好をつづけ、ひたすら平和のため全力を注いでゐる。

然るに中華民國中央政府は我が東洋平和の保持、日支親善の誠意を解せず、なほ排日抗日の策を探り、以て自己政權の伸張に利用せんとし、近時更にその態度を露はとなし、屢々事をかまへてゐた。偶々昭和十三年七月北京郊外にて我が軍を砲撃し、八月には上海方面にて不法行爲を敢えてなすに至つた。かくて我が國は東洋永遠の平和と諸國民の福祉のため、大陸に出動し、忽ちに北京を保ち、首都南京を陥れ、武漢三鎮、宜昌を攻略し、南は海南島を占據し、さらに佛領印度支那に進駐した。今や南京には新たに國民政府が成立し、我が國はこれを助



蘭封城門
軍を出づる皇
徐州大會戰後
封を攻略し直
に開封に向ひ
進撃した皇軍の
速な行動である

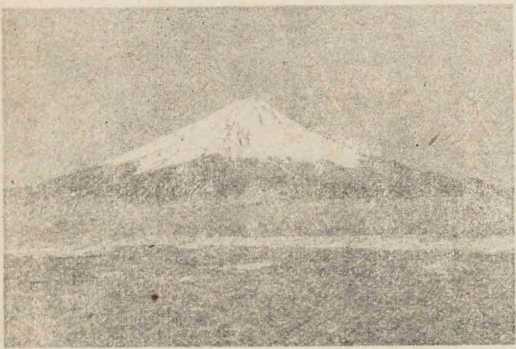
けて大東亞新秩序の建設に邁進してゐる。しかも他方歐洲大動亂に對し、確固不動の國策を以て永遠平和のため盡してゐる。

第十五章 國史の綜覽 女性の覺悟

●國史の綜覽(一) 今や國史の全般について知り、すでに外國史の概要を學んだものは、國史を通じてこれらを綜觀してその眞の意味につき深く思はねばならぬ。

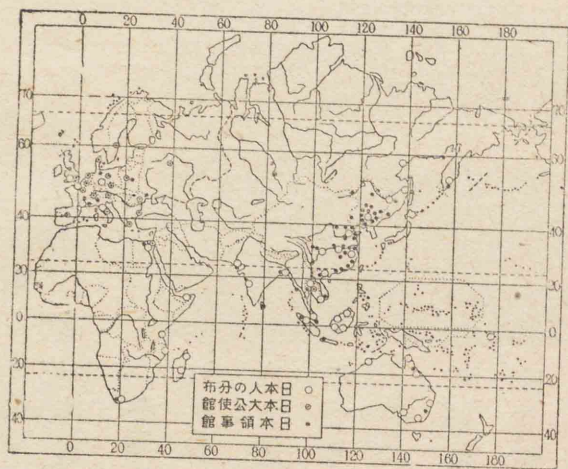
我が國の肇めは太古悠遠の古へにあつて、天照大神は、天壤無窮の神勅を瓊瓊杵尊に賜はり、神武天皇はまた大神の御徳に答へ奉る爲めに、天下を平定して都を橿原にひらいて即位し給ひ、それより歴代の天皇は神を崇め、

富士山



國家の盛衰と
國體

民を慈しみ、業を勧め、四方を順へさせられたので、國內よく治まり、皇威また外に輝いた。



海外日本人分布大勢

を送迎した。古代ギリシヤは文化が榮え、その影響を長く西洋文化に及ぼしてゐたが、その國家は幾たびか變改した。羅馬はその

しかるに外國の歴史を見るに、支那印度・バビロン・埃及等には數千年前すでに文化の進んだ國を形成してゐたものあつたが、いづれもそれら國家は更り、文化は頽廢し、そのままに持續するものは一つもない。その中支那は夏殷周・秦漢・魏晉隋・唐宋・元明清いづれも革命や外敵の侵入によつて朝を更へ、國民はその度毎に異なつた主權者

清和天皇眞觀二年(西曆八百七十八年)ラフ國王國分裂
清和天皇眞觀二年(西曆八百七十八年)ラフ國王國分裂

後に、強大なる世界帝國を樹てたがはやくから内部に抗爭對立があつた。而して四世紀の末に東西に分裂した。五世紀に入つて歐羅巴全土にはゲルマン諸民族の大移動があり、ガリア地方には、フランク王國が興つたが、九世紀には分裂して今の佛獨伊三國の基をなした。またイギリス島に移住したアングロサクソン二民族は、九世紀の前半統一せられて英國の基をなした。またこの頃のデンマーク附近にゐた北人は、その一部が東に移つて國を樹てロシアの始めをなしてゐる。西南歐洲の西班牙地方は永らくサラセン帝國の配下にあつたが、十一世紀末になつてポルトガル獨立し、十五世紀末にはイスパニア王國が成立した。かく、現今の歐羅巴諸國は其の建國多くは、我國の平安時代以後にあつたが、なほ我が國の江戸時代になる頃から後になつて、和蘭は西班牙より、瑞典は丁抹より、米國は英國より獨立した。更に江戸時代末期か

後醍醐天皇(西曆一千三百三十二年)桃圓天皇(西曆一千三百三十二年)安永五年(西曆一千七百七十六年)寛文八年(西曆一千七百六十八年)波多羅加利獨立宣言

ら明治維新のころにかけて伊太利獨逸はその統一を完成して今日に至つた。

こゝに於て我が國を顧るとき、萬世一系の皇統のいや尊く、肇國の悠遠のいよゝゝ尊嚴なるを思ふので、恰も富士の高嶺の群山にぬけ出で、その秀麗の姿をあらはすがごとくにも仰がれるのである。

② 國體

國體の精華、また比ぶべきものなく、古へよりこのかたまた變ることがない。憲法の制定も諸外國では苦しい闘争を経て、後に制定せられたものが多いのに對して、我が國にはそのことがなく、帝國憲法は明治天皇の御聖旨により、皇祖皇宗の御遺訓を紹ぎ給ひて、定められた尊い寶典である。

かやうに我國は歴代の天皇は國を治め給ふこと家のごとく、民を視給ふこと子のごとくにましまし、民も亦忠良の臣たることは

悠遠の歴史から來り、この歴史に顯現してゐる。

③ 國史の綜覽 (二) 文化もまたこれと同じく、固有の文化は太古の氏族制廢のうちに發達し、外國との交通開けるに及んで外來文化も攝取せらるゝと共に國家の自覺高まり、大化改新から奈良・平安時代と進むに従つて國家の實力増大し、外來文化を醇化しては、國風の文化が一層強く興隆した。またその間、國家の進運とその實情とに隨つて國民生活も變化し、武士が興起し國民道德の上には武士道が起り、これは元寇や建武中興に於てよく發揚せられ、吉野朝廷の時代の勤皇思想となり、ついで安土・桃山時代に國家統一の完成、勤皇の事績となつて實現し、國民元氣の溢れるところは、江戸時代の文教の復興、國民文化の發達となり、轉じては勤皇の思想の風靡となつた。これらは、その外にあらはれた形、姿の上にはさまざまに異つてゐるが精神には一貫したものが存し、相互に連繫

してゐる。それゆゑ明治天皇は、神武天皇の御創業に原づき維新の鴻業を進められ、また國威を外に發揚せさせられ、大正天皇の御代より今の御聖代に至り、上は大御心より、下は國民ひとしく心にかけて營める東西文化の融合、世界人類の協和、福祉増進も肇國のかたの皇祖皇宗の御遺訓が深く罩められてゐる。

かくて我が國の文化には、外國の歴史に屢見たはげしい對立抗爭の跡が絶えてなく、日本文化はまことに生々郁々として發展が疆まないとともに、高くして尊い統一がつねに存し、長く久しい神代からの嚴かな傳統が保たれてゐる。

●國史の綜覽(三) 諸國の歴史を觀ればそこにはまた國民の精神が明らかに認められる。諸國の國家や文化のさまはそれぞれの國民精神のあらはれに外ならぬ。我が國民精神は教育に關する勅語にも明らかに示し給うたごとく、克く忠、克く孝にして、兄弟夫

●國民精神

婦朋友の間には親愛、和睦、信義が重んぜられ、その他、清朗、明澄、純眞の氣がすぐれてゐる。殊に家庭の裡には相依り相扶ける精神が強く、和雅の風が厚くあつて、我が國特有の諸々の美點がそこから源を發してゐる。

●女性の覺悟 今や世界は、奔流の如き諸情勢のもとに國家、社會その他生活の各方面に變化多岐のときである。我が國は三千年の光輝ある文化發展の後を承け、世界の強國の間に重きをなし、文化の進展に盡してゐる。しかも内外幾多の重大問題は現實に我等の前にある。男子たると女子たるとを問はず心を一にして國運の隆昌に盡すべき秋が來てゐる。われ等はこの國史の成跡に鑑み、國體の尊嚴にして、その精華の萬邦に秀で、文化の發展また疆むことなきを知り、おのゝその道に勵み、祖先の遺風を彰らかにせなければならぬ。われ等皇國の女子は、歴史に鑑みて、國にあつ

ても、また家にあつてもよくその道にいそしみ、以て無窮の皇運を扶翼し奉り、國家永遠の興隆のため盡さねばならぬ。

思ふに、大東亞新秩序の建設といひ、世界歴史の轉換といひ、これらは當に國民の總力を懸けてはじめて達成せらるべき曠古の大事業である。日本婦人たるもの、いよゝゝ報國の誠を盡し、自らの本分を省み、艱難を排し、困苦に堪へ、國家の總力を舉げて、この世局に處せんことを思ひ、内はますゝ恭儉自らを持し、剛毅の子弟を養育し、銃後の務を固くし、外は世界を導く日本の使命についての、大覺悟を以て事に臨まねばならぬ。

昭和の大御代は百姓昭明、協和萬邦の御睿慮を畏くも仰ぎまつる時である。われ等は御聖旨に必ずそひ奉らんことを固くも誓ふものである。

子女 國史通記

高等女學校上級用 終

附 録

國史通記年表(上級用)

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
崇神天皇	崇神天皇	五三	一〇年	四道將軍を派遣す					六	
		五三	一二年	始めて人民を校へ、調役を課す					六	
		五〇	一七年	諸國に詔して船舶を造らしめ給ふ					六	
		四〇	四一年	豐城入彦命をして東國を治めしむ					六	新羅建國
		六二	四八年						五	
		六四	六一年						五	高句麗建國
		六五	六二年	農事を勸め池溝を掘らしむ					五	
		六八	六五年	任那始めて朝貢す					三	
		六四	一二年						八	百濟建國
		六五	二五年	倭姫命をして天照大神を伊勢渡會宮に鎮座せしむ					五	翌年キリスト生る
六六	二八年	詔して殉死を止めしめ給ふ					前二			
六六	三二年	土偶を殉死に代ふ					後三			
六六	三五年	諸國に池溝を開くこと八百餘					六			
六五	五四年						二	光武帝漢を再興す		
七九	八八年	天日槍の齎しし寶物を官府に藏す					六			
七二	九〇年	田間守を常世國に遣はす					六			
七三	元年	田道間守常世國より歸る					七			
七四	一二年	熊襲を親征し給ふ					七			
七五	一九年	天皇日向より還幸					八			
七五	二五年	武内宿禰をして北陸及東方諸國を巡察せしむ					九			
七五	二七年	日本武尊熊襲を征す					七			

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
景行天皇	景行天皇	七〇	四〇年	日本武尊東夷を征す					一〇	
		七一	五一年	蝦夷の捕虜を畿外に置く					一〇	
		七三	五三年	東山・東海諸州に巡幸					一〇	
		七五	五五年	彥狹島王を東山道十五國の都督とす、王途にして奠す					一〇	
		七六	五六年	御諸別王をして東山道都督の職を襲がしむ					一〇	
		七六	五七年	諸國に田部・屯倉を置く					一〇	
		七九	四年	國郡に長を立て、縣邑に首を置く					一〇	
		七九	五年	山河を界として國縣を分つ					一〇	
		八六	三六年						一〇	漢、羅馬と交通す
		八五	二年	天皇熊襲を親征し給ふ					一〇	
八〇	九年	崩御、秘して喪を發せず○神功皇后新羅を征し給ふ 皇后凱旋して天皇を葬り給ふ					一〇			
成務天皇	成務天皇	八六	元年	神功皇后攝政					一〇	
		八四	七四年	諸國の海人及び山守部を定む					一〇	
		八四	八〇年	弓月君歸化す○百濟縫衣の工女を買す					一〇	西晉の統一
		八四	八三年	百濟より阿直岐來る					一〇	
		八四	八四年	百濟の王仁、治工・釀酒人・吳服師を率ゐて來朝					一〇	
		八四	八五年	また論語十卷・千字文一卷を上る					一〇	
		八九	八九年	阿知使主十七縣の人々を率ゐて歸化す					一〇	
		八六	一〇六年	阿知使主を吳に遣す					一〇	
		八六	一一〇年	阿知使主工女を伴ひて歸る					一〇	コンスタンチヌス大帝立つ
		八七							一〇	

時代	天皇	紀元	年・號	重 要 事 項	西紀	外國史對照
	仁德天皇	九七 九八 九九 一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五	元年 四年 一年 三年 八三年	難波遷都 三年間百姓の課役を免じ給ふ 難波の堀江を穿つ 始めて茨田の屯倉を置く	三三 三六 三三 三五 三五	西晉滅び東晉起る 羅馬東西兩帝國に分る
	履中天皇	一〇三 一〇四 一〇五	四年 六年	始めて史官を諸國に置く 始めて藏職を置き藏部を定む	四三 四四 四五	
	反正天皇					
	允恭天皇	一〇五	四年	盟神探湯を行ひて姓氏を正す	四五	
	安康天皇					
	雄略天皇	一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇	二年 六年 七年 二年 四年 一年 五年 六年 二年 二年	穴人部を置く 皇妃躬ら桑蠶の事を勤む○吳國貢獻す 吉備田狹任那に於て叛す 始めて樓閣を起す 吳使及び工女漢織・吳織、縫衣工兄媛・弟媛來朝す○弟媛を以て漢衣縫部となす 秦氏九十二部一萬八千餘人を秦酒公に賜ふ○大藏官を置き、秦ノ造酒を長官とす 桑によろしき國をして各桑樹を植ゑしむ 高麗、百濟を滅す 豐受大神を丹波與佐郡眞井原より迎へて、伊勢外宮に祀る	四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	西羅馬帝國滅亡

時代	天皇	紀元	年・號	重 要 事 項	西紀	外國史對照
	清寧天皇	二四	三年	海外諸蕃朝貢す	四二	
	顯宗天皇	二四	三年	紀大磐任那に於て叛す	四七	
	仁賢天皇					
	武烈天皇					
	繼體天皇	二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	七年 一〇年 一六年 一二年	百濟五經博士段楊爾を貢す 百濟五經博士漢高安茂を貢す、よつて段楊爾を歸す 南梁人司馬達等來朝す 物部の鹿鹿火筑紫國造磐井を誅す	五三 五六 五三 五九 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	
	安閑天皇					
	宣化天皇					
	欽明天皇	一〇〇 一〇一 一〇二 一〇三 一〇四 一〇五 一〇六 一〇七 一〇八 一〇九 一一〇 一一一 一一二 一一三 一一四 一一五 一一六 一一七 一一八 一一九 一二〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一三〇 一三一 一三二 一三三 一三四 一三五 一三六 一三七 一三八 一三九 一四〇 一四一 一四二 一四三 一四四 一四五 一四六 一四七 一四八 一四九 一五〇 一五一 一五二 一五三 一五四 一五五 一五六 一五七 一五八 一五九 一六〇 一六一 一六二 一六三 一六四 一六五 一六六 一六七 一六八 一六九 一七〇 一七一 一七二 一七三 一七四 一七五 一七六 一七七 一七八 一七九 一八〇 一八一 一八二 一八三 一八四 一八五 一八六 一八七 一八八 一八九 一九〇 一九一 一九二 一九三 一九四 一九五 一九六 一九七 一九八 一九九 二〇〇	元年 三年 四年 五年 七年 一三年	蝦夷・倭人並びに歸伏す、秦漢の歸化人を國郡に置き戸籍に編貫す 百濟王聖明王金銅釋迦佛・經論を獻す 百濟に勅して醫・易・曆等の博士を交番來往せしむ 五經・醫・易・曆等の博士來朝す 漢人を大和國高市郡に置く 新羅日本府を滅す	四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	
	敏達天皇	二四 二五 二六 二七 二八 二九 三〇 三一 三二 三三 三四 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	六年 二年 四年	百濟經論・律師・禪師・比丘尼・呪禁師・佛工・寺工を獻す 蘇我馬子佛殿を造る 詔して佛法を禁じ給ふ、佛像を難波堀江に投ず	三七 三三 三五 三六 三七 三八 三九 四〇 四一 四二 四三 四四 四五 四六 四七 四八 四九 五〇 五一 五二 五三 五四 五五 五六 五七 五八 五九 六〇 六一 六二 六三 六四 六五 六六 六七 六八 六九 七〇 七一 七二 七三 七四 七五 七六 七七 七八 七九 八〇 八一 八二 八三 八四 八五 八六 八七 八八 八九 九〇 九一 九二 九三 九四 九五 九六 九七 九八 九九 一〇〇	

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
崇峻	天皇	二四八	二年	元年	蘇我馬子、物部氏を滅す				五七	
推古	天皇	二六四	二年	元年	百濟佛舍利・僧侶・寺工・瓦工・鍮盤工・畫工を獻す○馬子法興寺を建つ				五八	
推古	天皇	二六六	二年	元年	聖德太子を攝政となし給ふ○四天王寺を建つ				五九	隋の統一
推古	天皇	二六七	二年	元年	詔して佛教を興隆せしめ給ふ				六〇	
推古	天皇	二六八	二年	元年	高麗僧惠慈・百濟僧慧聰來朝す				六一	
推古	天皇	二六九	二年	元年	百濟僧觀勒來朝、曆本・天文・地理・遁甲・方術の書を獻す				六二	
推古	天皇	二七〇	二年	元年	官位十二階を定む				六三	
推古	天皇	二七〇	二年	元年	既戶皇子憲法十七ヶ條を撰び給ふ○朝禮を改む				六四	
推古	天皇	二七〇	二年	元年	既戶皇子、天皇の爲めに勝鬘經を講ず、又法華經を岡本宮に講ず				六五	
推古	天皇	二七〇	二年	元年	敬神の詔を發し給ふ○皇太子、大臣百官を率ゐて神祇を拜す○小野妹子を隋に遣す				六六	
推古	天皇	二七〇	二年	元年	隋使斐世清、妹子に従ひて來朝す○斐世清等還る○妹子をしてこれを送らしめ、留學生・學問僧を隨行せしむ○新羅人多く歸化す				六七	隋の煬帝大業三年
推古	天皇	二七〇	二年	元年	小野妹子隋より歸朝す				六八	
推古	天皇	二七〇	二年	元年	高麗僧曇徴・法定來朝す				六九	
推古	天皇	二七〇	二年	元年	掖玖人歸化す				七〇	隋滅び唐起る

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
推古	天皇	二八〇	二年	元年	既戶皇子、馬子と議して天皇記・國記・臣・連・伴造・國造百八十部并公民等の本記を錄す				七一	
推古	天皇	二八二	二年	元年	既戶皇子薨す(紀には前年とあり)				七二	
推古	天皇	二八三	二年	元年	鳥佛師をして釋迦三尊像を造らしむ				七三	
推古	天皇	二八四	二年	元年	高麗僧慧灌來朝す				七四	
推古	天皇	二八五	二年	元年	寺及僧尼を校へ録す、時に寺四十六、僧八百十六人、尼五百六十九人				七五	
推古	天皇	二九〇	二年	元年	大上御田歙・藥師慧目を唐に遣す○田部連掖玖より歸る				七六	唐太宗貞觀四年
推古	天皇	二九一	二年	元年	掖玖人歸化す				七七	
推古	天皇	二九二	二年	元年	上毛野形名を遣はし、蝦夷を討平す				七八	
推古	天皇	二九七	二年	元年	留學生、高向玄理・學問僧清安歸朝す、百濟・新羅の朝貢使之に従ふ				七九	
推古	天皇	三〇〇	二年	元年	近江・越の丁を發して百濟大寺を造らしむ				八〇	
推古	天皇	三〇二	二年	元年	六月十二日蘇我蝦夷・入鹿誅に伏す				八一	
推古	天皇	三〇三	二年	元年	蝦夷誅に臨みて天皇記・國記等を燒く				八二	
推古	天皇	三〇五	二年	元年	六月十九日年號を立て、大化とす				八三	玄奘印度より歸る
推古	天皇	三〇六	二年	元年	改新の詔を宣し給ふ				八四	
推古	天皇	三〇九	二年	元年	八省百官を置く				八五	
推古	天皇	三〇九	二年	元年	西海使百濟より還り、駱駝・驢を獻す				八六	
推古	天皇	三〇九	二年	元年	阿倍比羅夫蝦夷を討ち、肅慎人と戰ふ○沙門智諭指南車を造る				八七	
推古	天皇	三〇九	二年	元年	比羅夫郡領を後方羊蹄に置く○甘樞丘に須彌山を造て陸奥・越の蝦夷を饗す				八八	
推古	天皇	三〇九	二年	元年					八九	

時代	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照		
天	三三〇	六年	比羅夫復肅慎を討つ○皇太子始めて漏刻を造る	天	三三〇	齊	明	天	三三〇	比羅夫復肅慎を討つ○皇太子始めて漏刻を造る	
天	三三二	七年	天皇西征の軍を發し給ふ、天皇朝倉の宮に崩し給ふ	天	三三二	智	天	三三二	天	三三二	天皇西征の軍を發し給ふ、天皇朝倉の宮に崩し給ふ
天	三三四	三年	冠位二十六階を制す○防人・烽を對馬・壹岐・筑紫に置き、筑紫に大堤をつくる、水城といふ	天	三三四	武	天	三三四	天	三三四	冠位二十六階を制す○防人・烽を對馬・壹岐・筑紫に置き、筑紫に大堤をつくる、水城といふ
天	三三五	四年	百濟男女四百餘人を近江國に置く○耽羅來朝○唐使劉德高來朝	天	三三五	武	天	三三五	天	三三五	百濟男女四百餘人を近江國に置く○耽羅來朝○唐使劉德高來朝
天	三三六	五年	高麗進調、百濟男女二千餘人を東國に居らしむ○沙門知由指南車を獻す	天	三三六	武	天	三三六	天	三三六	高麗進調、百濟男女二千餘人を東國に居らしむ○沙門知由指南車を獻す
天	三三七	六年	都を近江大津宮に遷す	天	三三七	武	天	三三七	天	三三七	都を近江大津宮に遷す
天	三三八	七年	近江令成る○越國燃土と燃水とを獻す	天	三三八	武	天	三三八	天	三三八	近江令成る○越國燃土と燃水とを獻す
天	三三九	九年	戸籍を造る、これを庚午年籍といふ○法隆寺に火あり○水碓を以て鐵を冶す	天	三三九	武	天	三三九	天	三三九	戸籍を造る、これを庚午年籍といふ○法隆寺に火あり○水碓を以て鐵を冶す
天	三四〇	一〇年	始めて漏刻を新臺に置き、鐘鼓を撃て時を警む	天	三四〇	武	天	三四〇	天	三四〇	始めて漏刻を新臺に置き、鐘鼓を撃て時を警む
天	三四一	一〇年	始めて占星臺を起す	天	三四一	武	天	三四一	天	三四一	始めて占星臺を起す
天	三四二	一〇年	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す	天	三四二	武	天	三四二	天	三四二	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す
天	三四三	一〇年	多禰嶋人等を飛鳥寺の西に饗す○天社・地社・神帝紀及び上古の事を撰せしむ○多禰嶋に遣せる使其國の圖を上る	天	三四三	武	天	三四三	天	三四三	多禰嶋人等を飛鳥寺の西に饗す○天社・地社・神帝紀及び上古の事を撰せしむ○多禰嶋に遣せる使其國の圖を上る
天	三四四	一〇年	新字四十四卷を撰せしむ○隼人來貢、多禰・掖玖・阿麻彌人に賜祿	天	三四四	武	天	三四四	天	三四四	新字四十四卷を撰せしむ○隼人來貢、多禰・掖玖・阿麻彌人に賜祿
天	三四五	一〇年	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す	天	三四五	武	天	三四五	天	三四五	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す

時代	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照	
天	三三〇	六年	比羅夫復肅慎を討つ○皇太子始めて漏刻を造る	天	三三〇	齊	明	天	三三〇	比羅夫復肅慎を討つ○皇太子始めて漏刻を造る
天	三三二	七年	天皇西征の軍を發し給ふ、天皇朝倉の宮に崩し給ふ	天	三三二	智	明	天	三三二	天皇西征の軍を發し給ふ、天皇朝倉の宮に崩し給ふ
天	三三四	三年	冠位二十六階を制す○防人・烽を對馬・壹岐・筑紫に置き、筑紫に大堤をつくる、水城といふ	天	三三四	武	明	天	三三四	冠位二十六階を制す○防人・烽を對馬・壹岐・筑紫に置き、筑紫に大堤をつくる、水城といふ
天	三三五	四年	百濟男女四百餘人を近江國に置く○耽羅來朝○唐使劉德高來朝	天	三三五	武	明	天	三三五	百濟男女四百餘人を近江國に置く○耽羅來朝○唐使劉德高來朝
天	三三六	五年	高麗進調、百濟男女二千餘人を東國に居らしむ○沙門知由指南車を獻す	天	三三六	武	明	天	三三六	高麗進調、百濟男女二千餘人を東國に居らしむ○沙門知由指南車を獻す
天	三三七	六年	都を近江大津宮に遷す	天	三三七	武	明	天	三三七	都を近江大津宮に遷す
天	三三八	七年	近江令成る○越國燃土と燃水とを獻す	天	三三八	武	明	天	三三八	近江令成る○越國燃土と燃水とを獻す
天	三三九	九年	戸籍を造る、これを庚午年籍といふ○法隆寺に火あり○水碓を以て鐵を冶す	天	三三九	武	明	天	三三九	戸籍を造る、これを庚午年籍といふ○法隆寺に火あり○水碓を以て鐵を冶す
天	三四〇	一〇年	始めて漏刻を新臺に置き、鐘鼓を撃て時を警む	天	三四〇	武	明	天	三四〇	始めて漏刻を新臺に置き、鐘鼓を撃て時を警む
天	三四一	一〇年	始めて占星臺を起す	天	三四一	武	明	天	三四一	始めて占星臺を起す
天	三四二	一〇年	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す	天	三四二	武	明	天	三四二	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す
天	三四三	一〇年	多禰嶋人等を飛鳥寺の西に饗す○天社・地社・神帝紀及び上古の事を撰せしむ○多禰嶋に遣せる使其國の圖を上る	天	三四三	武	明	天	三四三	多禰嶋人等を飛鳥寺の西に饗す○天社・地社・神帝紀及び上古の事を撰せしむ○多禰嶋に遣せる使其國の圖を上る
天	三四四	一〇年	新字四十四卷を撰せしむ○隼人來貢、多禰・掖玖・阿麻彌人に賜祿	天	三四四	武	明	天	三四四	新字四十四卷を撰せしむ○隼人來貢、多禰・掖玖・阿麻彌人に賜祿
天	三四五	一〇年	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す	天	三四五	武	明	天	三四五	新羅貢調を獻す○使者俱に來朝す
天	三三八	元年	天下萬姓を混じて八姓とす	天	三三八	武	明	天	三三八	天下萬姓を混じて八姓とす
天	三三九	二年	高麗歸化人を常陸に、新羅歸化人を下毛野に置く、投化新羅人の僧俗を武藏に置く	天	三三九	武	明	天	三三九	高麗歸化人を常陸に、新羅歸化人を下毛野に置く、投化新羅人の僧俗を武藏に置く
天	三四〇	三年	蝦夷二百十三人に食を賜ひ位を授く	天	三四〇	武	明	天	三四〇	蝦夷二百十三人に食を賜ひ位を授く
天	三四一	四年	多禰・掖玖、阿麻彌・度感の人來貢す○南嶋の獻物を伊勢神宮に奉る○始めて鑄錢司を置く	天	三四一	武	明	天	三四一	多禰・掖玖、阿麻彌・度感の人來貢す○南嶋の獻物を伊勢神宮に奉る○始めて鑄錢司を置く
天	三四二	二年	忍壁親王・藤原不比等に勅して律令を撰せしむ	天	三四二	武	明	天	三四二	忍壁親王・藤原不比等に勅して律令を撰せしむ
天	三四三	二年	律令成る○明法博士を六道に遣はして新令を講ぜしむ	天	三四三	武	明	天	三四三	律令成る○明法博士を六道に遣はして新令を講ぜしむ
天	三四四	二年	新令を天下に頒つ、度量を天下に頒つ	天	三四四	武	明	天	三四四	新令を天下に頒つ、度量を天下に頒つ
天	三四五	二年	武藏國秩父郡和銅を獻す ○正月十一日和銅と改元、始めて銀錢・銅錢を行ふ	天	三四五	武	明	天	三四五	武藏國秩父郡和銅を獻す ○正月十一日和銅と改元、始めて銀錢・銅錢を行ふ
天	三四六	二年	薩摩郡司已下二百餘人入朝	天	三四六	武	明	天	三四六	薩摩郡司已下二百餘人入朝
天	三四七	二年	都を平城京に遷す	天	三四七	武	明	天	三四七	都を平城京に遷す
天	三四八	二年	穀六升を以て錢(銅)一文と交換せしむ、蓄錢叙位の法を定む	天	三四八	武	明	天	三四八	穀六升を以て錢(銅)一文と交換せしむ、蓄錢叙位の法を定む
天	三四九	二年	太安麻呂古事記を上る○始めて出羽國を置く	天	三四九	武	明	天	三四九	太安麻呂古事記を上る○始めて出羽國を置く
天	三三〇	二年	丹波五郡を割き丹後國を、備前六郡を以て美作國を、日向四郡を以て大隅國を置く○新格並びに權衡度量を天下諸國に頒つ○諸國風土記を上らしむ	天	三三〇	武	明	天	三三〇	丹波五郡を割き丹後國を、備前六郡を以て美作國を、日向四郡を以て大隅國を置く○新格並びに權衡度量を天下諸國に頒つ○諸國風土記を上らしむ
天	三三〇	二年	藤原不比等に律令を刊修せしむ	天	三三〇	武	明	天	三三〇	藤原不比等に律令を刊修せしむ
天	三三〇	二年	天下百姓をして襟を右にせしむ	天	三三〇	武	明	天	三三〇	天下百姓をして襟を右にせしむ
天	三三〇	二年	舍人親王日本書紀三十卷を上る	天	三三〇	武	明	天	三三〇	舍人親王日本書紀三十卷を上る

時代	天皇	紀元	年號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
後三條天皇	一七三	延久元年	同四年	寬德二年以後新置の莊園を停む○記録所を設く 量衡の制を定む				一〇九〇	
白河天皇	一七五	承曆元年	同三年	法勝寺供養に行幸 延曆寺僧徒祇園感神院に入りて嗾訴す				一〇七七	
堀河天皇	一七四	應德三年	同三年	白河上皇院政を執り給ふ 清原武衡・家衡誅せらる				一〇六六	
鳥羽天皇	一七〇	寬治元年						一〇六七	
崇德天皇	一七六	大治元年	長承元年	藤原清衡中尊寺を建つ 鳥羽上皇院政を執り給ふ○平忠盛南海の賊を捕ふ 得長壽院成る				一一二六 一一二九 一一三三	南宋の高宗の世
近衛天皇	一八三	仁平二年	同三年	平清盛嚴島神社の社殿を造營す 大江氏の江家文庫焼く				一一五五 一一五九	
後白河天皇	一八六	保元元年		保元の亂				一一六六	
二條天皇	一八九	平治元年		平治の亂				一一八二	
六條天皇	一八七	仁安二年		平清盛太政大臣に任ぜらる				一一八七	
高倉天皇	一八七	安元元年	治承元年	僧源空淨土宗を開く 清盛、成親等を捕ふ				一一七五 一一七七	
安德天皇	一八〇	同四年		源賴政敗北○源賴朝・源義仲擧兵				一一八〇	

代	時	倉	鎌	安
後堀河天皇	順德天皇	土御門天皇	後鳥羽天皇	安德天皇
一八七	一八六	一八三	一八五	一八四
安貞元年	建保四年	建仁二年	同三年	壽永二年
道元歸朝して曹洞宗を傳ふ	實朝支那に赴かんとして、陳和卿等をして大船を造らしむ	實朝支那に赴かんとして、陳和卿等をして大船を造らしむ	實朝支那に赴かんとして、陳和卿等をして大船を造らしむ	平氏西奔○義仲入京 平氏滅ぶ
一一三七	一一三三	一一〇一	一一〇一	一一八三
		蒙古起る		

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照
後花園天皇	稱光天皇	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	正長元年 永享元年 同 五年 同 一〇年 同 一二年 嘉吉元年 同 三年 享德二年 同 三年 康正元年	德政一揆起る 義持の弟義教將軍となる、義教朝鮮使者を等持院に引見す 飛鳥井雅世をして新續古今和歌集を撰ばしむ 永享の亂起る(翌年足利持氏自殺) 結城合戦、春王安王の亂おこる○公卿以下に其の所藏の書目を上らしむ 嘉吉の亂、赤松滿祐義教を害す○幕府令して德政を行ふ、德政條目を定む 義政家督をつぐ○宗氏朝鮮と條約を結ぶ○我邊民明疆を侵す 義政、成氏を討たしむ、成氏古河に走る(古河公方) ○建仁寺勸進船を朝鮮に遣はす	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	明の成祖の時 ジャンヌダルク英軍を破る 東羅馬帝國滅亡 英の薔薇戦争始まる

代	時	町	室	後花園天皇	後土御門天皇	後柏原天皇
二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五
長祿元年	應仁元年	文明三年	同 五年	同 六年	同 九年	同 一二年
太田道灌江戸城を築く○足利政知堀越に移る	應仁の亂起る○足利學校移建○雪舟等明使に従つて留學す 本願寺兼壽越前に遊化し、吉崎に道場を建つ 山名宗全・細川勝元卒す○義政退隱し子義尙將軍となる 幕府使を明に遣はし銅錢及び書籍を求めしむ 應仁の亂終る 一條兼良樵談治要を著す 銀閣成る○義政明に遣はして銅錢を求む 上杉定正、太田道灌を殺す 北條早雲堀越公方家を滅す	義植出奔、翌年政知の子義澄將軍となる 早雲小田原を取る○一條冬良新撰菟波集を撰す	天皇后位の禮を行ひ給ふ(踐祚後二十五年) 大内義興僧宗設を明に使し寧波に赴かしむ 武田信虎上杉氏と戦ふ 今川氏家法三十三條を定む	同 七年	同 四年	同 二年
二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五	二〇八八 二〇八九 二〇九〇 二〇九一 二〇九二 二〇九三 二〇九四 二〇九五
後二年、西班牙王國成る	葡萄牙人臥亞を占領す	ルイテル宗教改革を唱ふ	西班牙船始めて太平洋に出づ	マゼラン、フィリピン群島に着す	グアスコ・ダ・ガマ始めて印度に達す	コロンブス亞米利加發見

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
江	後陽成天皇 1004	2362	同	七年	家康江戸城中に文庫を建て、金澤文庫の書籍を移す	家康征夷大將軍に任ぜらる	長崎奉行を置く	出雲の巫女お國歌舞伎踊を演ず	朝鮮の使來る	東海・東山・北陸に一里塚を築かむ
戸	後水尾天皇 1005	2363	同	八年	家康退隱秀忠將軍となる	朝鮮との交通開かる	幕府蘭人の通商を許す	島津家久琉球を征す	秀頼東山大佛殿再興の工を起す	
時	後水尾天皇 1006	2364	同	九年	幕府英人の通商を許す	伊達政宗使を羅馬に遣す	京都の耶穌教會堂を毀つ	秀頼方廣寺の鐘を鑄る	大阪冬の陣	
代	明正天皇 1007	2365	同	元年	大阪夏の陣	豐臣氏滅亡	諸法度の頒布	群書治要を印刷せしむ	家康薨す	耶穌教を禁ず
	明正天皇 1008	2366	同	二年	外船の來航を平戸・長崎の二港に限る	諸寺の諸法度を頒つ	朝鮮信使始めて來聘す	長崎平戸を英吉利貿易港となし	耶穌教を禁ず	秀忠の女和子入内
	明正天皇 1009	2367	同	三年	秀忠退隱し家光將軍となる	天海寬永寺を創む	參勤交代の制定まる	始めて寺社奉行を置く	邦人の海外渡航の知	長崎に出島を築く
	明正天皇 1010	2368	同	四年	島原の亂起る					
	明正天皇 1011	2369	同	五年						
	明正天皇 1012	2370	同	六年						
	明正天皇 1013	2371	同	七年						
	明正天皇 1014	2372	同	八年						
	明正天皇 1015	2373	同	九年						
	明正天皇 1016	2374	同	十年						
	明正天皇 1017	2375	同	十一年						
	明正天皇 1018	2376	同	十二年						
	明正天皇 1019	2377	同	十三年						
	明正天皇 1020	2378	同	十四年						
	明正天皇 1021	2379	同	十五年						
	明正天皇 1022	2380	同	十六年						
	明正天皇 1023	2381	同	十七年						
	明正天皇 1024	2382	同	十八年						
	明正天皇 1025	2383	同	十九年						
	明正天皇 1026	2384	同	二十年						
	明正天皇 1027	2385	同	二十一年						
	明正天皇 1028	2386	同	二十二年						
	明正天皇 1029	2387	同	二十三年						
	明正天皇 1030	2388	同	二十四年						
	明正天皇 1031	2389	同	二十五年						
	明正天皇 1032	2390	同	二十六年						
	明正天皇 1033	2391	同	二十七年						
	明正天皇 1034	2392	同	二十八年						
	明正天皇 1035	2393	同	二十九年						
	明正天皇 1036	2394	同	三十年						
	明正天皇 1037	2395	同	三十一年						
	明正天皇 1038	2396	同	三十二年						
	明正天皇 1039	2397	同	三十三年						
	明正天皇 1040	2398	同	三十四年						
	明正天皇 1041	2399	同	三十五年						
	明正天皇 1042	2400	同	三十六年						
	明正天皇 1043	2401	同	三十七年						
	明正天皇 1044	2402	同	三十八年						
	明正天皇 1045	2403	同	三十九年						
	明正天皇 1046	2404	同	四十年						
	明正天皇 1047	2405	同	四十一年						
	明正天皇 1048	2406	同	四十二年						
	明正天皇 1049	2407	同	四十三年						
	明正天皇 1050	2408	同	四十四年						
	明正天皇 1051	2409	同	四十五年						
	明正天皇 1052	2410	同	四十六年						
	明正天皇 1053	2411	同	四十七年						
	明正天皇 1054	2412	同	四十八年						
	明正天皇 1055	2413	同	四十九年						
	明正天皇 1056	2414	同	五十年						
	明正天皇 1057	2415	同	五十一年						
	明正天皇 1058	2416	同	五十二年						
	明正天皇 1059	2417	同	五十三年						
	明正天皇 1060	2418	同	五十四年						
	明正天皇 1061	2419	同	五十五年						
	明正天皇 1062	2420	同	五十六年						
	明正天皇 1063	2421	同	五十七年						
	明正天皇 1064	2422	同	五十八年						
	明正天皇 1065	2423	同	五十九年						
	明正天皇 1066	2424	同	六十年						
	明正天皇 1067	2425	同	六十一年						
	明正天皇 1068	2426	同	六十二年						
	明正天皇 1069	2427	同	六十三年						
	明正天皇 1070	2428	同	六十四年						
	明正天皇 1071	2429	同	六十五年						
	明正天皇 1072	2430	同	六十六年						
	明正天皇 1073	2431	同	六十七年						
	明正天皇 1074	2432	同	六十八年						
	明正天皇 1075	2433	同	六十九年						
	明正天皇 1076	2434	同	七十年						
	明正天皇 1077	2435	同	七十一年						
	明正天皇 1078	2436	同	七十二年						
	明正天皇 1079	2437	同	七十三年						
	明正天皇 1080	2438	同	七十四年						
	明正天皇 1081	2439	同	七十五年						
	明正天皇 1082	2440	同	七十六年						
	明正天皇 1083	2441	同	七十七年						
	明正天皇 1084	2442	同	七十八年						
	明正天皇 1085	2443	同	七十九年						
	明正天皇 1086	2444	同	八十年						
	明正天皇 1087	2445	同	八十一年						
	明正天皇 1088	2446	同	八十二年						
	明正天皇 1089	2447	同	八十三年						
	明正天皇 1090	2448	同	八十四年						
	明正天皇 1091	2449	同	八十五年						
	明正天皇 1092	2450	同	八十六年						
	明正天皇 1093	2451	同	八十七年						
	明正天皇 1094	2452	同	八十八年						
	明正天皇 1095	2453	同	八十九年						
	明正天皇 1096	2454	同	九十年						
	明正天皇 1097	2455	同	九十一年						
	明正天皇 1098	2456	同	九十二年						
	明正天皇 1099	2457	同	九十三年						
	明正天皇 1100	2458	同	九十四年						
	明正天皇 1101	2459	同	九十五年						
	明正天皇 1102	2460	同	九十六年						
	明正天皇 1103	2461	同	九十七年						
	明正天皇 1104	2462	同	九十八年						
	明正天皇 1105	2463	同	九十九年						
	明正天皇 1106	2464	同	一百年						

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
江	明正天皇 1007	2365	同	元年	島原の亂平ぎ、切支丹宗の禁を嚴にす					
戸	後光明天皇 1008	2366	同	二年	和蘭の外西洋諸國との貿易を禁ず					
時	後光明天皇 1009	2367	同	三年	葡荷牙人六十一人を長崎に斬る					
代	後西天皇 1010	2368	同	四年	平戸在留の蘭人を出島に移す					
	後西天皇 1011	2369	同	五年	林道春本朝編年録を幕府に上る					
	後西天皇 1012	2370	同	六年	天海版一切經成る					
	後西天皇 1013	2371	同	七年	鄭森援を請ふ					
	後西天皇 1014	2372	同	八年	家光薨去、家綱將軍となる					
	後西天皇 1015	2373	同	九年	保科正之社會法を領内に行ふ					
	後西天皇 1016	2374	同	十年	江戸大火○徳川光圀大日本史編纂の業を起す					
	後西天皇 1017	2375	同	十一年	隱元萬福寺を創む					
	後西天皇 1018	2376	同	十二年	福井藩はじめて藩札を發行す					
	後西天皇 1019	2377	同	十三年	家綱薨去、綱吉將軍となる					
	後西天皇 1020	2378	同	十四年	高札を諸國に建て忠孝を勵まし、奢侈・毒藥賣買・耶穌教を禁ず					
	後西天皇 1021	2379	同	十五年	保井算哲新曆を撰進し、天文方となる					
	後西天皇 1022	2380	同	十六年	生類憐みの令を發す					
	後西天皇 1023	2381	同	十七年	幕府犬を斬りたるものを流刑に處す、鳩に石を投じたるものを罰す					
	後西天皇 1024	2382	同	十八年	刑す					
	後西天皇 1025	2383	同	十九年	綱吉聖堂を湯島に興す					
	後西天皇 1026	2384	同	二十年	綱吉自ら四書を講ず					
	後西天皇 1027	2385	同	二十一年	獨人ケンベル來朝す					
	後西天皇 1028	2386	同	二十二年	貨幣改鑄					
	後西天皇 1029	2387	同	二十三年						
	後西天皇 1030	2388	同	二十四年						
	後西天皇 1031	2389	同	二十五年						
	後西天皇 1032	2390	同	二十六年						
	後西天皇 1033	2391	同	二十七年						
	後西天皇 1034	2392	同	二十八年						
	後西天皇 1035	2393	同	二十九年						
	後西天皇 1036	2394	同	三十年						
	後西天皇 1037	2395	同	三十一年						
	後西天皇 1038	2396	同	三十二年						
	後西天皇 1039	2397	同	三十三年						
	後西天皇 1040	2398	同	三十四年						
	後西天皇 1041	2399	同	三十五年						
	後西天皇 1042	2400	同	三十六年						

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
仁孝	仁孝天皇	一四九四	天保五年	同	水野忠邦老中となる				一八三三	
		一四九五	同	六年	天保通寶を鑄る				一八三三	
		一四九七	同	八年	家齊退隱、家慶將軍となる				一八三三	英國ビクトリヤ女王即位
		一四九八	同	一〇年	渡邊華山・高野長英罪せらる				一八三三	阿片問題起る
		一五〇〇	同	一二年	外國船撃攘令を弛む				一八三三	南京條約成る
		一五〇一	同	一三年	忠邦職を罷める				一八三三	
		一五〇二	同	一四年					一八三三	
		一五〇三	同	一五年					一八三三	
		一五〇四	同	一六年	米使ペリー渡來○家慶薨去○家定將軍となる				一八三三	クリミア戰役起る
		一五〇五	同	一七年	米・英・露・蘭(翌年)と和親條約を結ぶ				一八三三	清・英佛の戰争起る○クリ
		一五〇六	同	一八年	米使ハリス下田に來る○二宮尊徳死す				一八三三	ミヤ戰役終る
		一五〇七	同	一九年	老中堀田正睦上京○井伊直弼大老となる○米・蘭・露・英・佛との條約に調印す○家定薨去、家茂將軍となる				一八三三	印度英帝に歸す
		一五〇八	同	二〇年	橋本左内・吉田寅次郎罪せらる				一八三三	
		一五〇九	同	二一年	櫻田門外の變○使節を米國に派遣す				一八三三	
		一五一〇	同	二二年	和宮御降嫁				一八三三	佛國榮棍を取る
		一五一〇	同	二二年	萬延元年				一八三三	清・英佛と和す○露、沿海州占領
		一五一〇	同	二二年	文久元年				一八三三	伊太利起る○米國南北戰爭起る
		一五一〇	同	二二年	同				一八三三	朝鮮王李熙即位す
		一五一〇	同	二二年	同				一八三三	長髮賊の亂平ぐ
		一五一〇	同	二二年	同				一八三三	米國南北戰爭終る
		一五一〇	同	二二年	同				一八三三	普墾戰爭

時代	天皇	紀元	年	號	重	要	事	項	西紀	外國史對照
明治	明治天皇	一五三七	同	三年					一八六七	
		一五三六	同	二年					一八六六	グラント米國大統領となる
		一五三〇	同	三年					一八七〇	
		一五三三	同	四年					一八七二	普佛開戰セダン陥る
		一五三三	同	五年					一八七三	ベルサイユ和議獨逸統一完成
		一五三三	同	六年					一八七三	
		一五三三	同	七年					一八七四	
		一五三五	同	八年					一八七五	
		一五三六	同	九年					一八七五	英國王印度皇帝と稱す○露土戰役起る
		一五三七	同	一〇年					一八七五	前年、ベルリン會議
		一五三九	同	一二年					一八七五	伊犁問題落着
		一五四〇	同	一四年					一八七五	獨逸伊三國同盟成る
		一五四二	同	一五年					一八七五	清佛戰爭起る
		一五四四	同	一七年					一八七五	
		一五四五	同	一八年					一八七五	

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照
明治	明治天皇	二五九	同二年	〔二月〕帝國憲法の發布○皇室典範制定	一八九	伊土戰爭起る 清朝滅ぶ○バルカン戰役○翌年列國支那共和國を承認す
		二五八	同三年	〔十月〕教育に關する勅語〔十一月〕第一帝國議會召集	一八〇	
		二五七	同七年	〔五月〕朝鮮東學黨の亂〔八月〕清國に對する宣戰布告	一八四	
		二五五	同八年	〔四月〕清國と講和條約(下の關條約)成る〔十一月〕遼東半島を清國に還付す	一八五	
		二五五	同三〇年	〔二月〕英照皇太后崩御〔六月〕京都帝國大學開設	一八七	
		二五五	同三一年	〔四月〕清國福建省不割讓を我に約す	一八八	
		二五五	同三二年	〔七月〕列國との新條約實施	一八九	
		二五〇	同三三年	〔十二月〕北清事變講和條約案成る(翌年九年調印)	一九〇	
		二五二	同三五年	〔一月〕日英同盟成る	一九三	
		二五四	同三七年	〔二月〕露國に對する宣戰布告○日韓協約成る	一九四	
		二五五	同三八年	〔一月〕旅順開城〔三月〕奉天占領〔五月〕日本海々戰〔八月〕日英第二次同盟成る〔九月〕露國との講和條約(ポーツマス條約)成る〔十一月〕日韓協約成る〔十二月〕統監府を韓國に置く	一九五	
		二五六	同三九年	〔六月〕南滿洲鐵道株式會社設置〔九月〕關東都督を置く	一九六	
二五七	同四〇年	〔四月〕樺太廳を置く〔六月〕日佛協約成る〔七月〕日韓新協約成る○日露協約成る	一九七	英露協商成る○第二回萬國平和會議		
二六八	同四一年	〔十月〕戊申詔書下る〔十一月〕米國と外交文書を交換す	一九八	青年トルコ黨の改革		
二五九	同四二年	〔十月〕伊藤博文哈爾濱にて暗殺せらる	一九九			
二七〇	同四三年	〔七月〕日露新協約成る〔八月〕韓國併合	二〇〇			

時代	天皇	紀元	年號	重要事項	西紀	外國史對照	
大正	大正天皇	二七二	大正元年	〔六月〕日英第三次同盟成る	一九一	伊土戰爭起る 清朝滅ぶ○バルカン戰役○翌年列國支那共和國を承認す	
		二七二	同四四年	〔七月〕明治天皇御崩御	一九二		
		二七四	同三年	〔七月〕大正天皇御踐祚〔九月〕明治天皇大葬儀行はる	一九三		
		二七五	同四年	〔四月〕昭憲皇太后御崩御〔八月〕獨國に對する宣戰布告〔十一月〕青島陥落	一九四		
		二七六	同五年	〔五月〕支那と諸條約を〔十一月〕大正天皇即位御大禮舉行	一九五		
		二七七	同六年	〔七月〕日露新協約成る〔十一月〕立太子禮舉行	一九六		
		二七九	同八年	〔八月〕西伯利亞出兵	一九七		露國革命○米國對獨宣戰
		二七九	同七年	〔六月〕獨逸との講和條約成る	一九八		世界大戰亂終る
		二八一	同〇年	〔三月〕皇太子海外御巡遊〔十一月〕皇太子攝政御就任○ワシントン會議開かる	一九九		
		二八二	同十一年	〔四月〕英國皇太子御來朝〔十一月〕膠州灣還附調印	二〇〇		
		二八三	同十二年	〔九月〕關東大震災〔十一月〕國民精神作興に關す勅語下る	二〇一		
		二八四	同十三年	〔一月〕皇太子殿下御成婚式	二〇二		
二八五	同十四年	〔二月〕日露の國交恢復	二〇三				
二八六	同十五年	〔十二月〕大正天皇御崩御	二〇四				
二八六	昭和元年	〔十二月〕今上天皇御踐祚	二〇五				
二八七	同二年	〔二月〕大正天皇御大喪〔六月〕支那山東省へ出兵○ジュネーブ軍縮會議開かる〔六月〕八月〕五月〕支那山東省へ出兵○濟南事件起る〔十一月〕今上天皇御大禮	二〇六	張作霖暗殺する			



昭和十八年六月十六日	昭和十八年七月十七日	昭和十八年八月十八日	昭和十八年九月十九日	昭和十八年十月二十日	昭和十八年十一月二十一日	昭和十八年十二月二十二日	昭和十八年一月二十三日	昭和十八年二月二十四日	昭和十八年三月二十五日	昭和十八年四月二十六日	昭和十八年五月二十七日	昭和十八年六月二十八日	昭和十八年七月二十九日	昭和十八年八月三十日	昭和十八年九月三十一日	昭和十八年十月三十一日	昭和十八年十一月三十一日	昭和十八年十二月三十一日
訂正五版發行	訂正四版發行	訂正四版發行	訂正三版發行	訂正三版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行	訂正再版發行

著者

西田直二郎

發行者

中等學校教科書株式會社

代表者 山本慶治

印刷所

井下精一郎

大阪市西區阿波座中通二丁目四番地

子女國史通記 高等女學用上級用校
定價 金九拾壹錢

(略名) 積善西田女國史上級

發行所

東京市麴町區飯田町二丁目二十番地

中等學校教科書株式會社

日本出版文化協會會員番號 一一七五二二

配給元 日本出版配給株式會社
東京市神田區淡路町二ノ九



庫
3
16

広島大学図書
2000081616
